

# 第4次伊万里市

## 地域福祉計画/地域福祉活動計画



伊万里市／



伊万里市社会福祉協議会



## はじめに

地域福祉を取り巻く課題は、少子高齢化や核家族が進行し、価値観や生活スタイルが多様化しており、また、地域のつながりの希薄化等により地域社会が変容するなど、多様化・複雑化しています。

このような状況を踏まえ、わが国では、これまでの制度・分野の枠や、「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、住み慣れた地域で自分らしく、そして、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

本市では、平成19年3月に地域福祉施策の指針となる「伊万里市地域福祉計画」を策定し、平成24年3月と平成29年3月に計画の見直しを行い、助けあいや支えあいによる地域福祉の向上に努めてまいりました。

この度、平成29年3月に策定した「第3次伊万里市地域福祉計画」の基本理念を引き継ぎ、地域を取り巻く状況の変化に柔軟に対応しながら、地域の担い手による「支え合い」「助けあい」によって、だれもが住み慣れた地域で生活できる「地域共生社会」を目指して、「第4次伊万里市地域福祉計画」を策定いたしました。また、伊万里市社会福祉協議会においては、相互に補完しあう地域福祉活動計画について見直しがなされ、一体的な計画として「第4次伊万里市地域福祉活動計画」が策定されたところであります。

「第4次伊万里市地域福祉計画」は、本市における福祉分野の個別計画の「上位計画」に位置づけられ、各個別計画と地域福祉の方向性や基本理念などを共有しながら、総合的かつ計画的に推進するための計画となっております。併せて、第4次伊万里市地域福祉計画では、成年後見制度利用促進と地域再犯防止推進が、地域共生社会の実現の一端を担うことから、成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画を計画に包含することで、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

今後も、基本理念である「みんなで助けあい、支えあう だれもが住みたいまち・伊万里をつくる」の実現のため、市民の皆様、福祉事業者、関係団体、地域の関係者と行政が相互に連携し、ともに、地域福祉を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり貴重なご意見やご提案をいただきました「伊万里市地域福祉計画策定委員会」の田代委員長をはじめとする委員の皆様と、アンケート調査で貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係団体の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

伊万里市長 深浦 弘信





# 目次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の一体的な策定	10
4. 地域福祉の圏域の設定	10
5. 計画の期間	11
6. 計画の策定体制	11
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	
1. 人口、世帯等の状況	12
2. 地域福祉計画に関する市民アンケート調査結果の概要	19
3. 地域福祉を取り巻く課題	29
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	34
2. 基本目標	35
3. 施策の体系	36
4. 重点施策	38
第4章 計画の推進に向けて	39
第5章 地域福祉推進のための施策	
基本目標1 みんなが利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり	40
施策1 サービス情報の提供体制の仕組みづくり	40
施策2 適正なサービスの確保の場づくり	43
施策3 包括的な支援体制づくり	49
基本目標2 みんなが地域福祉活動に参画しやすい体制づくり・人づくり	55
施策1 福祉教育の推進・人づくり	55
施策2 参加の場・機会づくり	60
施策3 地域の福祉ニーズの把握・対応の体制づくり	66
施策4 身近な福祉課題に気づく体制づくり	70
基本目標3 みんなが暮らしやすい地域づくり	73
施策1 医療・保健の充実した地域づくり	73
施策2 安心して生活できる環境づくり	76
施策3 防犯・防災体制が整備された地域づくり	81
施策4 助け合いのまちづくり	87

第6章 各地域の福祉活動計画	90
用語説明	116
資料編	121
伊万里市地域福祉計画策定委員会設置要綱	
伊万里市地域福祉計画策定委員会名簿	
計画策定の経過	
成年後見制度利用促進計画の概要(厚生労働省)	
再犯防止推進計画の概要(法務省)	
佐賀県賃貸住宅基本供給促進計画	

◇ 本計画書において、単に「計画」または「本計画」と記載している個所は、「地域福祉計画と地域福祉活動計画の両計画」を表しています。

◇ ※を付した用語については、計画書の巻末に用語説明があります。

### 「障害(がい)」の表記について

本計画では、「障害」を「障がい」と表記することとします。

ただし、法令、条例や制度のほか、施設、法人、団体などの名称が「障害」となっている場合や、引用している資料で「障害」となっている場合については、「障害」と表記しています。

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景

我が国においては、少子高齢化や核家族化などの進行にともない、生活スタイルの変化や個人の価値観の多様化、家族形態の変化など、社会環境が大きく変化してきたことで、人と人のつながりが希薄化し、地域や家庭で支え合う力が弱まっています。

このような背景の中、虐待、ひきこもりなどの様々な問題が生じ、これらの問題は様々に絡み合っ  
て複雑化し、個人や世帯で複数の問題を抱えるなど複合化しています。

そのため、生活における課題を抱えながらも相談する相手がない、また、制度の狭間で孤立して  
しまい生きづらさを感じている人が増えています。

これまでの福祉政策においては、高齢者、障がい者、児童など、制度や分野ごとに施策の充実が  
図られてきましたが、これからは制度や分野ごとの縦割りでは解決できない課題に対応するため、包  
括的な支援への取り組みが求められています。

そのため、これまでの制度や分野ごとの枠や、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地  
域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会がつながり、住民一人ひとりが生きがい  
や役割をもち、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるような地域をともに創っていくことのでき  
る「地域共生社会」が求められています。

このため、国においては、地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法の一部改  
正を含む「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が、平成30  
年4月に施行されました。

また、同法の一部改正に先立ち、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が、  
同年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地域福祉との一体的な展開が求めら  
れるなかで、権利擁護をはじめ、制度の縦割りや支え手・受け手の関係を超えた地域共生社会の実  
現に向けた動きが活発になっています。

本市においては、地域福祉の推進のため、「みんなで助けあい、支えあう だれもが住みたいまち・  
伊万里をつくる」を基本理念とし、平成19年3月に初めて伊万里市地域福祉計画を策定し、平成29  
年3月には第3次となる現計画の策定を行い、各種施策、地域福祉活動を推進し、福祉の充実に取り  
組んできました。今年度が現計画の最終年度となることから、さらなる地域福祉の推進と地域共生社  
会を目指すため、計画の見直しを行い、「第4次伊万里市地域福祉計画／地域福祉活動計画」を策  
定します。

## 地域福祉

「地域社会において、地域住民の持つ問題を解決したり、また、その発生を予防するための社会福祉施策と、それに基づく実践をいう。地域福祉の概念は、捉え方や立場の違いで人によって様々な見解があり、必ずしも定まっているとはいえないが、在宅福祉サービスや地域組織化を具体的内容としている点では共通している。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連帯によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴といえる。」

(中央法規出版「社会福祉用語辞典」より)

## 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)



(出典:厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト)

## 2. 計画の位置づけ

### [1] 法令等による根拠

本市が策定する地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。また、平成30年4月の社会福祉法の改正により、福祉分野の個別計画の上位計画に位置づけられています。

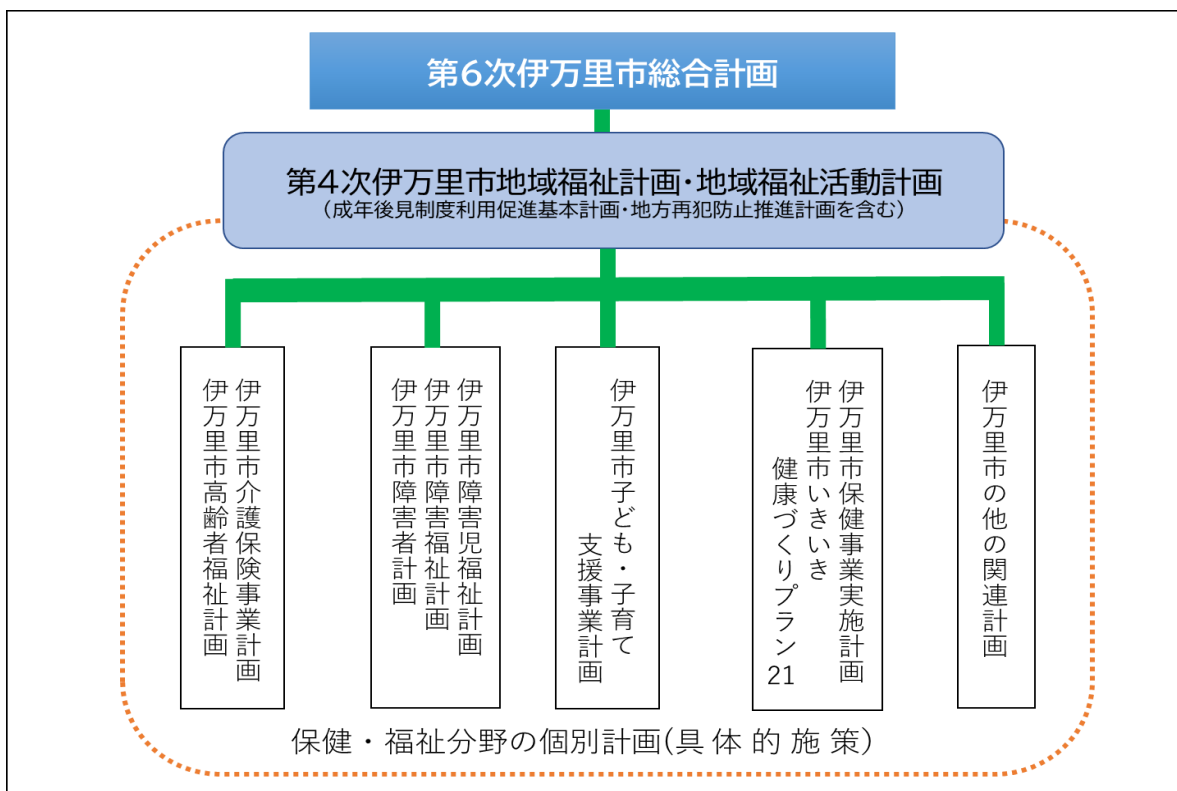
社会福祉協議会<sup>\*</sup>が策定する地域福祉活動計画は、社会福祉法に明文の定めはありませんが、同法第4条に規定する「地域福祉の推進」の趣旨を受け、これを具体化するための活動計画と位置づけられます。

また、本市が策定する地域福祉計画には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年5月施行)及び「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年12月施行)に基づき、具体的な施策を計画的に推進するため「成年後見制度利用促進基本計画」と「地方再犯防止推進計画」を包含した計画とします。

### [2] 関連計画との関係

本計画は、「伊万里市総合計画」を上位計画としてその整合性を図るとともに、本市における保健・福祉分野の個別計画である「伊万里市高齢者福祉計画」、「伊万里市障害者計画」、「伊万里市子ども・子育て支援事業計画」及び「伊万里市いきいき健康づくりプラン21」などの上位計画として位置づけ、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるものです。

#### ■関連計画との位置づけ



## 社会福祉法(抜粋)

### (福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

福祉サービスの理念について明記されています。

### (地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民を、事業者及び社会福祉に関する活動(ボランティア等)を行う人と連携・協力して、地域福祉の推進に務める主体として明記されています。また、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、地域住民や福祉関係者による把握及び支援関係機関との連携により解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されています。

### (福祉サービスの提供体制確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨が明記されています。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 (略)

①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築等を通じて、包括的な支援体制を整備していくことが市町村の努力義務として明記されています。



(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

市町村地域福祉計画について、その策定が努力義務とされ、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定め、他の分野別計画の上位計画に位置づけられています。また、定期的に、その策定した計画について、PDCA サイクルを踏まえた進行管理の必要性が明記されています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役割について明記されています。



成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋)

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが明記されています。

再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋)

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

国の再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策についての基本的な計画を定めることが明記されています。

### [3] 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

#### ■地域福祉計画とは

社会福祉法第107条の規定に基づき本市が策定する計画で、地域福祉を推進するため、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加により、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、関係部署や支援関係機関等と連携し、その解決に向けた施策や取組について、目標を設定し、計画的に整備していくための計画です。

#### ■地域福祉活動計画とは

社会福祉法第109条の規定に基づく組織である伊万里市社会福祉協議会が策定する計画で、地域福祉計画と連動し、複雑化・複合化する生活課題や福祉ニーズに対応し、地域住民が安全で安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指すものであり、そのための活動を具体的に示した計画です。

### [4] 成年後見制度利用促進基本計画・地方再犯防止推進計画とは

#### ■成年後見制度利用促進基本計画とは

成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づき本市が策定する計画で、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が、財産管理や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認等)などの法律行為を一人で行うのが難しい場合など、法的に保護し、支援するために成年後見制度を利用することで、一人で選択・決定することが難しい状態になっても、地域社会に参画し、その人らしい生活を継続できるよう、関係機関と連携し、利用促進に向けた取組について、整備していくための計画です。

#### ■地方再犯防止推進計画とは

再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき本市が策定する計画で、犯罪や非行をした人が、様々な生きづらさや社会復帰を妨げる課題を抱え、地域社会で孤立し、再び犯罪に手を染めることがないように、必要な支援が得られる環境を整備するための取組などを整備していくための計画です。

[5] SDGs(持続可能な開発目標)の理念

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」のことで、令和12年までに達成する17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■伊万里市地域福祉計画での取組に該当する SDGsの開発目標

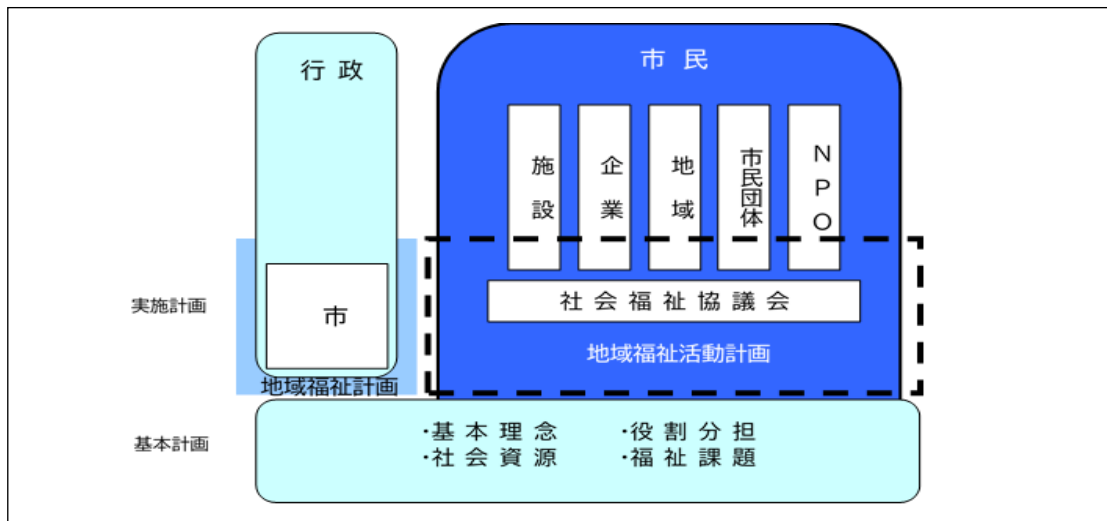
<p>1 貧困をなくそう</p>	<p><b>貧困をなくそう</b> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>人や国の不平等をなくそう</b> 国内および国家間の不平等を是正する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>住み続けられるまちづくりを</b> 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>質の高い教育をみんなに</b> すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><b>ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーを図る</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

### 3. 計画の一体的な策定

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、市の地域福祉計画と理念や課題を共有し、相互に補完・補強し合う関係にあることから、両計画の推進にあたっては密接に連携を図っていく必要があります。

このため、本市においては、市と社会福祉協議会との共同により策定作業を進め、両計画を一体的に策定します。

#### ■地域福祉計画と地域社会福祉活動計画の関係図



### 4. 地域福祉計画の圏域設定

#### ■地域福祉の圏域設定の趣旨

これまでの地域福祉計画では、行政が適切な福祉サービスを提供するための範囲を福祉圏域としていました。しかし、改正社会福祉法にも盛り込まれたように、地域福祉は「適切な福祉サービスの供給」だけでなく、「地域住民等による地域福祉活動の推進」も大きな役割の一つになったことから、地域住民等が地域福祉活動を推進するための範囲を考慮した圏域設定が求められています。

#### ■地域福祉計画における圏域の設定

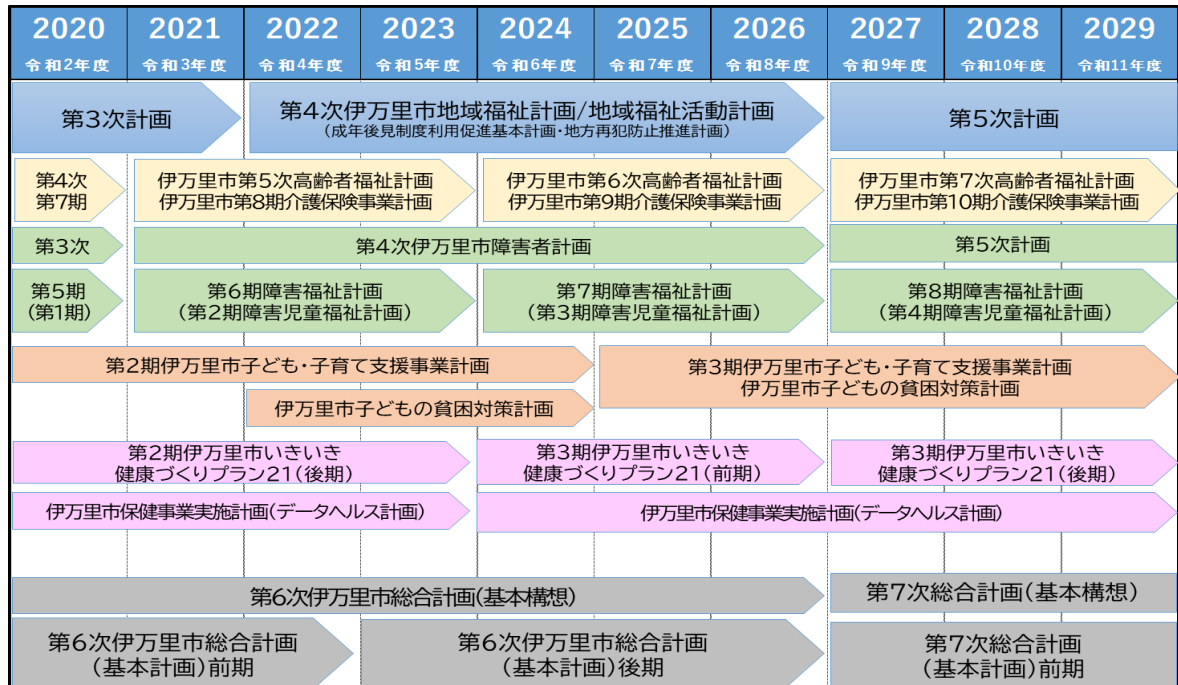
第3次地域福祉計画では、行政が適切な福祉サービスを提供するための範囲として、市内全体で一体的に福祉サービス等を提供していることから、福祉の圏域を1圏域として設定してきました。これは、介護事業計画における日常生活圏域と同一の圏域となっています。

しかし、地域住民等が地域福祉活動を推進するための範囲は、地域コミュニティセンターの活動区域(13 地区)、民生委員・児童委員協議会の活動区域(11 地区)、小中学校区域など、様々な範囲となっています。

このことから、地域福祉における取組は多岐にわたり、それぞれの取組を実施する適切な範囲が異なっているため、本計画では、地域福祉活動が実施される地域は一義的なものではないことから、重層的なものとして捉え、それぞれに応じて適切な圏域を設定しながら、地域共生社会の実現に向け、取組を推進していきます。

## 5. 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画とし、必要に応じて見直しを行います。



## 6. 計画の策定体制

### [1] 地域福祉計画の策定組織

地域福祉計画の策定にあたっては、広く市民の意見を計画に反映させるため、関係団体や市民団体の代表等による策定委員会を設置しました。また、併せて市職員による策定プロジェクトと作業部会を庁内に設置し、委員会の活動を支援しました。

策定委員会では、市民アンケート調査やこれまでの取り組み内容について、課題を整理し、作業部会で作成した計画素案に反映させ、パブリックコメントの手続きを経た後、委員会で修正、確認され、計画原案として市長に提案されます。

### [2] 地域福祉計画策定における市民意見の収集方法

計画の策定の基礎として、地域福祉に関する市民の意見を収集するため、市民アンケートを実施しました。

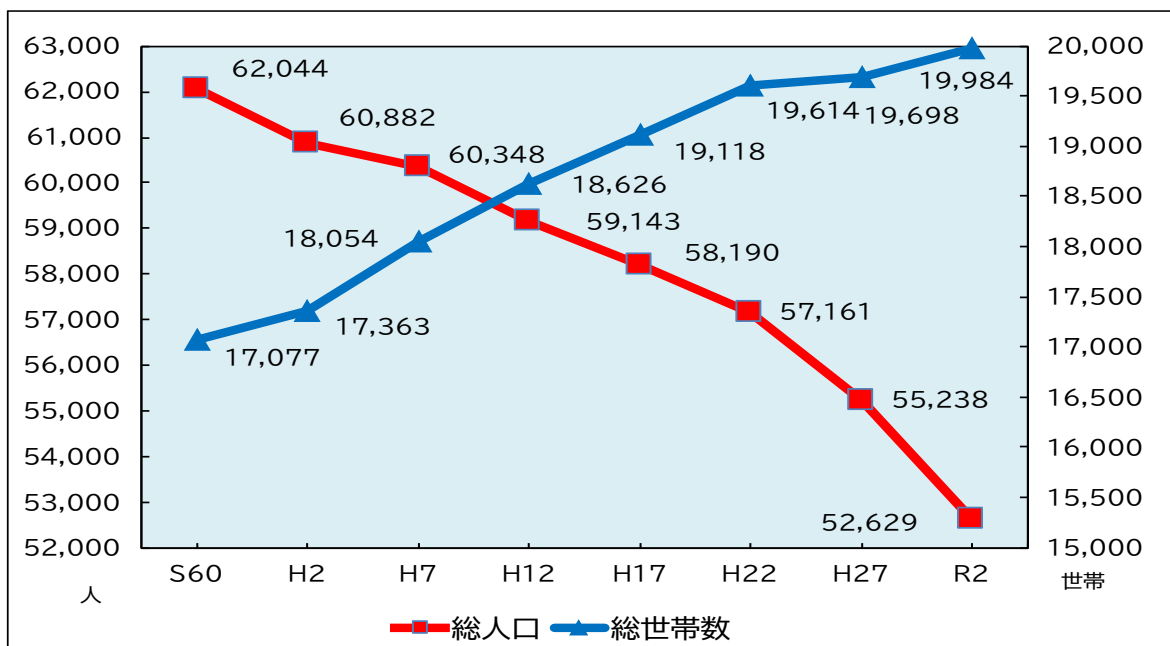
概要	無作為に抽出した市民630人と策定委員会の構成団体の会員等の市民570人を合わせた1,200人を対象にアンケートを行いました。
期間	令和3年7月～9月
回答者数	728人(回答率 60.7%)

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1. 人口、世帯等の状況

本市の地域福祉を取り巻く現状と課題を把握するためには、人口、世帯数をはじめとした統計的なデータを把握しておく必要があります。以下、地域福祉に関連が深いと思われる統計データについて、グラフ等により示します。

#### ◆総人口と世帯数の推移



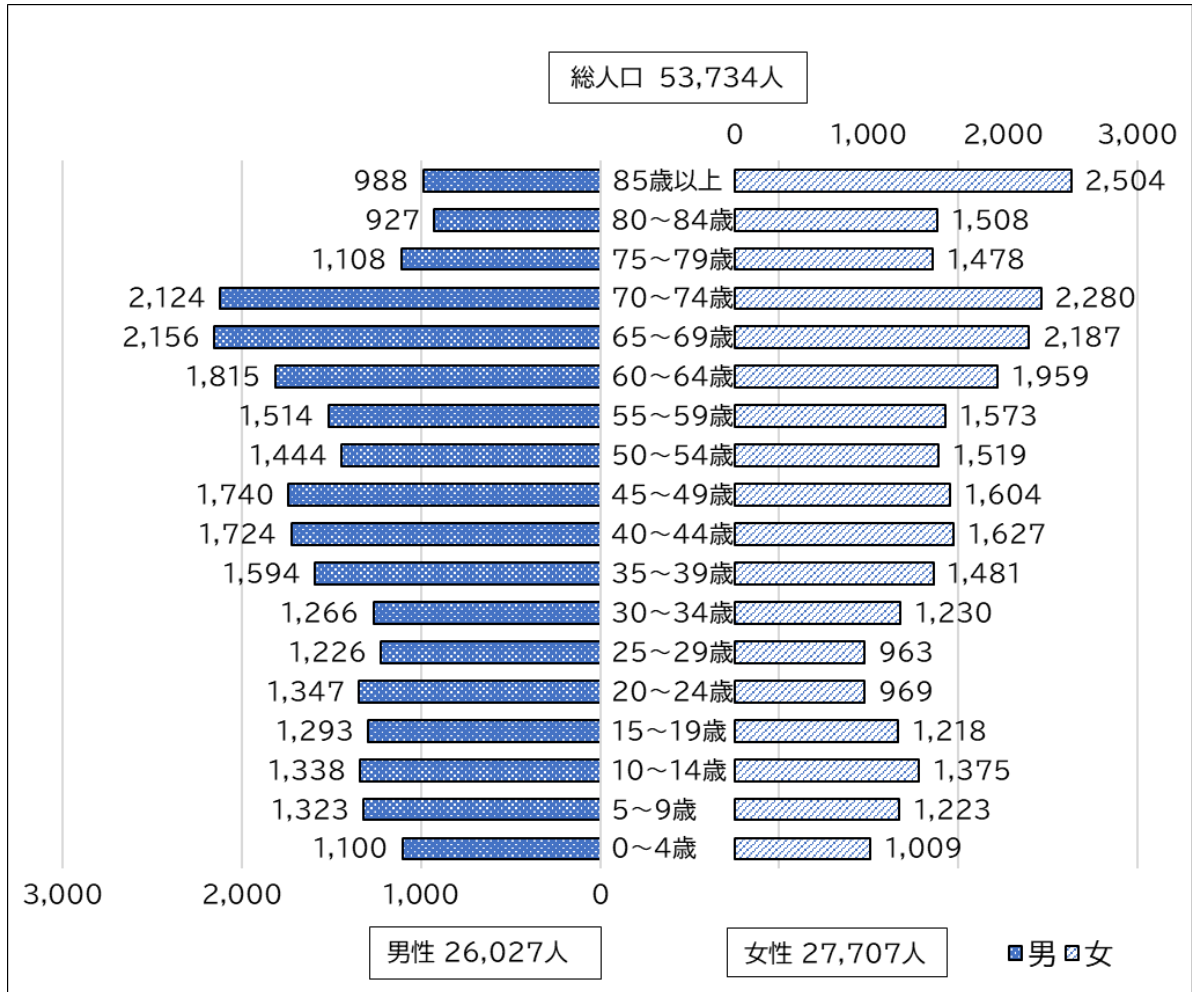
※各年10月1日現在。

(資料:国勢調査)

本市の総人口は昭和60年ごろから減少を続けています。しかし、世帯数は一貫して増加している傾向にあり、これは、核家族化がより一層進んでいることや単身世帯の増加が一因と考えられます。



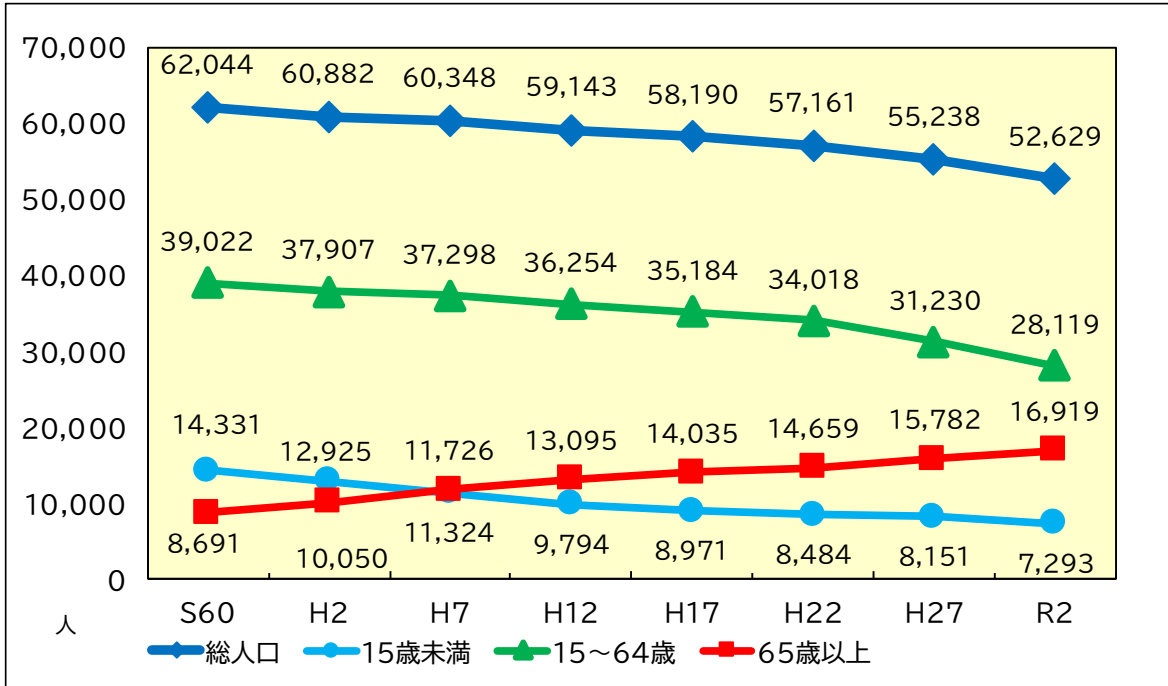
◆性別・年齢別人口構成(令和3年4月1日現在)



(資料:住民基本台帳)

本市の総人口は、53,734人(令和3年4月1日現在)となっており、65歳以上の高齢者人口は17,260人、総人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は32.1%となっています。平成28年度と比較すると、5年間で高齢化率が3.7ポイント上昇しています。また、「団塊の世代」である65歳から74歳の人口が突出して多いことや75歳以上の人口が急激に減少し、85歳以上になると、男女の人口に大きな差が出ていることがわかります。さらに、19歳以下の人口はわずかな増減があるものの増加傾向にあるとは言えず、少子化に歯止めがかかっていないことがわかります。

◆人口(年齢区分ごと)の推移

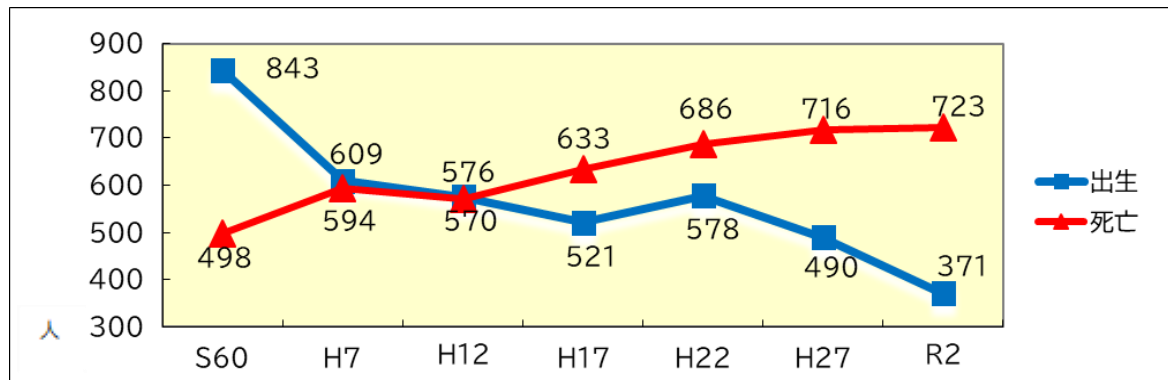


※各年10月1日現在。

(資料:国勢調査)

昭和60年から令和2年までの35年間の年齢区分ごとの人口の推移をみると、65歳未満全体の人口は一貫して減少しており、特に15歳未満の人口の減少が顕著となっています。逆に65歳以上の人口は増加し続けており、平成7年を境に、15歳未満の人口が65歳以上の人口を下回っています。このグラフからも、少子高齢化が進行している状況がわかります。なお、この傾向は今後も続くことが予測され、さらに人口の減少とともに、少子高齢化が進行するものと考えられます。

◆出生数、死亡者数の推移



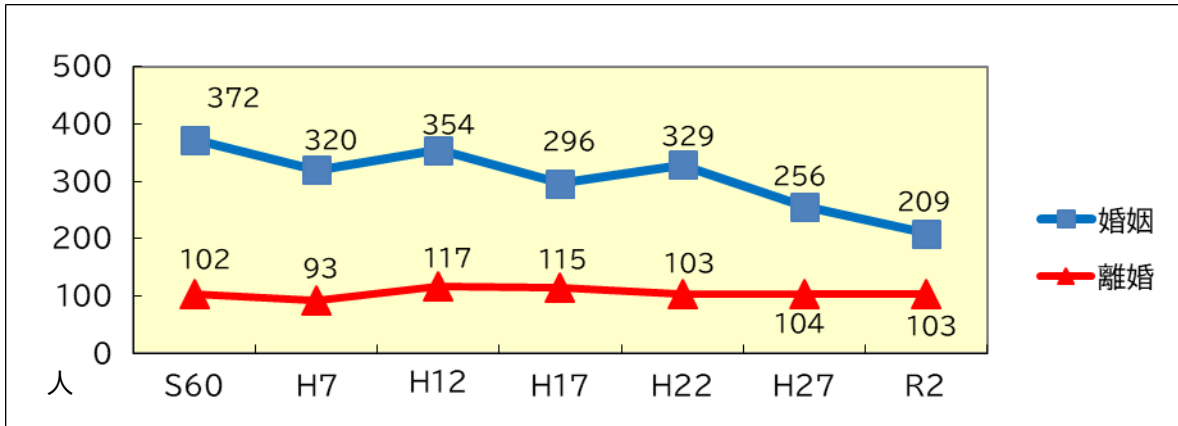
※集計は年単位。

(資料:住民基本台帳)

昭和60年に843人であった出生数は、平成7年には死亡数とほぼ同数になり、以降は死亡数を下回っています。平成22年では578人と若干増加していますが、それでも昭和60年とくらべると、約3割も減少しています。平成27年には、出生数は500人を切り、令和2年は400人を切っていることから、ますます人口の自然減が進んでいくものと考えられます。



◆婚姻数、離婚数の推移

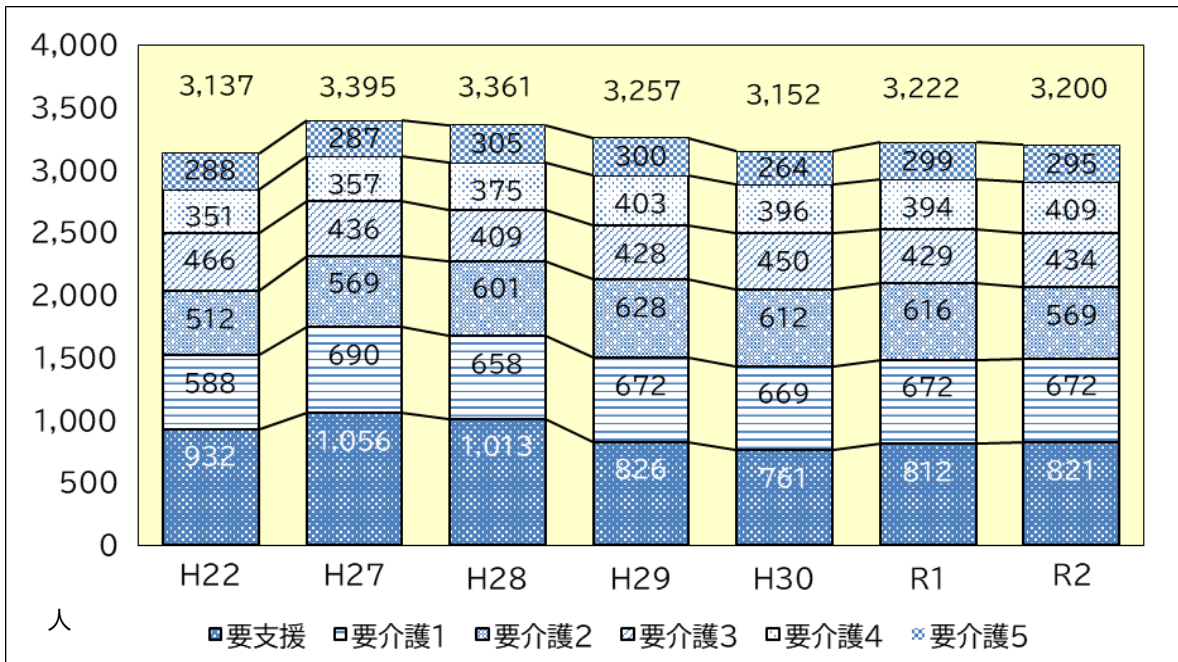


※集計は年単位。

(資料:住民基本台帳)

昭和60年に372件であった婚姻数は、令和2年には約4割減少し、209件となっています。離婚数は昭和60年からゆるやかに増減を繰り返していますが、毎年100件前後で推移しています。

◆要介護認定者数の推移

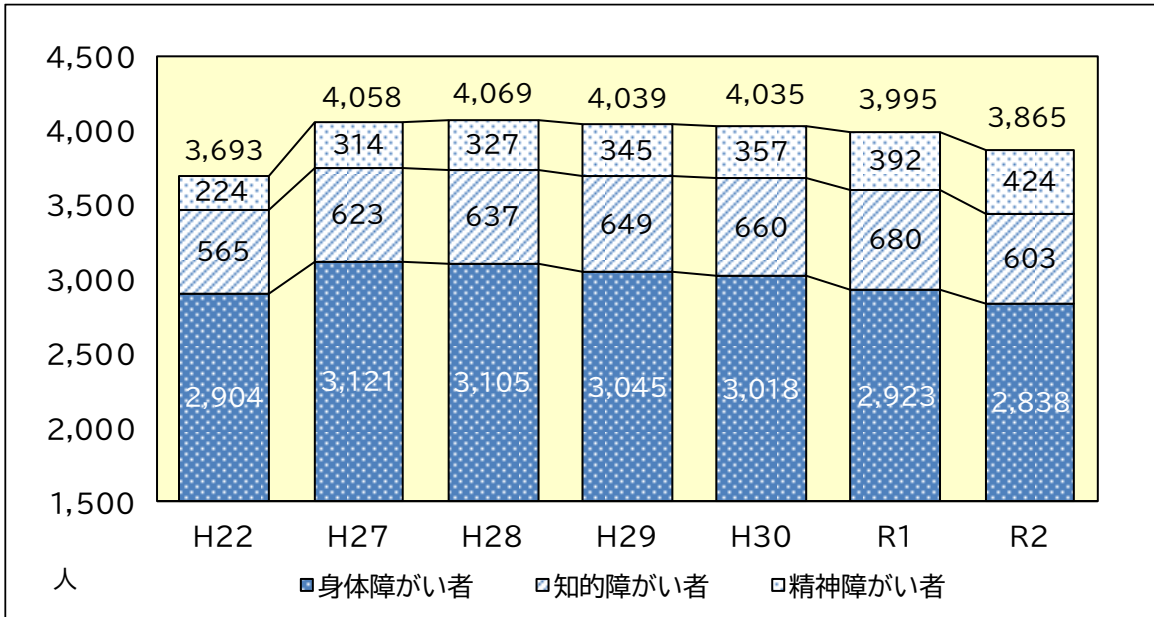


※上記に第2号保険者数は含まれない。各年9月末日現在。

(資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報)

要介護認定者数は、平成27年をピークに令和2年まで、ゆるやかに増減を繰り返しています。要介護度別に見ると、要介護1から要介護5も同様にゆるやかに増減を繰り返しています。要支援者については、令和2年度の要支援者数は平成27年から約2割ほど減少しています。

◆障がい者数の推移

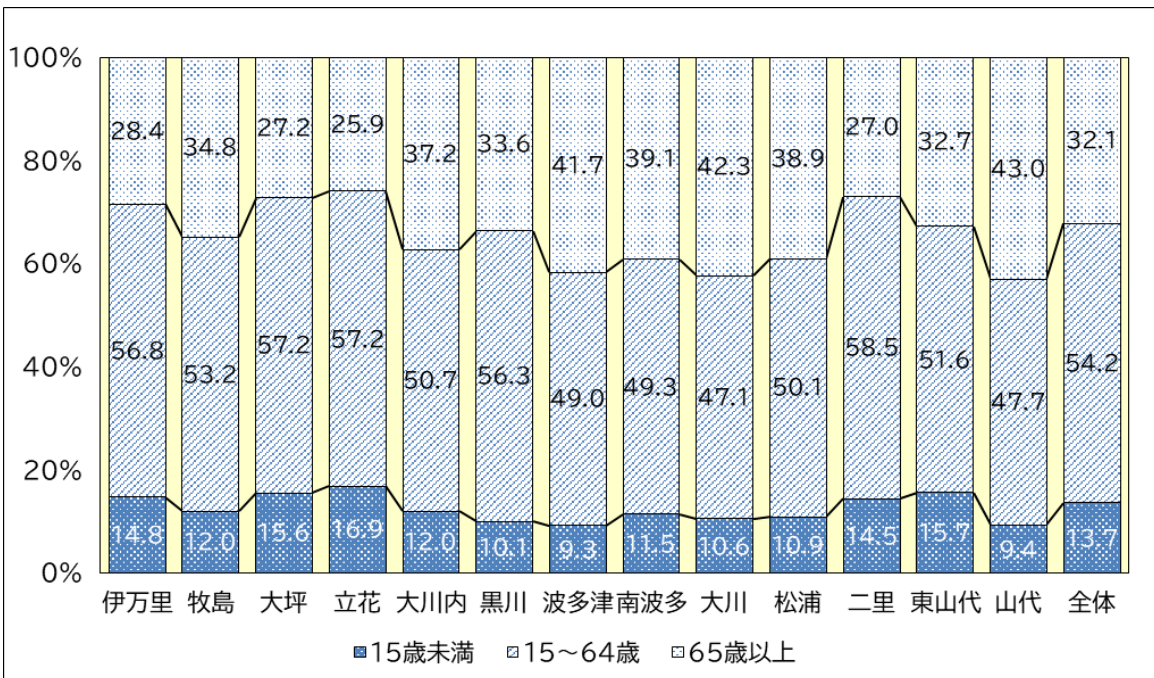


※各年度3月末日現在。

(資料:福祉課)

障がいの種別で見ると、身体障がい者数(身体障がい者手帳交付者数)は、平成27年度をピークに減少に転じ、知的障がい者数(療育手帳交付者数)は、平成27年度以降、600人台で推移しています。精神障がい者数(精神障がい者保健福祉手帳交付者数)は、平成27年度以降増加傾向にあります。

◆地域ごとの年齢区分ごと人口割合(令和3年4月1日現在)



(資料:住民基本台帳)

各地区のグラフを市全体のグラフと見比べると、伊万里、大坪、立花、二里地区は全体の高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）32.1%より低く、一方、波多津、大川、山代地区は高齢化率が40%以上と非常に高く、地区により、高齢化の偏りがあります。また、東山代地区を除いた、高齢化率30%以上を占める地区では、全体の子どもの占める割合も低い状況にあり、本市における少子高齢化が顕著に進んでいることがわかります。

◆成年後見制度等の推移

(単位:件、人)

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
成年後見制度申立件数	4	7	10	8	10
成年後見制度利用者	4	5	11	7	12
うち 後 見	4	3	10	4	5
うち 保 佐	0	2	0	0	5
うち 補 助	0	0	1	2	2
うち 任意後見	0	0	0	1	0

※各年の件数及び人数は、基準日(令和3年10月18日)時点で後見制度を利用している数。

※成年後見制度利用者数は、当該年に成年後見等が開始した人数。

(資料:佐賀家庭裁判所)

(単位:人)

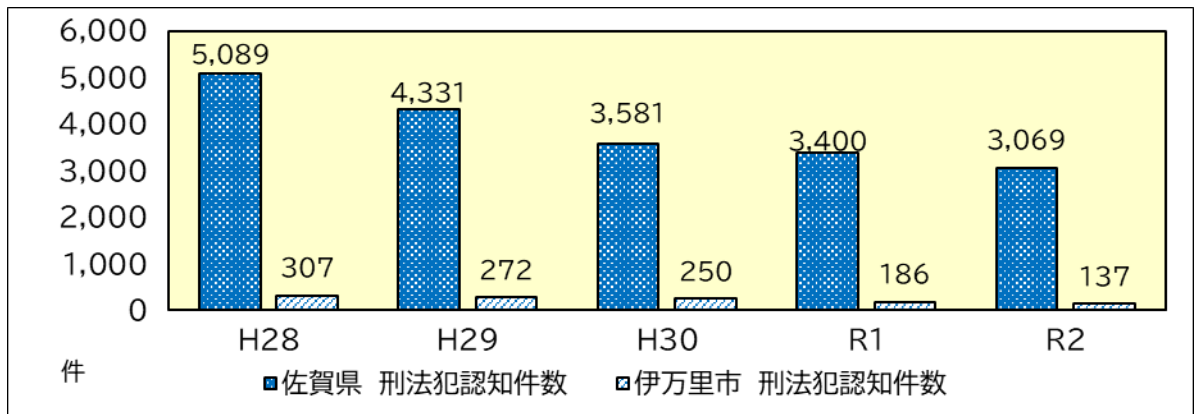
区 分	H28	H29	H30	R1	R2
成年後見制度市長申立件数	0	5	1	10	9

※各年12月末日現在。

(資料:地域包括支援センター)

平成28年の成年後見制度申請者は4人でしたが、令和2年には倍以上の10人となっています。また、成年後見制度利用者数は、令和2年は平成28年の3倍と、成年後見制度の利用者が増加していることがわかります。

◆県内及び伊万里市内の刑法犯認知件数の推移

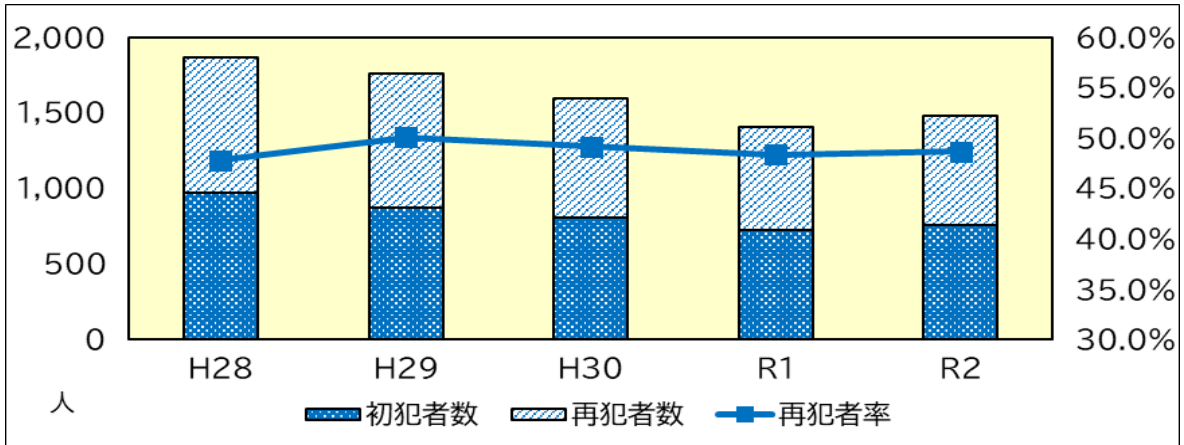


※集計は年単位。

(資料:佐賀県警察本部)

令和2年の佐賀県内における刑法犯認知件数は3,069件で、平成28年の件数と比べると40%減少しています。また、伊万里市内での刑法犯認知件数も年々減少しており、令和2年は平成28年と比べると半分以下の137件となっています。

◆県内刑法犯・特別法犯検挙者及び再犯者数の推移



区 分	H28	H29	H30	R1	R2
刑法犯・特別法犯検挙者数(人)	1,868	1,761	1,598	1,406	1,481
うち初犯者数(人)	975	878	812	726	760
うち再犯者数(人)	893	883	786	680	721
再犯者率	47.8%	50.1%	49.2%	48.4%	48.7%

※集計は年単位。

(資料:佐賀県警察本部)

県内の刑法犯・特別法犯検挙者数は平成28年から令和元年までは減少傾向にありましたが、令和2年において若干増加しています。同様に、初犯者数や再犯者数も令和元年まで減少傾向にありましたが、令和2年に増加していることがわかります。

佐賀県内の刑法犯・特別法犯検挙者における再犯者率を見ると、約50%前後で推移していることがわかります。

## 2. 地域福祉計画に関する市民アンケート調査結果の概要

### [1] アンケートの概要

令和3年度に実施したアンケートの調査結果については、次のとおりです。

#### ■市民アンケートの概要

調査対象	伊万里市内に在住の高校生以上の市民 1200 人 (内訳:無作為に抽出した市民 630 人、 策定委員会の構成団体の会員等 570 人)
調査方法	郵送等による配布・回収
調査機関	令和3年7月～9月
回収者数	728 人
回答率	60.7%

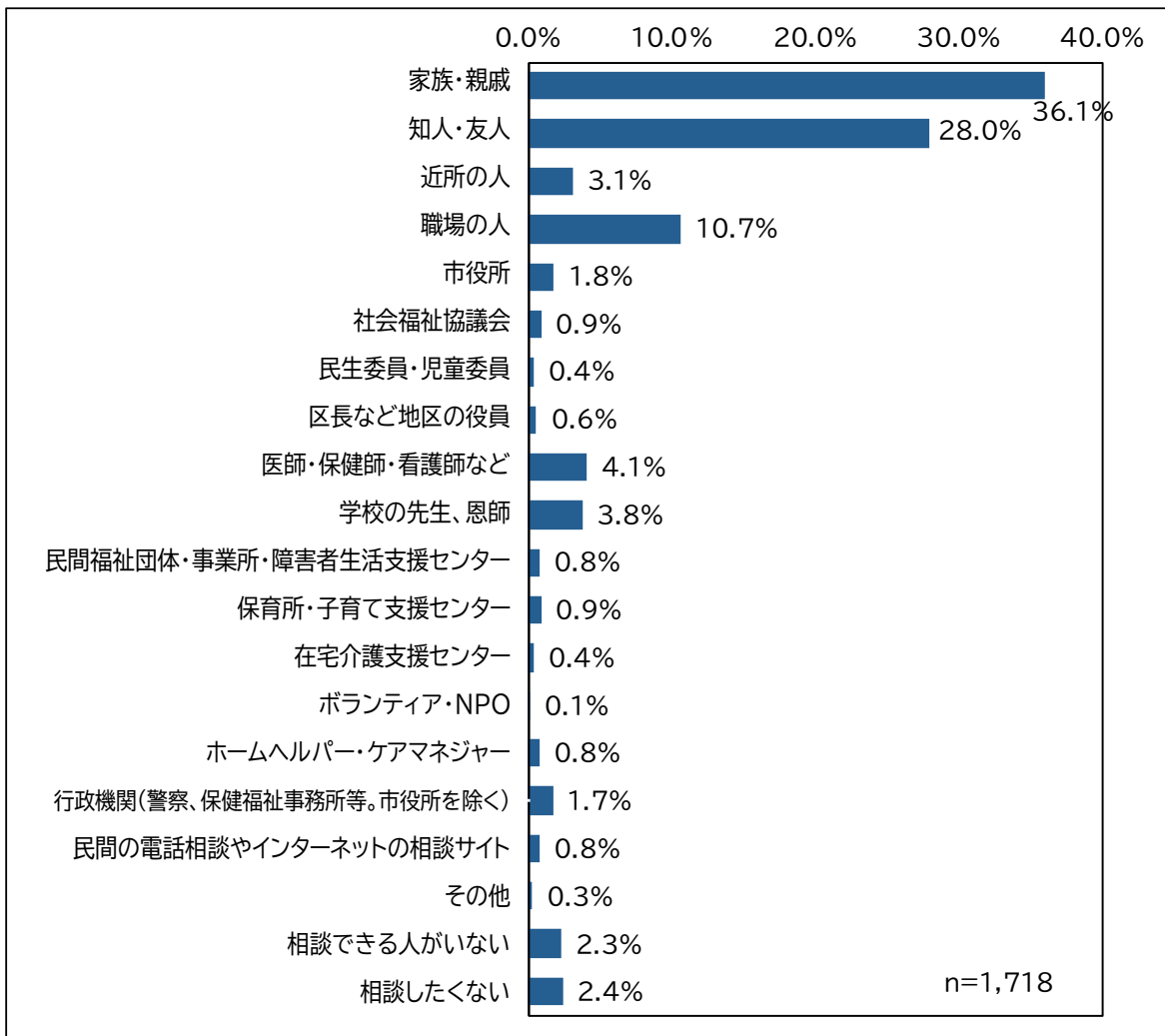
#### ■回答者のデータ

性別	男性:275 人 女性:451 人 その他・答えたくない:2 人		
年齢	10代: 74 人	20代: 49 人	30代: 162 人
	40代: 173 人	50代: 86 人	60代: 75 人
	70代以上: 109 人		
職業	自営業、専門職: 108 人	会社員等: 434 人	学生: 73 人
	無職: 104 人	未回答: 9 人	
家族構成	一人暮らし: 41 人	夫婦のみ: 96 人	2世代同居: 367 人
	3世代同居: 203 人	その他: 16 人	未回答: 5 人
地区	伊万里: 100 人	南波多: 42 人	
	牧島: 46 人	大川: 36 人	
	大坪: 50 人	松浦: 42 人	
	立花: 80 人	二里: 63 人	
	大川内: 43 人	東山代: 71 人	
	黒川: 36 人	山代: 68 人	
	波多津: 48 人	不明: 3 人	

※グラフ内の「n」は回答者数を示しています。

## 【2】 アンケート調査結果

### 【身近な相談窓口】



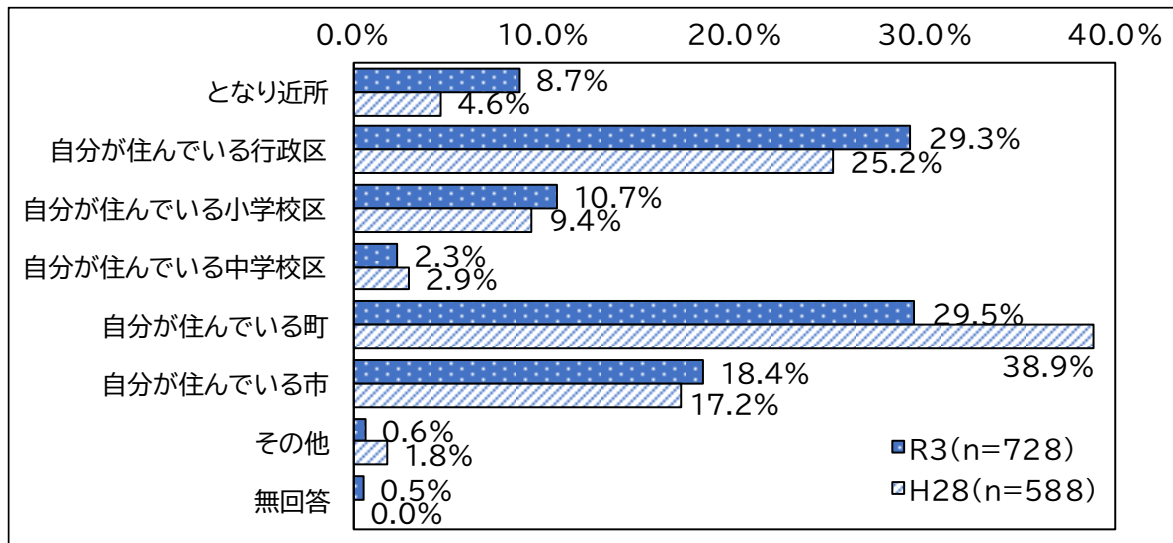
不安や悩みについて誰に相談したいと思いますかと尋ねたところ、「家族・親戚」(36.1%)との回答が一番多く、次いで「知人・友人」(28.0%)という結果でした。多くの市民が身近に信頼できる相手がいることがわかりました。

今回の調査では、平成28年度に実施したアンケート調査結果(以下「前回」という。)と比べると、「相談できる人がいない」、「相談したくない」と回答した人が増加していることから、今後、孤立化する人が増えると考えられます。

このことから、多くの市民が安心して生活できるために、そして、誰一人取り残さない社会を目指していくためにも、行政として、困りごとを気軽に相談できる窓口体制の整備や相談内容によっては関係機関と連携するなど、市民に寄り添った支援体制の整備を図る必要があります。



## 【自分の考える地域】

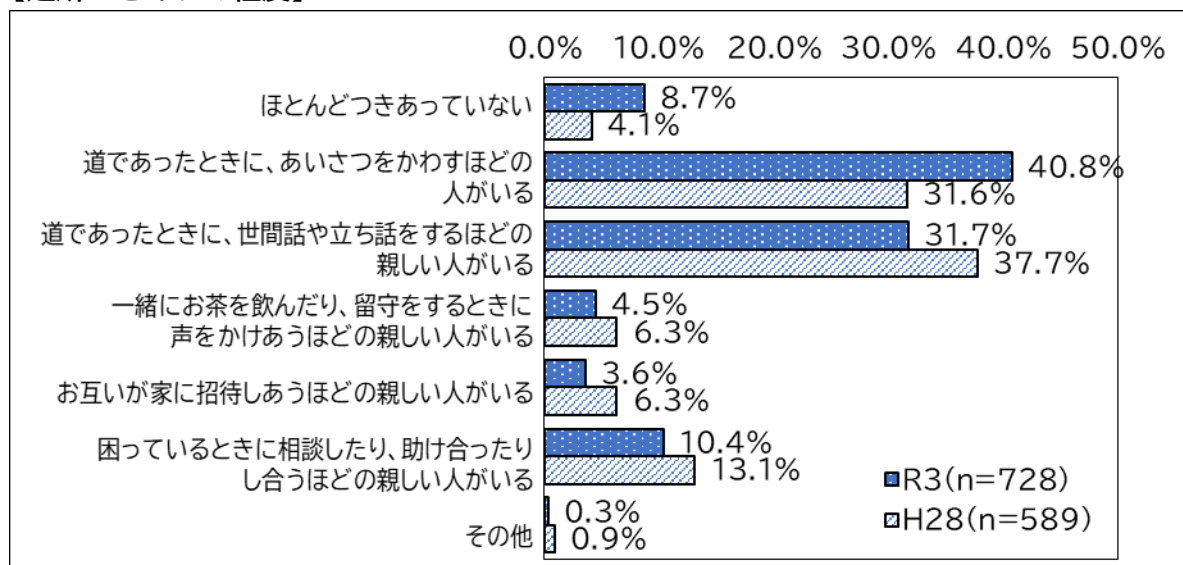


「自分の地域」と感じているのはどの範囲ですかと尋ねたところ、「自分が住んでいる町」(29.5%)との回答が一番多く、次いで「自分が住んでいる行政区」(29.3%)という結果でした。

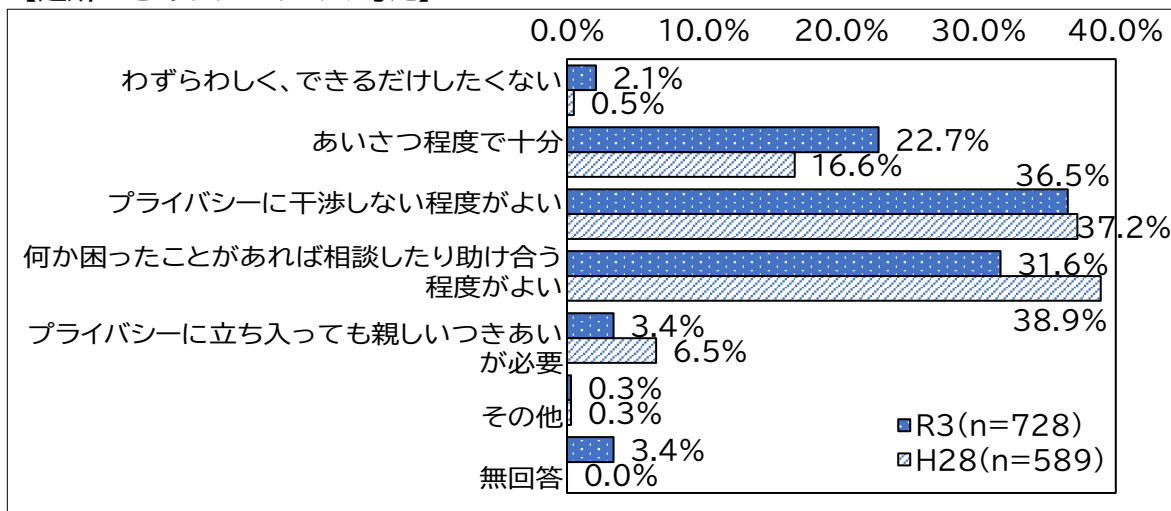
今回の調査では、前回と比べ、「自分が住んでいる町」との回答が9.4ポイント減少し、「自分が住んでいる行政区」と「となり近所」との回答が合わせて8.2ポイント増加したことから、「自分の地域」がより身近な範囲になってきていると考えられます。

このことから、地域福祉活動や様々な活動については、「自分の地域」をより身近な範囲と感じる人が多くなってきているため、今後は、コミュニティセンターを拠点とし、行政区単位でも地域福祉活動を推進する必要があります。

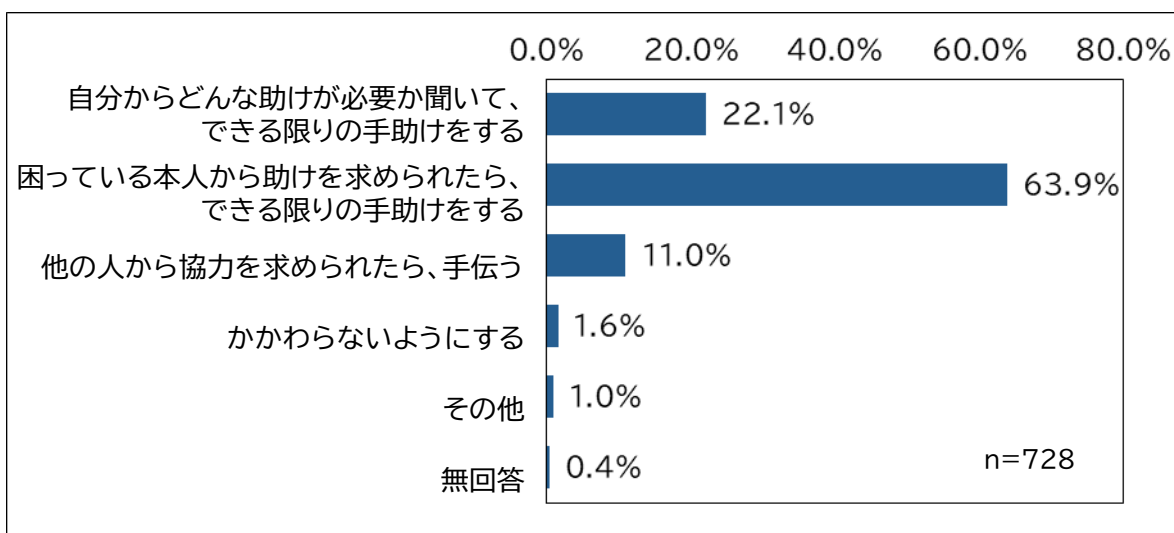
## 【近所づきあいの程度】



【近所づきあいについての考え】



【となり近所で困っている人がいた場合】



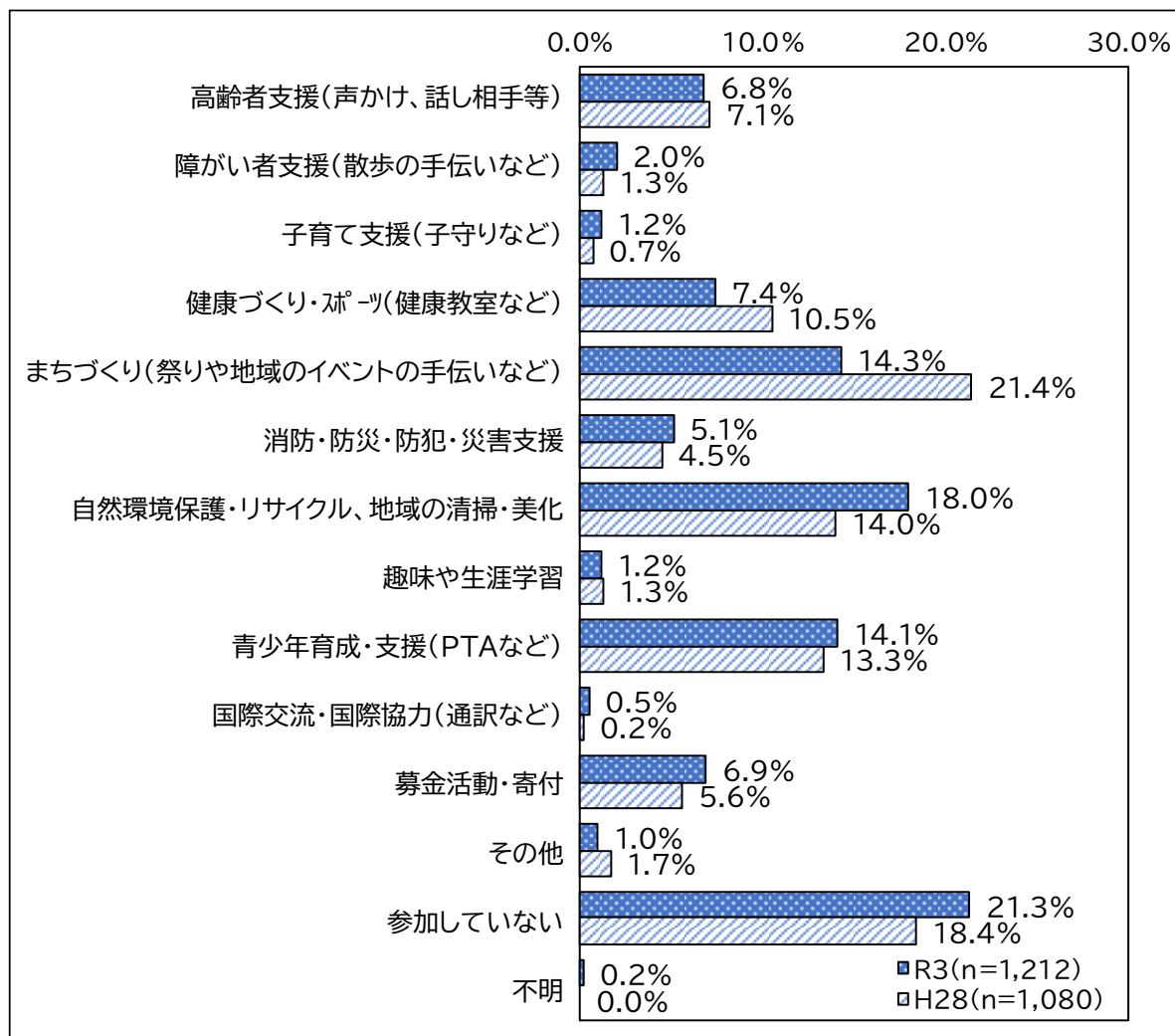
近所づきあいについて尋ねところ、「プライバシーを干渉しない程度がよい」(36.5%)との回答が一番多く、次いで「何か困ったことがあれば相談したり助け合う程度がよい」(31.6%)という結果でした。

今回の調査では、前回と比べ、「何か困ったことがあれば相談したり助け合う程度がよい」が 7.3ポイント減少し、「あいさつ程度で十分」との回答が6.1ポイント増加しています。また、「わずらわしく、できるだけしたくない」との回答が1.6ポイント増加したことから、ご近所との関係が薄れてきていると考えられます。

このことから、今後、災害等が発生した場合、となり近所で互いに助け合うことが重要であるため、あいさつだけでは終わらず、いざというとき、お互いが助け合うことができるような地域住民同士のつながりを強めていくことができる仕組みをつくる必要があります。



## 【地域で参加しているボランティア活動など】

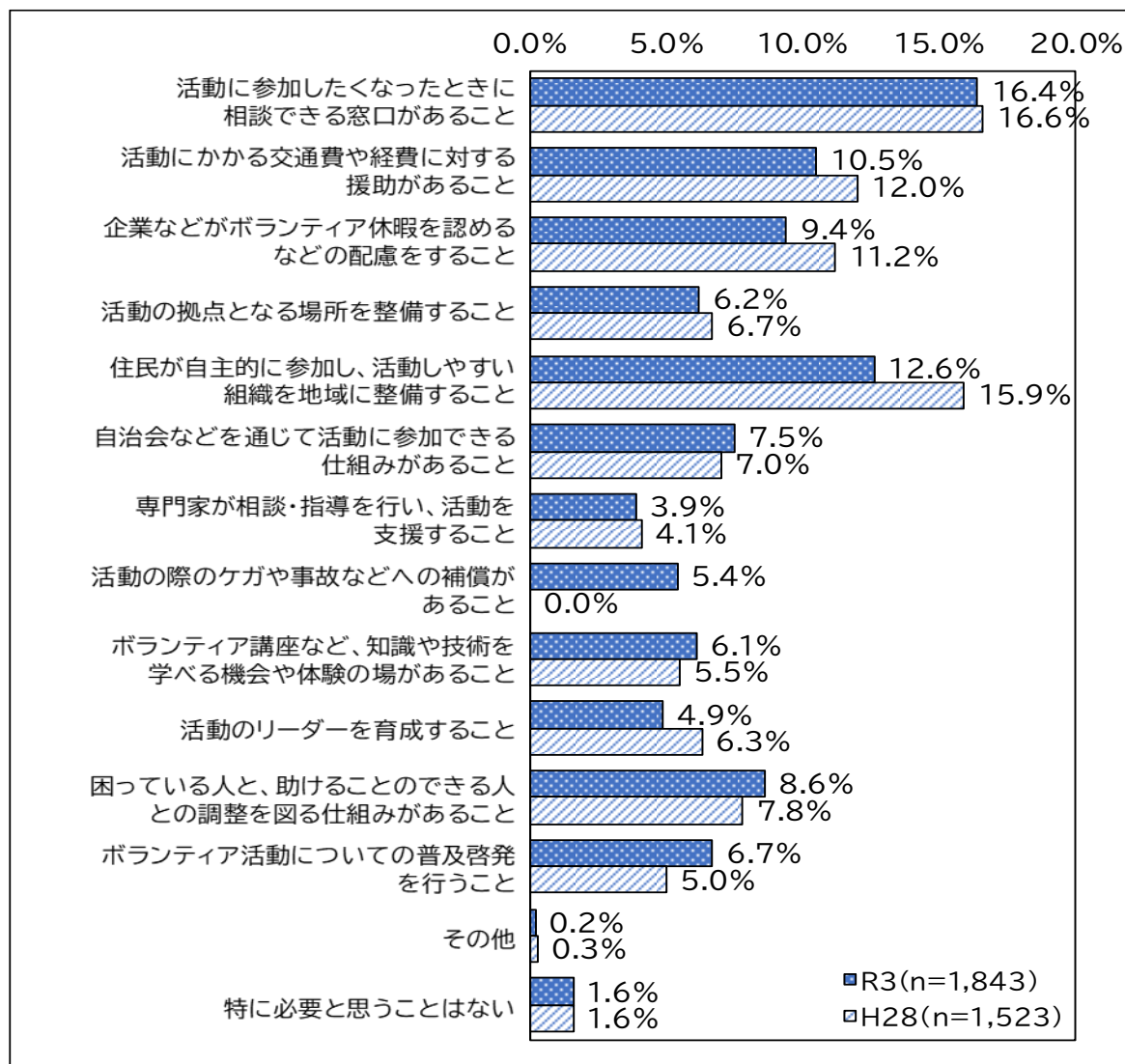


地域でのボランティア活動について尋ねたところ、「参加していない」(21.3%)との回答が一番多く、次いで「自然環境保護・リサイクル・地域の清掃・美化」(18.0%)、その次が「まちづくり」(14.3%)という結果でした。

今回の調査では、前回と比べ、「まちづくり」との回答が7.1ポイント減少し、「自然環境保護・リサイクル・地域の清掃・美化」との回答が4.0ポイント増加しています。また、「参加していない」と回答した人が2.9ポイント増加しています。「まちづくり」に参加する人が減少した主な要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域でのイベント等の中止によるものと考えられます。

このことから、地域に関心を持ってもらうためにも、また、地域住民の生きがいづくりを行うためにも、新型コロナウイルス感染症への感染対策を行いながら、地域住民が安心して、気軽に参加できる新たなボランティア活動等を検討していく必要があります。

【ボランティアなど地域の助け合い活動を活発化するためには】

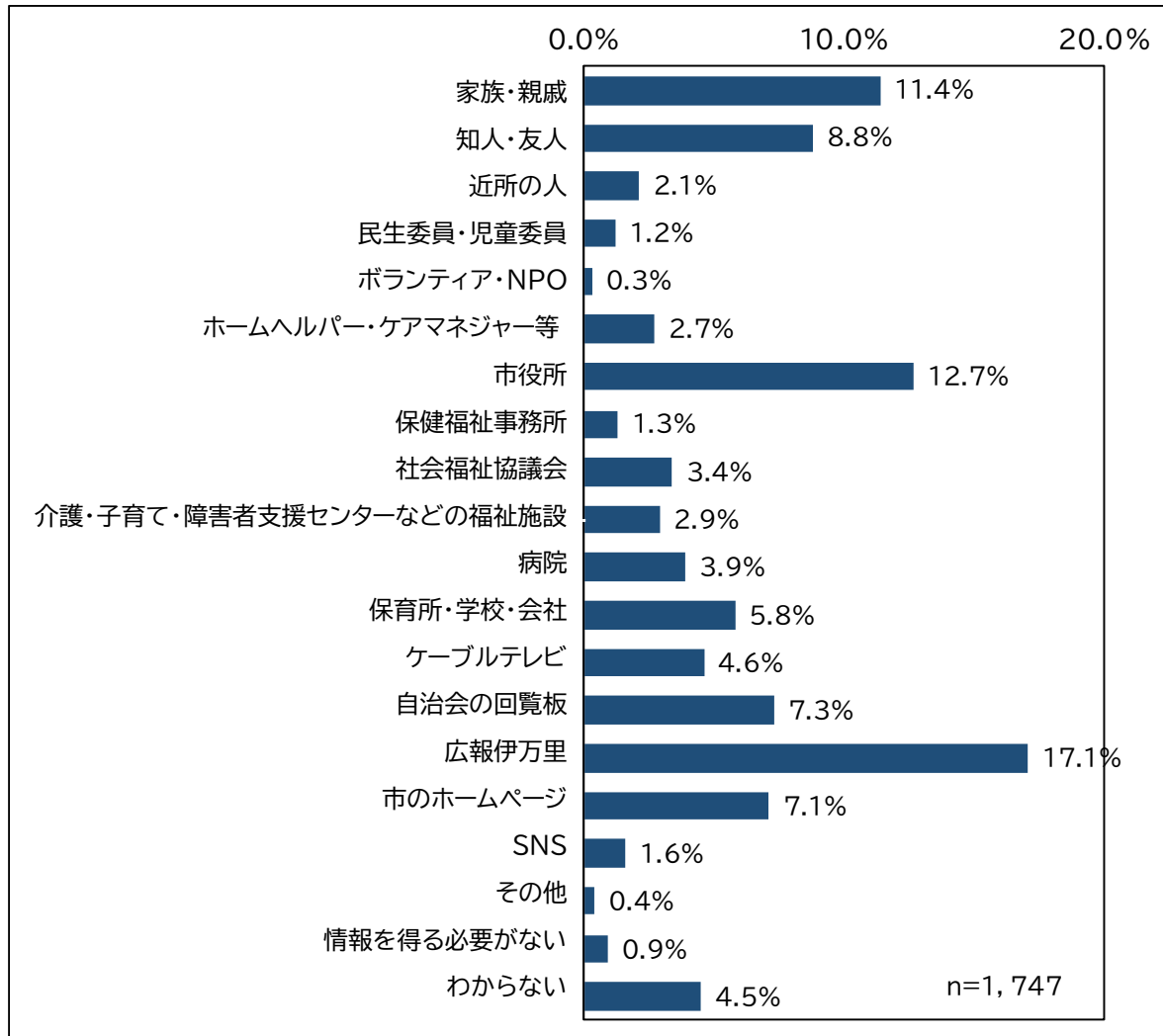


ボランティアなど地域の助け合い活動を活発化するためにはどのようなことが必要かと尋ねたところ、「活動に参加したくなかったときに相談できる窓口があること」(16.4%)との回答が一番多く、次いで「住民が自主的に参加し、活動しやすい組織を地域に整備すること」(12.6%)という結果でした。

今回の調査では、前回と比べ、「住民が自主的に参加し、活動しやすい組織を地域に整備すること」が3.3ポイント減少しています。また、今回の調査から追加した回答項目の「活動の際のケガや事故などへの補償があること」が5.4ポイント皆増となっています。

このことから、今後の地域活動を推進していくためには、いつでも気軽に参加できるような相談窓口を整備するとともに、市民が容易に情報を得られるような体制を整備する必要があります。また、ボランティアセンターとしての機能を持つ社会福祉協議会の活動を周知するとともに、地区社会福祉協議会でのボランティアなどの地域の助け合い活動の充実を図る必要があります。

## 【福祉に関する情報の入手先】

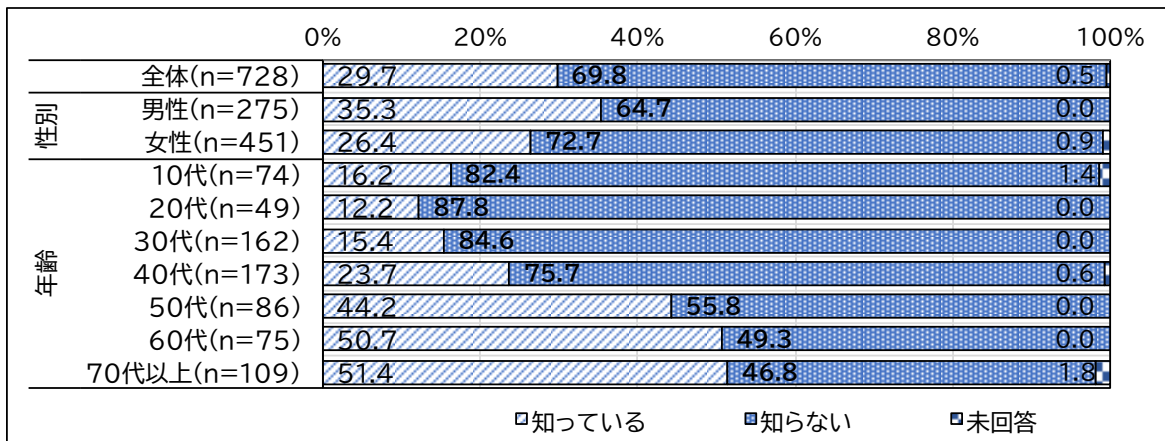


福祉に関する情報をどこから入手していますかと尋ねたところ、「広報伊万里」(17.1%)との回答が一番多く、次いで「市役所」(12.7%)という結果でした。

今回の調査では、前回と比べ、情報の入手先として、「ボランティア・NPO」、「ホームヘルパー・ケアマネジャー等」、「保健福祉事務所」、「病院」、「保育所・学校・会社」、「ケーブルテレビ」、「自治会の回覧板」、「SNS」との回答項目8つを追加したところ、多くの市民が様々なところから情報を入手していることがわかりました。また、「広報伊万里」(17.1%)、「市役所」(12.7%)、「市のホームページ」(7.1%)、「自治会の回覧板」(7.3%)、「保健福祉事務所」(1.3%)と行政関係だけの回答を見ると全体で45.5%もあることがわかりました。

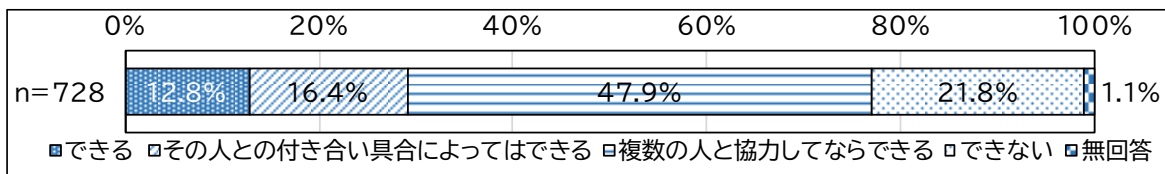
このことから、今後も市民が様々な方法で情報を入手できるよう、行政情報をはじめとした情報提供のさらなる充実を図る必要があります。

【避難行動要支援者支援制度の認知度】



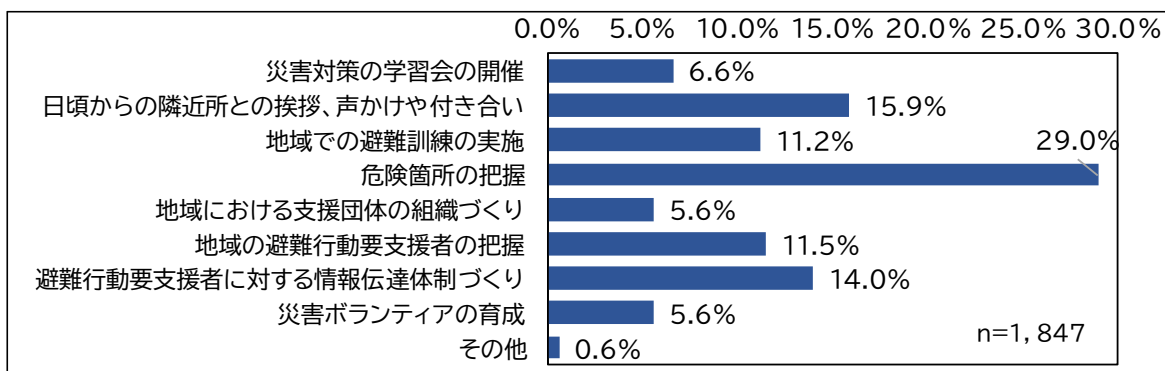
「避難行動要支援者支援制度」を知っていますかと尋ねたところ、「知らなかった」と回答した人が69.8%という結果になりました。また、性別・年代別にみると、男性よりも女性が、年齢が高い世代よりも低い世代での認知度が低いことがわかりました。

【避難行動要支援者の避難支援員になれるか】



避難行動要支援者の避難支援員になれるかと尋ねたところ、条件付きも含めて「できる」と回答した人が77.1%という結果でした。

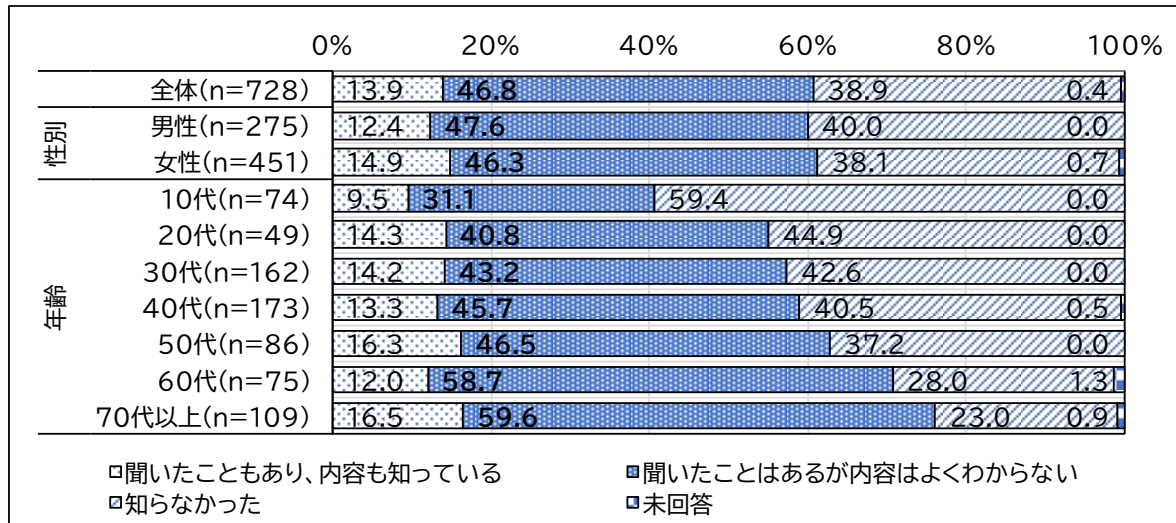
【災害発生前の備えとして重要なことは】



災害発生前の備えとして、どのようなことが重要だと思いますかと尋ねたところ、「危険箇所の把握」(29.0%)という回答が一番多く、次いで「日頃からの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」(15.9%)という結果でした。

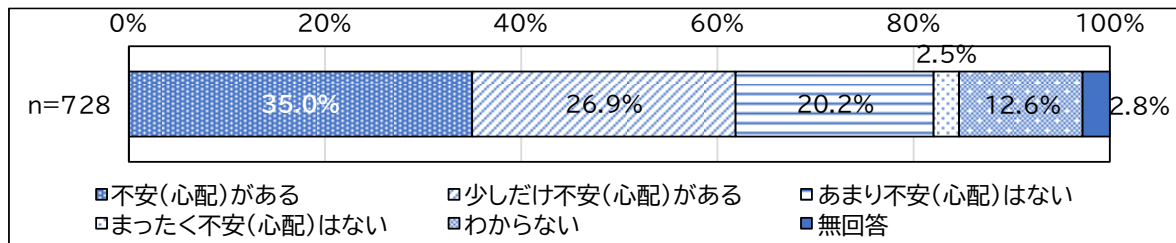
これらのことから、市民への避難行動要支援者支援制度の周知を行うとともに、地域住民が避難支援員となるための取組を検討していく必要があります。

## 【生活困窮者自立支援法(制度)の認知度】



「生活困窮者自立支援法(制度)」を知っていますかと尋ねたところ、「聞いたことはあるが内容はよくわからない」(46.8%)という回答が一番多く、次いで「知らなかった」(38.9%)という結果でした。年代別にみると、10代、20代で「知らなかった」との回答が多く、年代が上がる、この制度に関する認知度が増していることがわかりました。

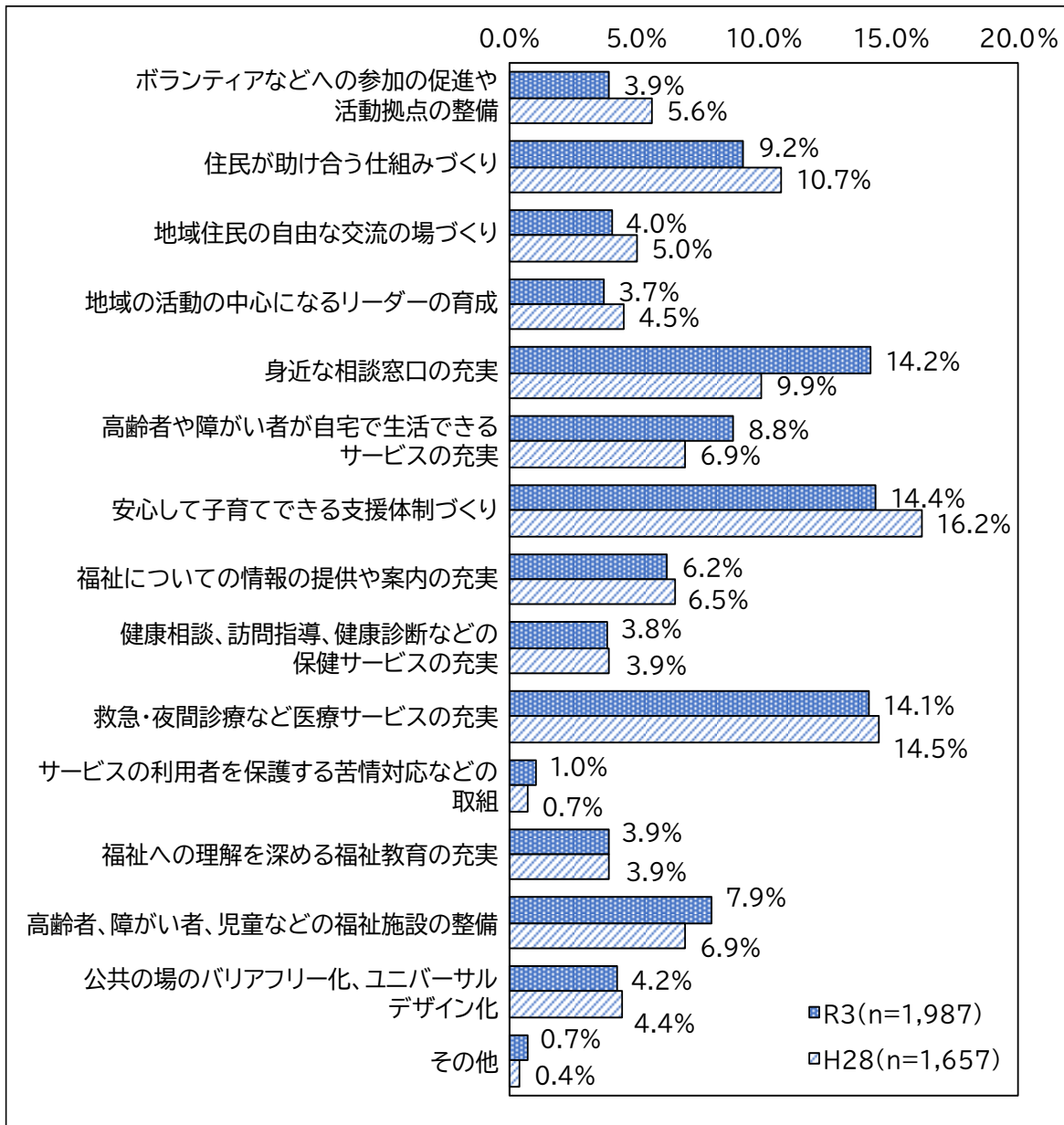
## 【市役所での相談について(生活困窮に関する相談)】



あなたの生活状況が急変し、生活費に困るようなことになったとして、あなたが相談で市役所に行くことになったとしたら、なにかしら不安を感じますかと尋ねたところ、「不安がある・少しだけ不安がある」と回答した人が61.9%、「あまり不安はない・まったく不安はない」と回答した人が22.7%という結果でした。

生活困窮者自立支援制度は、生活全般にわたる困りごとの相談窓口でもあることから、今後も周知を図るとともに、市役所に不安なく、気軽に相談できる窓口の充実を図る必要があります。

【住みよいまちになるためには】



福祉の充実した「住みよいまち」になるためにはどうしたよいかと尋ねたところ、「安心して子育てできる支援体制づくり」(14.4%)との回答が一番多く、次いで「身近な相談窓口の充実」(14.2%)という結果でした。

今回の調査では、前回と比べ、「身近な相談窓口の充実」との回答が4.3ポイント増加していることから、市民の福祉ニーズに対して、身近なところで相談できる体制が求められています。また、「高齢者や障がい者が自宅で生活できるサービスの充実」、「高齢者、障がい者、児童などの福祉施設の整備」との回答が前回と比べて増加していることから、誰もが住み慣れた地域や自宅で安心して生活できることを望んでいると考えられます。

このことから、相談窓口の充実を図るとともに、市民の福祉ニーズに応じた取組を検討していく必要があります。



### 3. 地域福祉を取り巻く課題

#### ■市民アンケート自由意見等のまとめ

市民アンケートでの自由意見に基づき、基本目標ごとに課題を整理しました。

#### 基本目標1 みんなが利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

- ・福祉に関する情報をもっとTVか広報等で広く発信してほしい。
- ・社会福祉において最も重要なのは「公助」、地域福祉においても、まず必要な公的サービスをきちんと拡充することを第一にしてほしい。
- ・障がい福祉に力を入れてほしい。
- ・高齢者や生活困窮者(生活弱者)への支援を充実させてほしい
- ・不安を感じた時に気軽に相談できるところがわからない。
- ・きちんと、広報伊万里や地域の回覧などで情報提供してほしい。
- ・地域の福祉について市のプランを分かりやすく示してほしい
- ・伊万里市がどのような活動をしているのか、どういう制度があるのかなど、住民のほとんどが知らないと思う。仕事で携わっていれば多少はわかりますが、そうでなければわかりにくい。
- ・近所に、福祉からこぼれてしまっているのではと思う人達がいる。
- ・「近所にこんな人がいる」という連絡が出来る電話窓口があればと思う。
- ・福祉活動委員さん、民生委員さんが地区にも配置されているが、活動報告してもらえば活動内容もわかるが、一般の者までは及んでいないと思う。役員ばかりの活動とせず、地域一般もまきこんだ活動になれば良いと思う。
- ・在宅で支援が必要な人たちを地域の力で支援していく体制・仕組みを作る「生活支援体制整備事業」の取り組みに強い関心を持っている。伊万里市での第1層協議体がH29.9月に設置されて4年になろうとしているが、その取り組みが見えてこない。この事業の取り組みは、正に住民同士が助け合い、支え合う地域福祉の推進そのものであり、私たち高齢者には期待する施策であります。市地域福祉計画を大きな柱としてもらいたい。
- ・一人暮らしになったとき、安心していられるような、福祉サービス(有料でも可)の提供をしてほしい。
- ・障がい者支援に関しての地域の理解度アップを望む。現実には以前より良くなっているもののまだまだです。まずは障がい者の方達の働き口や相談窓口を広げてほしい。
- ・「福祉」という広い括りの中で高齢者への配慮が足りないのではないかと思っている。また、利用できるはずの制度を利用できない環境では充実しているとは言えないと思う。
- ・市役所の窓口で相談に行ってもたらい回しされる。最終的には「できません」の答えなので、できないならどうしたらよいか、一緒に考えてくれる福祉の場であってほしい。プロとして市民のよきアドバイザーになってもらえたら、もっと活性化していくように思う。

⇒ 高齢者、障がい者、生活困窮者などへの福祉サービスの充実に対する意見が多くありました。また、情報提供については、情報が伝わっていない、わかりやすく示してほしいなどの意見がありました。相談窓口については、気軽に相談できる相談窓口があればよい、などの声がありました。

## 基本目標 2 みんなが地域福祉活動計画に参画しやすい体制づくり・人づくり

- ・知らない活動が多いので、どんな活動をしているのかをアピールしたほうがよいと思う。
- ・このアンケートで自分が何も知らず無関心だったなと思う所があった。
- ・地域の福祉について、知っているようで意外と知らないことが多いように思う。
- ・自分の住んでいる地域がどのような取り組みをしているのかをあまり知らないで、知る機会が増えたらいいなと思う。
- ・若い人などは福祉について知らない人が多いと思うので(私も含めて)子供達には福祉の話や少しの時間でも授業があったりすると良いと思う。大人にも勉強会などしてほしい。
- ・個人一人ひとりが思いやりある行動を取り、慈しむ心を持ってほしい。
- ・ボランティアなど出来る事があればしてみたい。手軽に情報など得ることができれば良い。
- ・ボランティアをしたくてもどうやって良いか分からない人が多い。老人の話し相手、散歩の手伝い、ゴミだしなど手助けしたいが、そういう人がどこでどう必要としているのか、情報がない。
- ・自分のことが忙しく、地域の為に役員を引き受ける人は少ない。役員のなり手が無く、老人会も崩れていきそうである。いつかは人の支えがないと生きていけない時期が必ず来ることを気づくことが必要だ。
- ・このアンケートを通して、これまで知らなかったことを学ぶことができ、いい機会となった。
- ・組織だけでなく市民一人ひとりの意識向上に役立てるよう行動していけたらと思う。
- ・自分にできる範囲で、地域の役に立つことをやりたいと思う。
- ・サロン、百歳体操等助成をいただき活動してありますが本当に参加してほしい人の参加が難しい状況です。
- ・行政任せにせず、私たち一人ひとりが地域での助け合いを意識して「自分達で住みよくなる」という意識を持つことが大切だと思う。
- ・一人ひとりの住民が福祉に意識を持って助け合う仕組み作りが大切だと思う。
- ・声かけしても、最近の子どもたちはなかなかあいさつをしてくれない。



- ・私の地域では半数以上の区民が高齢者だ。私も高齢者の仲間入りをしたが、仕事も介護をしている為、区の前輩の方々を、自分なりにできる事を支援していきたいと思っている。
- ・近所付き合いなど今のところあまりないが、災害時なども含めて、困ったことなどある際のためにも、必要最低限の付き合いはしていく必要があると感じた。
- ・誰にも相談できずに困っている方は多いと思う。だから、気軽に相談したり、自分の家族みたいに話せる場所があればいいのかなと思う。
- ・不安な気持ちを少しでも取り除いてあげられるような地域づくりをお願いできればと思う。(カフェ等気軽に立ち寄れる相談所とかあればいい。)

⇒ 福祉に関心はあるが具体的な活動内容を知らなかった、福祉に関する活動内容が知りたいなどの意見が多くありました。また、ボランティアに参加したいが情報が無い、福祉についての学ぶ場が欲しいなどの意見もありました。地域の中で、気軽に立ち寄れる相談所などがあればいい、などの声もありました。

### 基本目標 3 みんなが暮らしやすい地域づくり

- ・伊万里地区に児童発達支援センターをつくることを強く要望する。伊万里の学校では困り感を感じている児童生徒がたくさんいるが児童発達支援センターがないため、特に相談が必要な子は嬉野など遠くまで訓練に通わねばならない。親の負担は大きい。
- ・居住エリアが不便なところは、買い物や病院など車で行くしかないが、車に乗れず、乗せてくれる人もいない、暮らしやすい環境にしてほしい。
- ・足の悪い高齢の方が、生活用品を買う為にバスに乗って歩いて買い物に行く方がいる。そのような方達の為にも移動販売車みたいなのが普及すればいいと思う。
- ・年齢とともに身体が少しずつあちこちガタがきている。先々を思うとバリアフリー、ユニバーサルデザインは大切な事だと思う。
- ・市役所は車がないと遠いため、相談の拠点が増えるといいと思う。IT やネットを通じて手軽に相談できる体制があるといいと思う。
- ・伊万里市にもっと安心・安定して働ける大手・中手企業が増えてほしいと思う。
- ・高齢者が運転免許証返納しても、交通手段がない。バスがあれば利用するが、わざわざタクシーを呼んで移動するという事はなかなかしない。気軽に利用できる交通手段があればと思う。
- ・学校への通学路の道幅確保、歩道の確認、ガードレールの必要性等を検討してほしい。

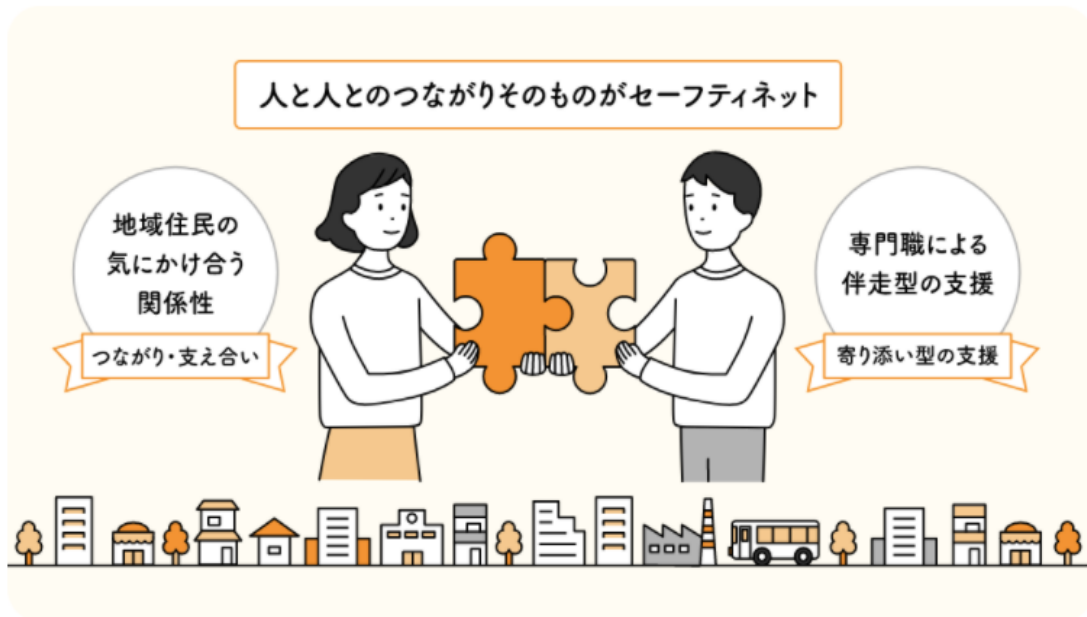
- ・車がない高齢の方や資源ごみ等の置き場に困っている方がいた。地域の手助けにより解決しているので、やはり近所付き合いは大切だと感じた。
- ・災害時に慌てないように、地域みんなの避難訓練などがあれば避難所にも抵抗なく行けると思う。
- ・アパート等が多くなり、地域住民としてのまとまりがなくなって来た。
- ・民間の企業などと手を組むなどして福祉の充実がはかれるといいなと思う。
- ・子どもができてから“ぼっぼ”を知り、利用しています。このような場所があり助かっている。
- ・地域に子供が増え、人口が増えなければ様々な活動を続けていく事すら難しくなってくる。
- ・他の地域と比べて子育て世代が住みにくい。公園が少ない、支援が少ない。せっかくあるコミュニティセンターや施設もあまり活用できていないと思う。
- ・福祉の充実は、まずは自立的な生活力の向上を意識していくことが大切だと思う。ポジティブな生き方を支援していくことが重要だと思う。地域社会の温かいつながりを高めていくことが基本ベースだ。
- ・子供を通じて様々な交流(世代を超えた)が生まれ、地域活性化につながると思うが、子供たちの成長にかかわる部分の整備をもっとしっかりやってほしい。

⇒ 福祉施設の充実、交通環境の整備、公園設置の要望など多くの意見がありました。また、民間企業との連携により、福祉の充実を図ってほしいとの意見もありました。地域を活性化させるためには、子どもたちへの支援や環境を充実させたほうがよいとの声もありました。

## 地域共生社会の実現に向けた取組の経緯

高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。

人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。



(出典:厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト)

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

地域福祉の推進にあたり、地域の状況に応じたきめ細かい取組を計画的に進めていくためには、行政のみの取組では不十分であり、各種団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人、福祉施設、医療機関など地域福祉に関わる人や団体をはじめ市民それぞれが、地域の福祉課題を自分の課題として受け止め、その解決に向けた活動に主体的に参加することが不可欠です。

また、市や社会福祉協議会は、市民の主体的な活動を支援するとともに、地域での市民や各種団体の活動が連携して円滑に行われるための環境整備、基盤の充実に取り組むことが求められています。

このため本計画は、地域福祉を推進するため、基本理念、基本目標、地域福祉推進のための施策などを市民みんなが共有し、市民や各種団体、関係機関、市、社会福祉協議会などがそれぞれの役割を担う協働により、よりよい地域社会の実現を図るための共通の指針として策定するものです。

今回の見直しでは、前回策定した計画の基本理念及び基本目標、施策を継承しつつ、地域共生社会の実現に向け、地域福祉を取り巻く環境の変化、また市民アンケート調査結果や策定委員会での意見等を今後の方針等に加えた計画とします。

#### [基本理念]

## みんなで助けあい、支えあう だれもが住みたいまち・伊万里をつくる

#### みんなで

一部の市民や関係団体、行政だけでなく、市民全体で取り組んでいく計画であることを表しています。

#### 助けあい、支えあう

計画を推進していくためには、すべての市民がお互いに助け合い、支えあっていくことが不可欠であることを表しています。

#### だれもが住みたいまち ・伊万里をつくる

年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が、安全な環境で、安心して、いつまでも住み続けたいと感じる伊万里のまちを、市民みんなできっと上げていこうという決意を表しています。

## 2. 基本目標

基本理念を施策に反映し地域福祉のまちづくりを進めるため、そして、地域共生社会を目指すため、次の3つの基本目標を設定しました。

### 基本目標 1

#### みんなが利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

だれもが住みたいまちを実現するためには、市民のだれもが、必要な福祉サービスを、必要なときに、適正に受けられる体制が整っていることが不可欠です。

支援に必要な市民をサービスに円滑に結び付ける体制を構築することが必要であり、相談窓口を充実させ、サービス情報の周知を図るとともに、適正なサービスを確保する仕組みづくりや支援に必要な市民を発見する体制づくりに努めます。また、生活困窮者など複雑化・複合化した生活課題を抱えている人にも対応できる支援体制づくりを推進します。

### 基本目標 2

#### みんなが地域福祉活動に参画しやすい体制づくり・人づくり

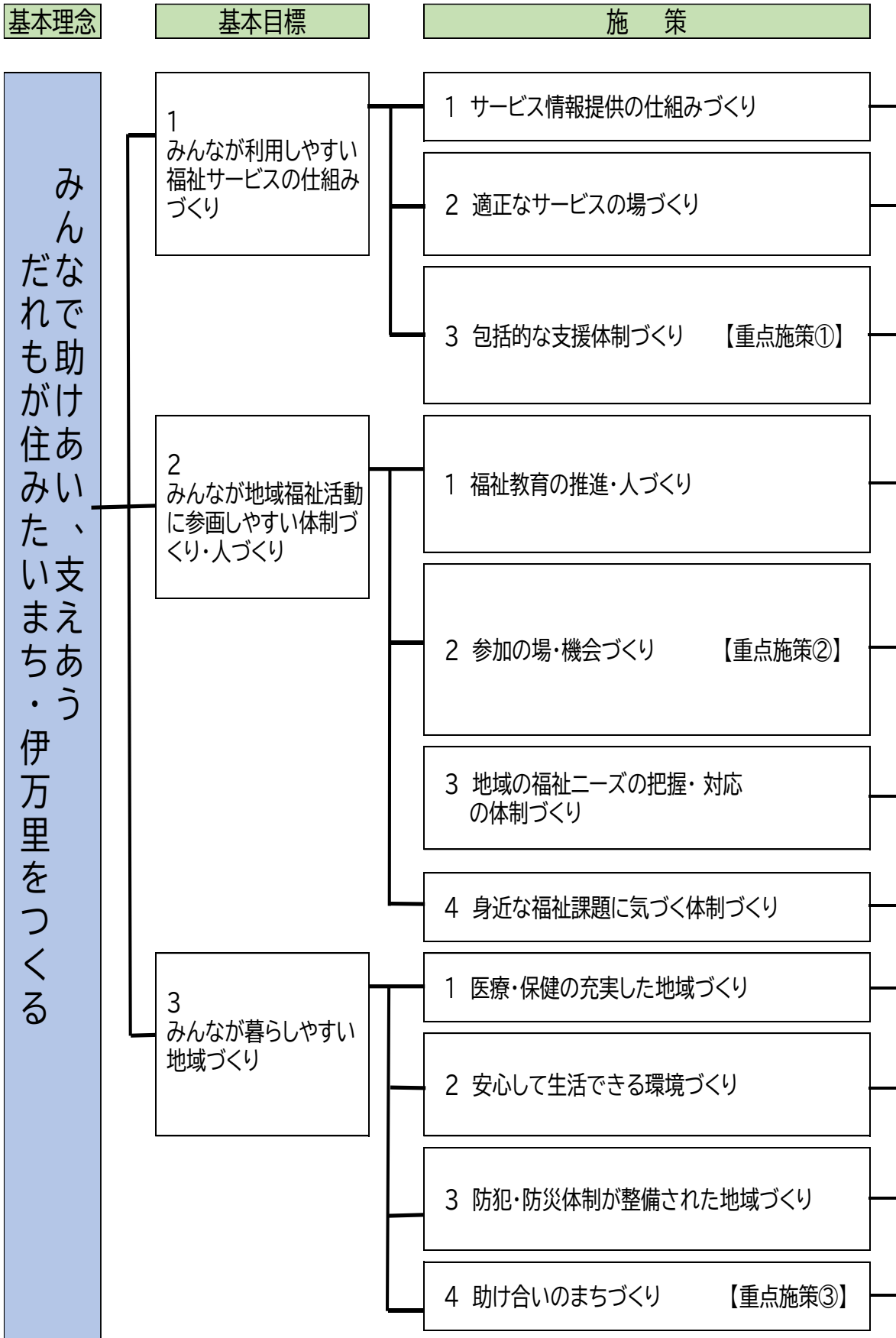
だれもが住み慣れた家庭や地域で、いつまでも暮らしていくためには、地域住民がお互いに助け合い、支えあっていく地域福祉活動が整備され、活発に行われていく必要があります。地域づくりは人づくりであり、地域住民がともに助け合い支え合う心をはぐくみ、地域の将来の担い手となる人づくりを進めます。また、市民が地域福祉活動に参加しやすい環境を整える必要があり、市民が参加しやすい活動や団体を地域に増やしていくとともに、活動や団体についての情報が容易に得られる仕組みづくりを推進します。

### 基本目標 3

#### みんなが暮らしやすい地域づくり

だれもが住みたいまちづくりを進める基盤として、地域住民が安心して暮らすことができる地域づくり、安全な地域づくりを進める必要があります。このため、市民の健康を守る医療・保健体制の充実やユニバーサルデザイン社会の実現を目指したバリアフリー化の推進、地域における防犯・防災体制の整備を推進するとともに、日頃からの地域住民の助け合いの心の醸成を図ります。

### 3. 施策の体系



取 組

—	[1] サービス情報提供手法の充実	P 41
	[2] 身近な情報源の充実	P 42
—	[1] 福祉施設、医療機関などの専門機関等との連携強化	P 44
	[2] 権利擁護の推進 【成年後見制度利用促進基本計画】	P 45
	[3] 適正な利用者意識の醸成	P 48
—	[1] 身近な相談窓口の充実	P 50
	[2] 保健、医療、介護、福祉サービスの総合的な窓口の充実	P 52
	[3] 見守りのネットワークづくり	P 53
	[4] ふれあいの場づくり	P 54
—	[1] 福祉に関する学習機会の充実	P 56
	[2] ボランティア意識の醸成	P 57
	[3] 実践的な知識・技能習得の機会提供	P 58
	[4] 地域福祉の担い手の育成	P 59
—	[1] 活動情報の発信の場の充実	P 61
	[2] 活動情報の集積拠点の確保	P 62
	[3] NPO法人、ボランティア団体等の運営の支援	P 63
	[4] 市民団体、地域団体の活動の充実	P 64
	[5] 地域住民の活動拠点の確保	P 65
—	[1] 地域住民による意見交換の機会づくり	P 67
	[2] 地域の福祉ニーズ情報の集積拠点の確保	P 68
	[3] 地域役員、団体の連携の推進	P 69
—	[1] 地域の福祉活動を地域で話す場づくり	P 71
	[2] 市民による意見交換の場づくり	P 72
—	[1] 地域医療体制の整備	P 74
	[2] 保健活動の推進	P 75
—	[1] バリアフリーの推進	P 77
	[2] 交通手段の確保	P 78
	[3] 住まいの確保等に向けた支援	P 79
—	[1] 地域防犯体制の整備	P 82
	[2] 再犯防止の推進 【地方再犯防止推進計画】	P 83
	[3] 地域防災体制の整備	P 86
—	[1] 地域住民交流の推進	P 88
	[2] コミュニティ活動の推進	P 89



## 4. 重点施策

本計画では、地域共生社会の実現を目指すため、基本目標の施策の中で、特に重点的に取組が必要と考えるものを重点施策と位置づけ、取り組んでいきます。

### 重点施策① 包括的な支援体制づくり（基本目標 1 施策 3）

地域の生活課題が多様化、複雑化していく中で、様々な生活上の困難を抱える住民が地域において自立した生活を送ることができるように、各制度における支援の包括化や地域連携、専門機関、関係機関等のネットワークづくりを進めていきます。また、福祉ニーズを集積し、切れ目ない支援ができるような支援体制の構築に向けた検討を進めます。

### 重点施策② 参加の場・機会づくり（基本目標 2 施策 2）

誰もが地域福祉活動に気軽に参加できるよう、地域福祉活動を活発化して福祉に関する広報・啓発活動を推進することで、市民の地域福祉に関する意識を高めていきます。また、地域福祉活動の受け皿となる NPO 法人、ボランティア団体、地域団体等の支援を行い、地域福祉活動計画の充実を図ります。

### 重点施策③ 助け合いのまちづくり（基本目標 3 施策 4）

地域のつながりが希薄化し、地域力の低下が懸念されている中で、多発する自然災害などで地域コミュニティが持つ本来の力が見直されています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域住民だけではなく、関係機関とも連携して、地域で助け合い、支え合いができる体制整備を行います。



## 第4章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の推進体制

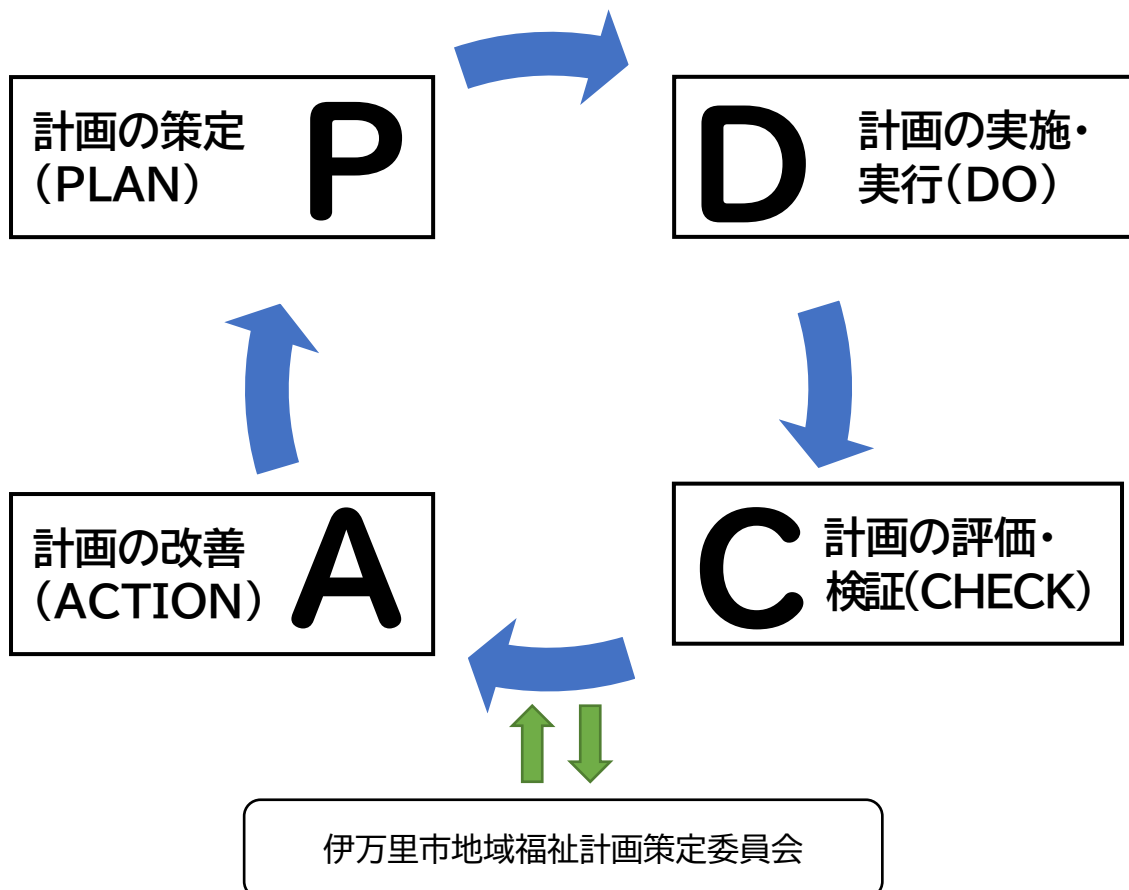
#### [1] 計画の推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策については、計画内容について周知を図りながら、市と社会福祉協議会との連携により、また各地域に設立された地区社会福祉協議会とともに計画の推進を図ります。

#### [2] PDCA サイクルの推進・検証

本計画を推進するにあたっては、計画(Plan)を立て、実行(Do)し、その結果を評価 (Check)し、評価を踏まえて内容を改善(Action)する PDCA サイクルを着実に実行し、より効果的な支援策を検討して、対策に取り組みます。

取組内容等については、毎年度、庁内関係課及び社会福祉協議会による自己評価(達成度評価及び課題の抽出)により進行管理を行っていきます。また、評価・検証については、内部での自己評価を、中間年度及び次期計画策定時に「伊万里市地域福祉策定委員会」へ報告し、必要に応じて見直しや改善を検討しながら、効率的な計画の推進を図っていきます。



## 第5章 地域福祉推進に向けた施策

### 基本目標 1 みんなが利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

#### ■基本目標 1 に該当する SDGs



### 施策 1 サービス情報提供の仕組みづくり

#### ■これまでの取組や課題

これまで、市は広報紙やホームページ、パンフレットなどの情報媒体のほかに、最近では SNS※(ソーシャル・ネットワーキング・サービス, 代表例:フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、LINE など)を活用した情報発信を広く行っていますが、市民から「情報がわかりにくい」、「必要な人に必要な情報が届いていない」などの声があげられています。また、市民アンケート調査では、多くの市民が様々な場所や手法で情報を入手していること、そして、多くの市民は行政が発信する情報を頼りにしていることがわかりました。

このため、行政が福祉サービスの情報を提供する際は、情報を受け取る側の年齢、生活環境や障がいの特性などに配慮することを認識し、時には個別のニーズに応じた、様々な情報提供の方法を行う必要があります。

#### ■施策のポイント

福祉サービスを利用したい市民を的確な相談や迅速なサービス開始につなぐためには、市民の誰もが福祉サービスの内容、福祉サービスを受けるための要件、福祉サービスに関する相談窓口など、関連する情報を容易に入手できる仕組みづくりが求められています。

このため、市民に福祉サービスについての情報提供の手法を拡充するとともに、市民が福祉の情報を受け取ることができる身近な情報源を市民の生活圏域内で充実を図ります。

## [1] サービス情報提供手法の充実

## ■基本方針

福祉サービス情報をより多くの市民の手元に届けるためには、多様な手法で情報提供を行う必要があります。年代や生活環境、そして、視覚や聴覚に障がいのある人などに配慮したサービス情報提供を推進します。

また、福祉情報や福祉サービスを的確かつ適切に伝えるため、多様な情報媒体を活用し、伝わりやすい方法で、わかりやすく情報を提供していきます。

## ■市の取組

取組の内容
・広報紙やホームページ、パンフレット、SNSなど、多様な媒体を活用して、色使いや文字の大きさなどに配慮し、わかりやすく、伝わるように工夫し、情報提供の充実を図ります。
・声の広報及び広報紙点字版、ホームページの色使いへの配慮や読み上げソフトへの対応を行うなど、情報バリアフリー※を目指します。

## ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・社会福祉協議会の実施事業や取組、地域の社会資源などの福祉情報を分かりやすく伝えるため、年6回の社会福祉協議会だよりの発行や社会福祉協議会ホームページの更新を行い、情報発信を行います。
・SNSでの情報発信や視覚障がい者に対する点訳の広報の作成など、情報入手のバリアフリーを行います。また、新聞やケーブルテレビ(有線によるテレビ放送網)、ラジオなども情報発信の手段として活用していきます。
・福祉サービス利用援助事業(あんしんサポート)※や生活自立支援センターなどの事業案内のパンフレットを更新し、配付します。

## ■市民や地域の取組

- 広報紙、ホームページ、SNSやコミュニティセンターから発行されるコミュニティセンター便りなど、自分に合った手段から積極的に情報を収集しましょう。
- 知りたいことや必要なことは何でも地域や行政機関などに尋ねて、積極的に情報収集しましょう。
- 行政機関等が発信する情報に関心を持ち、情報を積極的に活用しましょう。

## [2] 身近な情報源の充実

### ■基本方針

市民が必要な福祉サービスの情報を入手し、迅速なサービス提供を受けるためには、情報源が市民の身近なところにあることが必要です。

このため、生活圏域内にある福祉施設や医療機関を含めた公共施設等を情報提供の拠点として活用するとともに、各種団体や地域の役員などへの情報提供を積極的に行い、市民に身近な情報源として充実を図ります。

### ■市の取組

取組の内容
・広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティセンターから発行されるコミュニティセンター便り、市民図書館の掲示コーナーなどにより、制度や地域福祉活動、団体の紹介などを進めます。
・コミュニティセンター、老人福祉センター、小中学校、義務教育学校、市民図書館、隣保館 <sup>※</sup> など地域にある公共施設を情報提供の拠点として活用推進します。
・福祉制度の改正や福祉サービスの周知を図るため、市民や関係機関、関係団体に向けて制度や各種サービス等の情報を発信します。
・民生委員・児童委員 <sup>※</sup> 、地域役員、地域団体に制度説明を十分に行います。

### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・地域で民生委員・児童委員、福祉活動員、行政区の役員や団体等を対象に、地域座談会や研修会を開催し、地域の社会資源や福祉サービス、地域福祉活動などの情報提供を行います。
・地域福祉活動に関する情報を地区社会福祉協議会 <sup>※</sup> 、コミュニティセンター、高齢者ふれあいきいきサロン <sup>※</sup> の場などに提供します。

### ■市民や地域の取組

- コミュニティセンター、老人福祉センター、小中学校、義務教育学校、市民図書館、隣保館など地域にある公共施設などを活用し、情報収集を行いましょ。
- 困ったことがあれば地区の役員や民生委員・児童委員などに相談しましょ。

## 施策2 適正なサービスの場づくり

### ■これまでの取組や課題

地域の保健・福祉・医療サービスの専門機関や、成年後見関係者、民生委員・児童委員、関係機関などで構成するコミュニティケア会議(地域包括支援ネットワーク会議)、地域ケア個別会議を開催し、様々な職種が連携しながら、個別の生活課題の解決や高齢者に対する支援の対応を行っています。また、認知症や知的障がい、精神障がいなど、様々な判断や決定が困難な人の判断能力を補い、損害や被害を受けないように支援する成年後見制度を推進しています。

生活困窮者自立支援制度の対象者に対しては、市の関係部署(税務課、まちづくり課、人権・同和対策課、長寿社会課、福祉課、子育て支援課、都市政策課、上下水道部、教育委員会)及び生活自立支援センター(社会福祉協議会)と連携して、生活困窮者自立相談支援会議を行っています。生活課題を多角的に捉えることで、困窮に至っている原因を探り、生活困窮者の支援を行っています。

今後は、多様化する地域生活課題に対応するため、行政サービスを向上させるとともに、関係機関と連携を取り、誰もが地域社会に参画し、その人らしい生活を継続できるような支援体制を整備していくことが求められています。

### ■施策のポイント

多様化する地域生活課題に対応していくため、また、不安を抱える人にしっかりと寄り添い、支援を行っていくために、多分野・多機関連携による支援体制の整備を行うことが必要となっています。

このため、福祉施設、医療機関、相談機関などと連携強化を図り、一人ひとりの生活課題解決に向けた支援を行うとともに、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく生活していくことができるために権利擁護を推進します。また、適正なサービスの利用につながる利用者の意識の醸成に努めます。

#### MEMO 生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活ができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした制度です。

#### MEMO 生活自立支援センター

生活困窮者自立支援制度のための生活全般にわたる困りごとの相談窓口で、本市では、平成27年4月に伊万里市社会福祉協議会内に伊万里市生活自立支援センターを開設しています。

[1] 福祉施設、医療機関などの専門機関等との連携強化

■基本方針

市民団体などが提供する福祉サービスを、より専門的な技術やノウハウに裏付けられた適正な福祉サービスとなるような仕組みづくりを推進します。

また、市民が抱える相談内容は多様化しているため、相談内容を適切に市の関係部署や関係機関と連携することで、速やかな福祉サービスの提供に努めます。

さらに、地域にある福祉施設や医療機関など、専門の技術やノウハウを持った専門機関と市民団体などが日頃から連携できる関係づくりを行うとともに、関係機関の連携強化を図ります。

■市の取組

取組の内容
・地域の関係機関で構成するコミュニティケア会議(地域包括支援ネットワーク会議)では、研修会などを通じ、顔の見える関係づくりに努めます。また、地域ケア個別会議では、在宅の個別ケース等に対応するために各関係機関が集まり、支援内容の検討などを行います。
・適正な福祉サービスを提供するために、計画相談支援事業所と連携し、利用者に分かりやすい説明を行います。
・市と関係機関(医療機関、福祉施設、相談機関)が連携し、あらゆるサービスについて、内容を一体的に把握する体制づくりに努めます。
・基幹相談支援事業所※を中心に、関係機関と連携し相談支援体制の充実に努めます。

■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・地域の福祉施設や医療機関と連携・情報共有を行い、利用者が地域の中で安心した生活を送れるように努めます。
・福祉サービス利用援助事業の利用契約者や生活自立支援センターの申込者の支援の充実にために、地域で開催される担当者会議等へ積極的に参加します。

■市民や地域の取組

- 利用者自身が、サービスの内容をより深く知ることで、本当に必要なサービスの提供を受けることが可能になります。
- 困ったことがあるときは、一人で抱え込まず、身近な人や市役所に相談しましょう。
- 福祉施設、医療機関などの専門機関にも相談しましょう。



## 【2】権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

## ■基本方針

心身の障がいや認知症などにより、自分自身で適切なサービスの選択が困難な場合や、サービスを提供できる事業者が少なくサービス提供側の立場が優位になる場合など、利用者にとって不利な条件となる場合があることが考えられます。

このため、サービス利用者の権利を守り適正なサービスを確保するため、契約締結などにおいて正当な代理人となる成年後見制度や福祉サービス利用援助事業(あんしんサポート)の周知と利用促進を図ります。

## ■市の取組

取組の内容
・福祉サービス利用援助事業の市民への周知と利用促進を図ります。
・福祉サービスに関する苦情相談を積極的に受け付け、該当施設・事務所等に対し指導などを行います。
・福祉事業者に対し、苦情相談窓口の整備及びサービス利用者への周知を促します。
・市民に適切な情報を提供するため、市民図書館を活用し関係する資料を収集します。
・虐待等の未然防止のため、関係機関と連携した啓発に取り組むとともに、虐待が疑われる通報があった場合は、速やかに関係機関と連携し、迅速かつ的確な対応を図ることに努めます。
・広報紙やホームページ、リーフレット等を活用した広報・啓発を行い、障がいに対する正しい理解と認識を深め、市民一人ひとりの心のバリアフリーの醸成を図ります。
【成年後見制度利用促進計画】
・ホームページやガイドブックなどで、成年後見制度利用支援事業の周知を行います。
・成年後見制度利用の促進や市民後見人等の養成及び後見人の活動支援に向け、地域における連携や対応強化の推進役としての役割を持つ中核機関の設置に努めます。
・本人を支援する親族がいないために、後見等開始の審判の申立てが行えない高齢者や障がい者には、市長が申立てを行います。また、本人や親族が成年後見の申立てをする際の手続き支援も行います。
・成年後見制度に関する出前講座や勉強会を行い、成年後見制度利用促進に努めます。



■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・福祉サービス利用援助事業(あんしんサポート)を実施し、判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用、金銭管理などについての相談対応・支援を行います。
・第三者委員を交え、苦情があった場合の対応に努めます。
・県社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会と連携し、福祉サービス利用援助事業(あんしんサポート)等、苦情困難事例の解決に努めます。
【成年後見制度利用促進計画】
・福祉サービス利用援助事業の利用者で成年後見制度利用への移行が必要な人に対しては、関係機関と連携し、適正な制度利用につなげる支援を行います。
・成年後見制度の利用について相談を受け付け、関係機関と連携しながら制度の適正な利用を推進します。
・成年後見制度について地域住民への周知活動を行います。
・社会福祉協議会での法人後見事業の実施に向け、各種研修会を受講し、専門的な知識や手法を身につけた職員の確保や組織体制の整備を進めていきます。

■市民や地域の取組

- 講演会や研修会に参加し、成年後見制度などの知識を身につけましょう。
- 市などが提供する福祉に関する様々な情報を積極的に得るようにしましょう。
- お互いの人権を尊重する意識を持ち、様々な人々を理解するよう心がけましょう。
- 福祉サービスに関する苦情があった場合は、市役所に相談しましょう。
- 苦情相談窓口や苦情解決制度について把握しておきましょう。
- 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業を理解し、必要とする人は市や社会福祉協議会の相談窓口にご相談しましょう。

**MEMO** 成年後見制度

成年後見制度は、後見人等が、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、物事を判断する能力が十分でない人の権利を守り、支える制度です。具体的には、本人に代わって、財産を管理したり、契約を結んだりします。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

また、法定後見制度には、後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。類型によって、後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。

**【法定後見制度】**

すでに判断能力が不十分なときに、申立てにより家庭裁判所が選任した後見人等が、本人に代わって財産管理や契約締結などを行い、支援する制度

類型	本人の状態	支援する人
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分な人	保佐人
補助	判断能力が不十分な人	補助人

**【任意後見制度】**

将来、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ後見人となる人を定めておく制度

**MEMO** 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度普及のための広報活動及び身寄りがないなど、親族等による法定後見制度の申立てが期待できない人については、市長が代わって法定後見制度の申立てを行います。また、後見人制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

### [3] 適正な利用者意識の醸成

#### ■基本方針

福祉サービスについての正しい知識がなければ、必要なサービスを十分に受けられないおそれがあります。また、過大な支援を受けることや不適正に利用することは、制度に対する市民の不信を招くとともに、制度自体の維持を困難にするおそれがあります。

このため、サービス利用者における、福祉サービスについての正しい知識や認識に基づき、真に利用者の福祉を向上させる適正なサービス利用につながる意識の醸成に努めます。

#### ■市の取組

取組の内容
・サービス利用者に対してサービスの内容や目的について説明を徹底します。
・サービス利用者に対して、的確かつ適切に内容説明できるよう、知識の習得に努めます。
・福祉サービスに関する出前講座を実施します。
・新しい福祉サービスだけではなく、既存の福祉サービスについても、広く周知を図るよう努めます。

#### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・各種福祉制度や福祉サービスについて、啓発や福祉教育に取り組みます。

#### ■市民や地域の取組

- 福祉サービスを正しく理解し、適正に福祉サービスを利用する意識を持つように努めましょう。



### 施策3 包括的な支援体制づくり

#### 重点施策①

#### ■これまでの取組や課題

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、高齢者の様々な相談に応じるほか、複合的な課題を持つ世帯に対して、障害者生活支援センターをはじめ、医療、介護、住宅、福祉、保健などの関係機関と連携した支援を行っています。

また、市内5か所の在宅介護支援センター※に、地域における総合相談窓口業務を委託し、介護保険サービスにつながらないケースや見守りが必要な高齢者の支援を地域包括支援センター※等と連携を取りながら行っています。

老人福祉センターでは、利用者から相談を受け、専門的な相談窓口である社会福祉協議会や地域包括支援センター等につなげています。

生活困窮者からの相談については、関係部署との連携を密に行い、相談者への支援を行っています。生活困窮者自立相談支援事業は、社会福祉協議会に業務委託していますが、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして位置づけ、様々な要因から生活に困窮された人の相談に応じて、医療や福祉、介護サービスへの案内やハローワークへの同行、家計の収支状況の見直しなど多岐に渡って自立に向けた支援を行っています。

子育て支援センターぽっぽ※では、地域による子育ての支援として、保育園においては、定期的に園庭開放日を設け、地域の親子が集える場所を提供するとともに、就園前の親子が集う広場等を開設し、子育て家庭の相互の情報交換を促すほか、子育て相談への対応を行っています。

また、ファミリーサポート事業※については、子どもを預かる提供会員向けの研修会を毎年開催し、提供会員の確保に努めるとともに、依頼会員のニーズにあった提供会員のコーディネートを行っています。

今後は、少子高齢化、生活スタイルの変化などにより複合化した生活課題を解決していくために、これまで以上に多機関との連携を強化する必要があり、また、行政機関だけではなく、身近な地域でも相談できる体制づくりが求められています。また、支援が必要な人を早期に把握し、支援することも必要であるため、地域での見守り体制を充実していくとともに、交流の場などを活用することで、気づきを増やし、支援につなげていく仕組みづくりが必要となっています。

#### ■施策のポイント

地域で複雑な困りごとや悩み事を抱える人や家族に対して、また、制度の狭間に陥っている人などに対して、身近な地域で相談しやすい体制を整備し、適切な関係機関等につなげていきます。

また、悩みを抱えている人を支援するため、地域住民同士の連携を図るなど、地域で見守りする体制を推進します。

## [1] 身近な相談窓口の充実

### ■基本方針

誰もが相談しやすい身近な窓口として、福祉サービスの相談窓口が市民の生活圏域内に必要であるとともに、日頃から交流があり、緊急な対応ができ、福祉サービスにつなぐことができる身近な相談相手を増やしていくことが必要です。

このため、福祉施設、医療機関などの専門機関による出張相談などの実施を進めるとともに、民生委員・児童委員や福祉活動員をはじめとした地域役員や福祉団体・市民団体などが地域住民の身近な相談窓口、相談相手になるような活動を推進します。

### ■市の取組

取組の内容
・市民、地域及び団体などからの相談を、関係機関や福祉施設などの福祉サービスにつなぎ、支援を行います。
・市民、地域及び団体などからの相談で、生活困窮者を対象に、市と関係機関が連携した生活困窮者自立支援事業において、伴走継続型(自立に必要な準備を行いながら、段階的に支援を行うこと)の支援を行います。
・地域や企業などに対して福祉サービスや相談窓口の周知活動を行います。
・生活に困っている人に対し、市、ハローワーク、社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会等と連携し、支援の必要な人に適した様々な角度から支援します。
・まちづくり出前講座の利用を呼び掛けるとともに、情報提供を行います。
・アウトリーチ※を含む早期的な対応や個々の事情に応じたきめ細やかな対応を行っていくため、生活困窮者自立相談支援事業については、社会福祉協議会に業務委託し、相談員の増員やスキルの向上等、相談支援体制の充実を図ります。
・福祉だけではなく、医療、介護など関連する情報の提供を行い、手続きの方法や相談窓口について分かりやすい説明や、迅速に対応できる体制づくりに努めます。
・担当課、障害者生活支援センター、地域包括支援センターなどの様々な関係機関がよりよい形で連携し、できる範囲で情報の提供や共有を行い、今まで以上に顔の見える相談窓口の体制づくりに努めます。
・身近な地域でも相談できる体制づくりを目指します。
・地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを考慮し、地域共生社会を目指した日常生活圏域のあり方について議論を行います。

■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・心配ごとや悩みごとを気軽に相談できるふれあい相談事業を開設し、相談対応を行います。
・「なんでも福祉の相談所」を開設し、市内の高齢者施設、障がい者施設、保育園などを運営している社会福祉法人が連携して相談対応を行います。
・「伊万里市生活自立支援センター」を開設し、経済的・社会的な理由で困窮状態にある人への相談対応やその人の自立に向けた支援を行います。
・生活困窮者自立支援事業の任意事業である「就労準備支援事業」を関係機関と連携して支援を行います。
・家計改善支援事業実施については関係機関と連携し、家計状況に困りごとを抱えている人を支援します。
・生活費が不足しているなど当面の食料確保が困難な人を対象に、一時的食糧支援を行います。また、地域で食糧支援を行われている機関と連携、情報共有します。
・地域福祉活動・助け合い活動・生活支援活動の場を調整する事業として、「高齢者お困りごと支援事業」を行い、利用希望者とボランティア登録をされている人をつなげ、生活支援活動についての相談対応を行います。

■市民や地域の取組

- 相談窓口を活用して必要なサービスを得るようにしましょう。
- 相談窓口を活用して必要な福祉サービスを十分に利用するために、日頃から民生委員・児童委員や福祉活動員などをはじめとする地域の身近な人に相談できる関係を築きましょう。
- 社会や地域とのつながりが弱まり、孤立しがちな生活困窮者などを支えるため、地域のつながりを強くし、「相互に支え合う」地域を構築することに努めましょう。
- 自分の周りに困っている人がいたら、相談窓口を紹介できるように情報を入手しましょう。



## [2] 保健、医療、介護、福祉サービスの総合的な窓口の充実

### ■基本方針

保健、医療、介護、福祉のサービスは、それぞれ関係が深いにもかかわらず、関係法令が異なるため、窓口となる機関が分かれ、また、サービス内容も異なることから、いわゆる縦割りの対応になりがちであり、利用者にとって非効率で不便なサービスとなることがあります。

このため、福祉施設、医療機関、関係機関などの連携により、保健、医療、介護、福祉のサービスを把握し、総合的で効率的なサービスの提供に結びつける窓口の整備を進めます。

### ■市の取組

取組の内容
・地域包括支援センターと障害者生活支援センターの連絡を密にし、連携を強化します。
・地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として、必要に応じて、医療、介護、住宅、福祉、保健の関係機関と連携した支援を行います。また、在宅介護支援センターでは、市の相談窓口や各事業所との連絡調整などの支援を行います。
・子育て世代包括支援センター※では、関連部署と連携しながら、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、切れ目ない支援の提供を図ります。

### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・福祉施設や関係機関などの相談受付担当者との連携を強化し、連絡・調整がスムーズに行えるようネットワークを構築します。
・福祉サービスに関する相談や困難事例解決のために、市の実務担当者会議に出席し、関係機関との連携強化を図ります。

### ■市民や地域の取組

- どのようなサービスがあるかを理解して、周りに支援を必要とする人がいる場合は関係機関などにつないで、サービスの利用を勧めましょう。
- 行政機関だけでなく、身近な地域でも相談できる関係づくりに努めましょう。

## [3] 見守りのネットワークづくり

## ■基本方針

一人暮らし高齢者の孤独死や子どもの虐待、ヤングケアラー<sup>※</sup>やDV(ドメスティックバイオレンス=配偶者等による暴力)などは、地域から孤立した家庭のなかで発生することが多いことから、日頃から地域の目で見守り、支援が必要な状態に気付いてもらうことができる仕組みを構築しておくことが不可欠です。

このため、市民団体や地域団体などが実施する各種交流事業により住民同士の交流を深め、助け合いの下地をつくるとともに、地域役員・団体などを中心に、隣近所による見守りや助け合いのネットワークづくりを進め、地域の福祉施設などと連携し、住民同士の見守りや助け合いのネットワークを専門的なサービスにつなげていく仕組みづくりを推進します。

## ■市の取組

取組の内容
・一人暮らしの高齢者や一人親世帯の子育て家庭、生活困窮者など、見守りを必要とする人を地域で継続的見守り支援するため、民生委員・児童委員、関係機関、関係団体などが連携した活動の推進を図ります。
・高齢者を地域全体で支援するため、「愛の一声運動 <sup>※</sup> 」、「配食サービス」、「高齢者見守りネットワーク」による見守りを行います。
・一人暮らしの高齢者や身体障がい者等が自宅で急病などの緊急事態に陥ったときに簡単に通報ができる「緊急通報危機」を貸与し、連絡体制を整備します。
・学校と連携し、子どもの変化にも配慮することに努めます。
・災害等に備え、隣近所の状況の把握や、日頃からお互いに声を掛け合える関係づくりが大切であることから、見守りが必要な人の情報収集に努めます。
・日本郵便株式会社との地方創生に関する包括連携協定に基づき、高齢者、障がい者、子ども及び市民等の見守り活動を日本郵便株式会社と連携して行います。
・隣保館では、あいさつ・声かけ巡回訪問を定期的に行い、一人暮らし高齢者の安否の確認を行います。

## ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・地域での見守りネットワーク活動や地域交流会、生きがいづくり活動などの中心的な役割を担う各地区社会福祉協議会への活動支援を行います。
・住民の身近な相談役や地域の見守り活動を担う福祉活動員の育成に取り組みます。
・民生委員・児童委員と連携し、一人暮らし高齢者実態調査を行い、各地域の高齢者の実態を把握します。

■市民や地域の取組

- DVや虐待などが疑われるときは、相談窓口や関係機関に連絡しましょう。また、隣近所で気軽に声を掛け合い、お互いに見守り、助け合いましょう。
- 地域の行事などに積極的に参加し、お互いに顔の見える関係づくりに努めましょう。
- 身近な困りごとや生活課題を地域で解決するため、地域で話し合える機会を設けましょう。
- 身近で配慮が必要と思われる人を気にかけてみましょう。
- 日常的な見守りからの気づきを区長や民生委員・児童委員、福祉活動委員につなげましょう。
- あいさつ、声かけ、安否確認など見守り活動に参加しましょう。

[4] ふれあいの場づくり

■基本方針

高齢者や障がい者、子育て中の母親などが、地域から孤立してしまうと、支援の必要な状態になっても気づかれずに、状態が悪化してしまうおそれがあります。

このため、地域住民の誰もが日頃から気軽に立ち寄ることができ、支援の必要な状態に気づいてもらえるようなふれあいの場づくりを進めます。

■市の取組

取組の内容
・いきいき百歳体操教室*など、地域住民のふれあいの場として、自治公民館の活用を促進します。
・子育て支援センターや老人福祉センターなどを気軽に訪れることができるように各センターの取組、イベントなどの周知を図ります。

■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・高齢者の通いの場、日常生活上の見守りや相談・情報交換の場としても実施される「高齢者ふれあいいきいきサロン」の運営・立ち上げを支援します。
・地域で開催されるふれあい交流事業を推進します。

■市民や地域の取組

- 地域住民がお互いに声を掛け合い地域の交流の場に参加しましょう。
- 高齢者が集いの場に参加し、地域住民と交流を通じて、仲間づくりの促進と生活不安の解消に努めましょう。
- 子育て支援センターや老人福祉センターなどを積極的に利用しましょう。
- 市や地域で開催されているイベントなどに積極的に参加しましょう。

## 基本目標2 みんなが地域福祉活動に参加しやすい体制づくり・人づくり

### ■基本目標2に該当するSDGs



### 施策1 福祉教育の推進・人づくり

#### ■これまでの取組や課題

小中学校、義務教育学校において「いのちの教育指導資料」や「伊万里っ子しぐさカレンダー」などを積極的に活用し、児童の豊かな心の教育を推進しています。また、伊万里市人権教育・啓発に関する基本方針に基づき、「人権・同和問題地区巡回講座」や「なるほど！ザ・じんけんゼミナール」など市民を対象とした研修講座において、障がいのある人の人権問題や障害者差別解消法の理念などについて広く教育・啓発を行っています。

まちづくりにおいては、各地区のまちづくり運営協議会の取組に市の職員（地域支援市職員）が参加し、まちづくりの活動支援を行うとともに、地域住民との意見交換を行っています。

また、市民の意見交換の場として「まちづくり出前講座」を活用してもらうため、毎年講座の内容を見直し、広報紙やホームページで案内を行っています。市全体では62講座あり、そのうち、福祉・健康部門では11の講座を設け、市民に出前講座を行っています。

市民アンケート調査の自由意見欄に、「ボランティアに参加したいがどこであっているのかわからない」、「ボランティアをしたくてもどうやって参加したらよいかかわからない」など、ボランティアに関する意見が多くあり、多くの市民が、何かしら地域や地域の人々のために役立ちたいと考えていることがわかりました。また、同じく自由意見欄で、「福祉についての学習の機会があればよい」という意見がありました。

地域共生社会を目指すためには、地域の力は不可欠であることから、福祉教育の推進を図るとともに、誰もが参画できるための体制づくりと、地域の課題は地域で解決できる人材育成と仕組みづくりが必要となっています。また、ボランティアに関する情報をより積極的に発信するとともに、受け入れ体制も整備していく必要があります。

#### ■施策のポイント

地域福祉を推進していくため、まずは一人ひとりが地域や福祉、人権に関する正しい知識や認識を持つことが大切です。そのためには、学校教育や社会教育などライフステージに応じた多様な場や機会を活用し、子どもから大人、高齢者まで継続的に福祉や人権に関する教育や学習できる環境を整備する必要があります。

このため、地域福祉活動を活発化させるために、地域福祉の担い手の育成が必要であることから、ボランティア活動などに関心を持ってもらえるような取組の推進と機会提供の充実を図ります。

## [1] 福祉に関する学習機会の充実

### ■基本方針

市民が福祉に関する基礎知識を得る最も効果的な手段として、福祉に関して学習できる場に参加することがあげられます。

このため、市民団体やNPO\*法人、地域団体、関係機関などで、参加メンバーや一般市民を対象にした講習会や勉強会を開催するなど、福祉についての学習機会の提供に努めます。

### ■市の取組

取組の内容
・学校教育や社会教育の場において、児童生徒や市民を対象とした道徳教育や人権教育、生命の尊重など心の教育を推進します。
・隣保館では、「大川、松浦小学校6年生交流事業」において、参加型の人権学習を実施します。
・市民図書館で、市民の自己学習に必要な資料の収集、整備を進めます。
・福祉についての講習会、勉強会を開催します。
・市民のニーズに合わせた出前講座を行います。

### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・地域で福祉やボランティア、助け合い活動に関する講座、研修会を開催します。
・福祉活動員、民生委員・児童委員、地域の役員等を対象にした地域福祉に関する研修会を開催します。
・児童・生徒を対象に福祉、地域福祉活動、ボランティア等の理解を深めるための福祉教育活動を支援します。
・事業所を対象とした福祉やボランティアに関する講座を開催します。

### ■市民や地域の取組

- 自分たちの身近な問題として福祉に関心を持ち、開催される講習会や勉強会に参加して知識を深めましょう。
- 学校や社会教育の場で行われる道徳教育や人権教育、生命の尊重に関する心の教育に積極的に取り組みましょう。
- 福祉について市民図書館などで自己学習によって学び、知識を深めましょう。

## [2] ボランティア意識の醸成

## ■基本方針

ボランティア活動は、個人の資質や意欲に負う部分が多い活動です。活動を持続的に発展させていくためには、ボランティアとしての気構えや活動内容を適切に次の世代に伝えていくことが重要です。

このため、市民団体やボランティア団体等において、市民やボランティア参加者に対する意識を向上させる研修などの充実を図ります。

## ■市の取組

取組の内容
・市民図書館などで、ボランティア研修を継続的に行います。
・ボランティア活動を継続してもらうために、社会福祉協議会との協働により、ボランティア養成講座等の開催に努めます。
・ボランティア活動について、広報紙やホームページなどで周知を図ります。
・企業や事業主に対して、社会貢献への理解を深める働きかけや、ボランティア活動への参加の支援に努めます。
・ボランティア活動を長期間続けている人への顕彰を行います。

## ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・ボランティアの経験に合わせた講座を開催します。
・化粧、点訳、手話、音訳など、技術ボランティアの人材育成を支援します。
・技術ボランティアや生活支援のボランティアなど、地域のニーズに合わせたボランティアの人材育成を支援します。
・企業ボランティアの育成を支援します。

## ■市民や地域の取組

- 地域にある課題に関心を持ち、ボランティアの養成講座や研修会に参加しましょう。
- ボランティア活動で地域に貢献しましょう。
- 自由な時間を活用し、地域の中で知識や経験を生かした活動をしましょう。
- 地域福祉を担う人材の一員として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。



### [3] 実践的な知識・技能習得の機会提供

#### ■基本方針

ボランティア活動については、何をすればいいのかわからないことや、やり方がわからないことが参加に踏み切れない理由のひとつにあげられます。また、実際に活動を行なう際にも、様々な基礎知識や技術を修得しておくことが充実した活動につながることは明らかです。

このため、市民団体やボランティア団体は、参加者の確保と質の向上を図るため、参加者の知識や技術を向上させる研修会を開くとともに、興味を持って研修会に参加した市民のボランティア活動への積極的な参加を推進します。

#### ■市の取組

取組の内容
・地域の個性を発見する学習活動とその学習成果を地域づくりにつなげる実践活動のほか、児童生徒の伊万里の歴史、民俗等を学ぶ機会を提供して学習支援等を行う伊万里塾を実施し、市民の郷土愛を高めるとともに、ボランティア精神の醸成を図ります。
・市民図書館などで、技術習得のための資料を収集、提供します。
・さがCSOポータルの周知を図ります。

#### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・全市的なボランティアの養成講座や研修会に加え、各地域において講座の実施を推進します。
・技術ボランティア、生活支援ボランティアなど、地域のニーズに即した講座や研修会を推進します。

#### ■市民や地域の取組

- ボランティア養成講座などに積極的に参加しましょう。
- 伊万里塾での学習活動の成果を地域づくりにつなげましょう。
- 市民図書館を利用して、技術習得に関する本を読み、知識を深めましょう。
- 「さがCSOポータル」を利用しましょう。

#### MEMO さがCSOポータル

さがCSOポータルとは、CSO(市民社会組織)がそれぞれ自由に情報発信し、CSO活動を応援するWEBサイトのことです。

※ CSOとは、Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体(以上志縁組織)に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA(以上地縁組織)といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称しています。

## [4] 地域福祉の担い手の育成

### ■基本方針

地域の人が抱える悩みは様々であり、助け合い、支え合いにより悩みを解決してくためには、地域福祉活動の担い手の育成が大切です。そのためには、より多くの市民が福祉に関心を持ってもらい、若い世代から高齢者までの多くの人々が気軽に市民活動、地域活動、ボランティア活動に参加することで、地域の担い手を増やしていく必要があります。また、既存の市民団体などには活動が停滞している現状を抱えた団体もあるため、団体に新たな知恵や力をもたらす活力を与えてくれる新たな人材の参加が必要です。

このため、地域福祉活動に取り組む人材の育成支援や、市民活動や地域活動などの活動の周知や支援を推進します。

### ■市の取組

取組の内容
・既存の団体に対し、活動内容を紹介し、参加者を募集する場を提供します。
・介護予防・生活支援サポーター養成研修を継続し、担い手を確保する取組を行います。
・市民図書館などで、市民活動やボランティア活動に興味を持たせる広報を行います。
・地域福祉活動に関心のある人や専門的な知識や技術を持っている人に、活動への参加を呼びかけます。
・地域福祉活動に関する情報を収集し、発信することで、市民の参加促進を図ります。

### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・社会福祉協議会にボランティア登録されている人の活動を促進し、地域での活動や助け合い活動の活性化を図ります。
・ボランティア活動や小地域での助け合い活動について情報を提供します。
・地域住民が地域社会の一員として楽しく無理なく参加できる地域福祉活動やボランティア活動の充実に努めます。
・ボランティア活動や助け合い活動の情報提供やニーズとサービスを調整する仕組みづくりに努めます。

### ■市民や地域の取組

- 地域福祉の担い手になれることを意識しましょう。
- 地域福祉活動やボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
- 自分が持つ知識や経験を、地域福祉活動に活かして活動に積極的に参加しましょう。

## 施策 2 参加の場・機会づくり

### 重点施策②

#### ■これまでの取組や課題

まちづくりの取組として、市が直接管理及び運営を行っている「市民活動支援センター」※において、市民の皆さんが気軽にボランティア活動をはじめとする各種市民活動に参加するきっかけづくりや、市民活動のネットワークの拡大の支援を行っています。また、市民活動団体に対して、他市町の活動情報や活用できる補助金などの情報提供をはじめ、市民活動団体のNPO 法人としての設立や運営していくうえでのNPO 法関係の事務手続きなどの相談や助言などの支援も行っています。

近年では、新規加入者や新規団体の参入が見受けられないため、既存の団体活動の紹介や参加の募集など、きっかけづくりの支援や団体間の連携強化などの支援を行う必要があります。

市民団体、地域団体の活動において、認知症の人の支援として、「認知症の人とその家族の会」と協働で「認知症サポーター養成講座」や「認知症カフェ※」などを開催しています。また、高齢者への支援として、介護予防・生活支援を推進するため、各地区の自治公民館などで「いきいき百歳体操教室」や「高齢者出前健康講座」、市民センターで「いきいき脳の健康教室※」や「閉じこもり予防教室※」、「高齢者生きがいづくり講座」などを開催しています。様々な教室を開催することで、高齢者の集いの場や情報交換する場を提供しています。

市民アンケート調査で、福祉に関する情報提供、相談体制の充実、福祉ボランティアの活動推進に取り組んでいるが、地域福祉が充実しているかと尋ねたところ、前回の市民アンケート調査よりも「どちらかといえば思わない・思わない」と回答した人は減りましたが、約45.8%の市民が地域福祉の充実が図られていないと感じていることがわかりました。また、市民アンケート調査の自由意見欄で、「ボランティアなどの情報を手軽に得ることができたらよい」との意見もありました。

ボランティアや地域活動などの福祉活動をより活発にしていくためには、情報提供の充実と活動に参加したくなるような活動内容の充実を図る必要があります。

#### ■施策のポイント

市民活動やボランティア活動への参加を希望する市民が多数いても、参加の受け皿となる団体がなかったり、団体があっても新たに参加しにくい状況であれば、活動への参加は困難になります。

このため、NPO法人、ボランティア団体、地域団体の活動を促進させるためには、参加しやすい環境の整備をはじめ、各種団体が活動を行う拠点の整備等を行うことが求められています。また、気軽に参加できるよう、参加の機会に関する情報発信を充実し、多くの市民に参加を呼び掛ける取組を進めます。

## [1] 活動情報の発信の場の充実

## ■基本方針

既存の地域福祉活動への市民の参加を促進するためには、活動の目的、日時や場所、実施内容、参加方法などについて詳しい情報を誰もが容易に入手できることが重要です。

このため、市民団体、地域団体、民間企業などは、各種広報誌や公共施設への掲示などにより、自らの活動について積極的に情報を発信し参加者を募るとともに、他の団体に対しても活動情報の発信の場の提供に努めます。

## ■市の取組

取組の内容
・コミュニティセンター、市民センター、市民図書館、隣保館などに市民の地域福祉活動を紹介するコーナーなどの設置を進めます。
・市民活動団体の活動拠点である市民活動支援センターの管理・運営を行い、市民活動を支援します。また、市民ネットワーク「いまり」*の新たな加入団体を増やし、市民活動が活発になるよう支援を行います。
・市民が気軽に福祉活動情報や福祉に関する情報を手にとれるよう、福祉の窓口の紹介コーナーの充実を図ります。
・福祉に関する情報を市内のイベント等に関連づけて紹介します。

## ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・ボランティア活動を支援できるよう相談窓口の充実を図ります。
・ボランティア活動を支援するとともに、活動に役立つ情報を提供します。また、広報紙やホームページなどにも情報を掲載します。
・地域の中で困りごとを抱えている人の問題解決に向けて、地域住民への支援に努めます。

## ■市民や地域の取組

- コミュニティセンターなどの公共施設を活用し、地域の福祉活動の情報を入手し、活動に参加しましょう。
- 市民活動支援センターの活用や、市民ネットワーク「いまり」への加入等により、市民団体や地域団体の活動内容を知り、知識や経験を活かし、幅広い活動につなげましょう。
- 近隣住民と顔見知りの関係になり、日常の困りごとを助け合い、活動の中で解決するようにしましょう。
- 様々な活動に参加し、近隣住民だけではなく、多くの人とつながりを持ちましょう。

## [2] 活動情報の集積拠点の確保

### ■基本方針

地域福祉活動を活発化していくためには、地域福祉活動への参加を希望する市民が自由に訪れ、既存の活動について情報を得られ、参加のきっかけをつかむことができる場が必要です。

このため、地域福祉活動への参加を希望する市民が、地域の活動について情報を容易に得ることができる情報拠点の確保を進めます。

### ■市の取組

取組の内容
・コミュニティセンターや老人福祉センター、小中学校、義務教育学校、市民図書館、隣保館などの公共施設について、地域の活動情報の集積拠点として活用を進めます。
・老人福祉センターにおいて、高齢者の活動の支援を行います。

### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・ボランティアに関する情報を提供するために、伊万里市社会福祉協議会だよりやボランティア情報紙などの広報紙や社会福祉協議会の掲示板を活用します。そのほか、地域の福祉事業所、コミュニティセンターの掲示板などを活用し、情報提供を行います。
・ボランティア活動の普及のため、ボランティア連絡協議会や市民活動支援センターと連携し、ボランティア活動についての情報発信を行います。
・地区社会福祉協議会の活動支援を行います。

### ■市民や地域の取組

- 社会福祉協議会のボランティアセンターや地区社会福祉協議会、コミュニティセンターなどの情報拠点を活用し、ボランティアや地域の活動情報を入手しましょう。
- コミュニティセンターなどの公共施設を活用し、地域の福祉活動の情報を入手し、活動に参加しましょう。

## [3] NPO 法人、ボランティア団体等の運営の支援

## ■基本方針

NPO法人やボランティア団体は、市民による地域福祉サービスの主要な担い手となるとともに、活動内容や目的がわかりやすく参加の動機付けがしやすいため、市民による地域福祉活動の受け皿として重要な役割を果たすことが期待されます。

このため、新たなNPO法人やボランティア団体の設立に向け、情報提供や助言を行うとともに、設立後の活動を支援します。

## ■市の取組

取組の内容
・市民団体のNPO法人化など、新たなNPO法人の設立に向け、情報提供や助言を行います。
・地域で活動している個人やボランティア団体との連携の場をつくり、情報共有や交流促進に努めます。
・ボランティア活動について、広報紙やホームページなどで周知を図ります。

## ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・ボランティア団体やNPO法人等の立ち上げ、設立後の支援のため、相談支援を行います。
・ボランティア団体やNPO法人と連携を深めるため、ネットワーク化に努めます。

## ■市民や地域の取組

- NPO の制度を活用し、市民活動の幅広い活動につなげましょう。
- 社会福祉協議会のボランティアセンターや市民活動支援センターを利用するなどしてボランティアに関する情報を得て、活動に参加しましょう。
- 市民団体やボランティア団体などは市民ネットワーク「いまり」との連携を図り、幅広い活動を行いましょう。



## [4] 市民団体、地域団体の活動の充実

### ■基本方針

市内には市民団体や地域団体があり各種活動を行っていますが、参加者の高齢化が進み、若い世代の参加者が少ないことや活動内容の停滞など、参加者の総数が減少している状況にあります。

このため、既存の市民団体や地域団体において、市民を幅広く受け入れるような新たな活動を創出するとともに、若い世代の参加者を引き込める魅力ある活動の実施に努めます。また、高齢者が安心して活動できるよう支援に努めます。

### ■市の取組

取組の内容
・市民活動団体の活動拠点である市民活動支援センターの管理及び運営を行い、市民活動を支援します。また、市民活動団体の相互連携と活動の活性化を図る市民ネットワーク「いまり」の活動を支援します。
・市民団体、地域団体が行う交流の機会づくりに対して活動を支援します。
・認知症の人、その家族などが気軽に集える認知症カフェなどを開催し、支援します。
・高齢者の介護予防・生活支援の推進のため、いきいき百歳体操教室、いきいき脳の健康教室や出前講座など、様々な取組を行い、地域住民の活動の場を設けます。

### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・地域における市民の福祉活動を支援します。

### ■市民や地域の取組

- 市民団体や地域団体の活動内容を知り、知識や経験を生かして活動しましょう。
- 市民活動支援センターの活用や市民ネットワーク「いまり」への加入等により、市民団体と地域団体が連携し、幅広い活動を行いましょう。



## [5] 地域住民の活動拠点の確保

### ■基本方針

地域住民の活動の中心となる地域団体が様々な活動を進めるにあたり、連絡事項の伝達や参加者の把握、調整の機能を代表者などの個人が行うことが多いため、連絡が行き届かないことや手間がかかることから活動を広げていくことができない事態になることがあります。

このため、地域団体の行う活動の連絡調整を円滑にするなど、地域住民の活動を支える拠点の確保を進めます。

### ■市の取組

取組の内容
・コミュニティセンターや老人福祉センター、小中学校、義務教育学校、市民図書館、隣保館などの施設を活用し、地域住民の活動拠点の確保を支援します。
・老人福祉センターの活用を周知し、高齢者の生きがいづくり、仲間づくりなどの活動を支援します。
・市民図書館では市民団体への働きかけを行うとともに、すでに活動している人への情報発信を進め、活動の拠点としての周知を図ります。

### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・地区社会福祉協議会を通じて、地域住民や各種団体のネットワーク化に努めます。
・13地区を対象に地域座談会を開催し、地域の生活課題や困りごと等について話し合いや意見交換を行い、その課題解決に向けた取組を推進します。
・地域課題や生活課題の話し合いの場としての役割を担う、地区社会福祉協議会の活動に対して、助成金の交付や職員の派遣(出前講座)などの支援を行います。
・福祉関係団体の会合や研修会等に積極的に出席し、意見・情報交換を行います。

### ■市民や地域の取組

- コミュニティセンターをはじめとする地域住民の活動拠点を活用し、自身のため、地域のために活動を行きましょう。
- 市民の集いの場に参加し、趣味や特技を生かして交流を深め、仲間づくりやいきがいづくりを行きましょう。

---

## 施策 3 地域の福祉ニーズの把握・対応の体制づくり

---

### ■これまでの取組や課題

地域の課題は、地域住民で解決できるよう、人材育成と仕組みづくりを検討していくことが求められています。このため、本市では、令和元年度から佐賀県立生涯学習センター(アバンセ)との協働で「課題解決支援講座」を実施し、専門家による講義や演習、受講者同士の意見交換等によって、住民に地域の課題を解決していくための知識や手法を学習する機会を提供しています。また、地区役員や民生委員・児童委員から市に相談があった場合は、関係機関と連携し、支援を行っています。

しかし、地域の生活課題が複雑化、複合化しており、地域の課題解決が難しくなっているため、地域役員団体だけでは支援できない課題が年々増えてきており、地域役員及び団体、民生委員・児童委員への負担が大きくなっています。

また、福祉の担い手である地域役員や民生委員・児童委員などの担い手不足に陥らないためにも、しっかりと活動支援やサポート体制を行う必要があります。

### ■施策のポイント

地域住民による地域福祉活動を進めるためには、まず、地域の住民自身が、自分の周囲に助けを求めている人がいることを知る必要があります。知ることが理解につながり理解することが支援することにつながっていくこととなります。また、個々の福祉ニーズに対し、住民がそれぞれ自分の提供できるものを持ち寄って対応していく必要があります。

このため、地域住民同士の意見交換の場づくりや福祉情報が集積され、住民の活動につなげていく仕組みや拠点など、地域住民が福祉ニーズに関する情報を入手し対応するための場を創出していきます。また、地域住民が抱える多様化し、複合化した生活課題などを解決するため、区長や民生委員・児童委員などの地区役員、団体などの連携強化に努めます。

## 〔1〕 地域住民による意見交換の機会づくり

## ■基本方針

地域住民の持つ福祉ニーズについては、例えば、一人暮らし高齢者の見守りや子どもの登下校時の安全確保など、周辺住民の善意と労力が活用できれば安心・安全がこれまで以上に充実するものも少なくありません。

このため、地域の各種会合の際など、地域住民の持つ福祉ニーズの情報を提供し解決に向けた対応について、地域住民同士で意見交換する機会の創出に努めます。

## ■市の取組

取組の内容
・地域役員などに対し、意見交換の進め方の提案や会議に必要な情報の提供などの支援を行います。
・地域づくり推進事業により、地域の課題を話し合う地区のまちづくり運営協議会の活動を支援します。
・地域へ出向き、必要に応じて福祉サービスの説明や研修会への参加を積極的に行います。
・性別、年代等に応じた意見交換の場を設けるなど、意見交換の機会づくりに努めます。

## ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・地域座談会や小地域の行事、会合など、住民が寄り合い、話し合う機会や場などに積極的に出向き、住民ニーズの把握に努めます。

## ■市民や地域の取組

- 身近な地域の課題を理解し、地域のニーズを把握することで、その解決方法について地域の中で話し合いをしましょう。
- 地域の特色に応じたまちづくりを推進しましょう。

## [2] 地域の福祉ニーズ情報の集積拠点の確保

### ■基本方針

地域住民の持つ福祉ニーズのなかには、地域住民の善意と労力の活用により容易に解決できるものがあり、善意と労力を持った住民が地域の福祉ニーズ情報に触れることができる場を確保する必要があります。

このため、地域において、福祉ニーズ情報が集積され、住民の地域福祉活動につなげるための拠点の確保に努めます。

### ■市の取組

取組の内容
・コミュニティセンターや老人福祉センター、小中学校、義務教育学校、市民図書館、隣保館などの公共施設について、地域の福祉ニーズ情報の集積拠点として活用を進めます。
・老人福祉センターでは、相談業務に対応し、福祉ニーズの収集に努めます。
・県の関係機関との協働事業である「課題解決支援講座」を活用し、専門家による講義や演習、受講者同士の意見交換等を行い、住民に地域の課題を解決していくための知識や手法を学習する機会を提供します。

### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・民生委員・児童委員、福祉活動員からの情報や各相談窓口、関係機関を通じた情報をもとに、社会資源や住民ニーズに関する情報の収集・整理・集積を行い、地域課題の解決に努めます。
・公共施設・福祉施設などに、ご意見・相談箱などを設置し、福祉ニーズの収集に努めます。

### ■市民や地域の取組

- コミュニティセンターなどを活用し、地域の福祉ニーズについて語り合い、解決方法を検討してみましょう。また、解決策がわからない場合は、市役所に相談しましょう。

### [3] 地域役員、団体の連携の推進

#### ■基本方針

地域住民の活動は、地域役員や地域団体によるものが中心であるとともに、それぞれ年齢層や性別の違いなどにより保有する能力や情報が異なります。地域の中で、地域の生活課題を把握し対応していくためには、地域役員や団体それぞれの持つ能力や情報を集約する必要があります。

このため、地域の各種役員や団体は、他の役員や団体との連携に努め、地域の福祉課題を把握し対応を進めます。

#### ■市の取組

取組の内容
・地域住民の活動の中心となる地域役員と地域団体との意見交換の場づくりを進めます。
・既存の団体が取り組む新たな活動について、情報提供や助言などを行います。

#### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・地域役員と地域団体との意見交換の場づくりを進めます。
・地域における市民の福祉活動を支援します。

#### ■市民や地域の取組

- 地域住民の活動の中心となる地域役員と地域団体で意見交換を行いましょう。





---

## 施策4 身近な福祉課題に気づく体制づくり

---

### ■これまでの取組や課題

各地区のまちづくり運営協議会において、地域支援市職員が活動を行うことで、地域の生活課題の把握を行うとともに、課題解決に向け、関係機関につなげるなどの支援を行っています。

しかし、地域でのつながりが希薄になりつつあるため、地域での課題や問題について話し合うきっかけや、話し合いに参加する人が少なくなってきました。このことは、市民アンケート調査で、「福祉に関して関心がない」との回答が約3割あったことから、福祉は特定の人の問題であって自分には関係ないとして捉えている市民が少なからずいることがわかります。

一方、市民アンケート調査では、約7割の市民が福祉に関心を持っており、市民アンケートの自由意見欄には、「一人ひとりの住民が福祉に意識を持って助け合う仕組みづくりが大切である」、「一人ひとりが地域での助け合う意識を持つことが必要である」など、一人ひとりの助け合い、支え合うための意識の向上と重要性について考えている市民がいることもわかりました。

このことから、多くの市民が、生涯のうちに、誰もが福祉課題に直面することがあることを認識し、今は福祉サービスを利用していなくても、いずれ利用するかもしれないなど、自分のこととして福祉課題を捉えてもらうことで、福祉への関心を高めていく必要があります。地区の行事などに積極的に参加することで、困ったときにお互いが助け合う関係づくりを築くことが必要です。

### ■施策のポイント

多様化する生活課題や複雑化、複合化した問題を抱え困っている人が増えています。それらの人に気づくこと、また、誰もが住み慣れた地域で生活できるように支え合うことが何よりも大切です。

このため、地域の福祉課題を地域で話すことのできる場をつくり、困っている人などを地域で支える体制づくりを推進します。

[1] 地域の福祉活動を地域で話す場づくり

■基本方針

市民の身近にもたくさん福祉課題がありますが、その福祉課題に気づいていないことが、福祉に関する無関心を生み出す一因となっています。

このため、地域役員・団体などが中心となり、地域の福祉課題について、各種会合などで積極的に話題として取り上げ、話し合うことのできる環境づくりを進めます。

■市の取組

取組の内容
・地域役員や団体などに対する働きかけを行い、各地域における地区座談会などの開催を支援します。
・地域住民に、地区のスポーツ大会や地域でのイベント・レクリエーションなどに参加してもらう事で、顔が見える関係を築き、困った時お互いに助け合える体制づくりに努めます。

■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・地区社会福祉協議会を中心として、各地区で年1回の地域座談会を開催します。
・地域課題解決に向けた、小地域での話し合いの場を推進します。

■市民や地域の取組

- 地域で開催される会に積極的に参加し、身近な福祉課題について話をする機会をつくりましょう。
- 身近な福祉課題に関心を持ち、その課題を自らの問題としてとらえ、お互いに話し合いましょう。
- 意見などを求める場に参加する機会があれば、積極的に発言しましょう。



## [2] 市民による意見交換の場づくり

### ■基本方針

市民が福祉に関する知識を深め、福祉に対する意識を高めていくため、市民同士で福祉についての情報交換や意見交換ができる場が必要です。

このため、市民団体やボランティア団体、地域団体などでは、市民が福祉について話し合うことができる場として、福祉に関する勉強会やワークショップなどを開催し、市民の自主的な意見交換の場づくりを進めます。

### ■市の取組

取組の内容
・市民の勉強会への情報提供、会場確保などを積極的に支援します。
・地域支援市職員制度などにより地域住民の活動を支援します。
・市民図書館などで、関係する資料を収集、整理し、情報を提供します。
・まちづくり出前講座を市民参加のまちづくりの場として活用してもらうため案内を行います。

### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・小地域で座談会の開催を推進します。
・福祉関係団体の意見交換会の開催を支援します。

### ■市民や地域の取組

- 地区座談会に積極的に参加し、福祉課題などについて話をする機会をつくりましょう。
- 市民図書館などで資料を収集し、福祉に関する課題に関心を持ち、自主的な話し合いや意見交換を行いましょ。
- 地区の各種会議に参加する地域支援市職員と積極的に意見交換を行いましょ。
- 市民参加のまちづくりを行うために、出前講座などに積極的に参加しましょ。

## 基本目標3 みんなが暮らしやすい地域づくり

### ■基本目標3に該当するSDGs



## 施策1 医療・保健の充実した地域づくり

### ■これまでの取組や課題

地域の医療では、休日・夜間急患医療センターを地元医師会に指定管理を委託し、休日夜間の急患・小児等の救急医療に対応しており、平成29年から令和2年までの年平均利用者数は年間1,465人となっています。

救急医療体制では、市民及び事業所などに対して、いざというときのための応急手当の知識を広げるため、救命講習の実施やAED(自動体外式除細動器)\*の使用方法の周知、AEDマップの周知を行いました。

保健の分野では、ライフステージに応じて、妊婦健診、3か月児・1歳6か月児・3歳8か月児健診、特定健診、後期高齢者健診、30歳代健診、胃・肺・大腸・乳・子宮頸がん検診・前立腺検診、肝炎ウイルス検査、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診を実施し、その結果に応じて、訪問等で保健指導等を行っています。

さらに、食生活改善推進員養成講座を修了された市民が食生活改善推進員となり、現在292人(令和3年4月末日現在)が、地域で高血圧予防・糖尿病予防・子ども生活習慣予防・ロコモティブシンドローム予防などの教室を開催し、食を通じた健康づくりの普及を行っています。

また、近年、人間関係や仕事、病気、環境の変化など、社会生活上の様々なストレスによって、うつ病等の心の病を抱える人が増加していることから、心の健康相談を実施しており、年間12回臨床心理士による個別相談を行い、令和2年度の参加者は延べ25人となっています。

乳幼児から高齢者まで、あらゆる人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、継続的に医療・福祉サービスを提供するとともに、安心して暮らせるよう地域全体で支えることが必要となっています。

### ■施策のポイント

市民が安心して生活できるために地域医療の体制を整備するとともに、市民一人ひとりが心身ともに健康であるために、市民との協働により乳幼児から高齢者までの生涯健康づくりを推進します。

## [1] 地域医療体制の整備

### ■基本方針

市民の病気やけがに対する不安感を軽減するためには、病気やけがをしたときに、迅速かつ的確に対応できる医療体制が身近に整っていることが必要です。

このため、病院や診療所などの医療機関のネットワーク化などによる医療体制の充実を図ります。

また、地域包括ケアシステムと救急体制について、慢性期の人は、日常的に地域包括センター、ケアマネジャー、民生委員・児童委員など地域の福祉や在宅医療に支えられていることが多く、その関係機関と消防機関が連携して情報共有を行います。福祉に従事する関係者に対して、救急車をどのような場合に利用するかを理解を深めてもらい、医師の診療が必要な場合でも、できる限り地域のかかりつけ医で診療を行ってもらうことで、在宅療養に戻りやすい環境を整えることが必要です。

### ■市の取組

取組の内容
・医師会等との連携により、伊万里休日・夜間急患医療センターにおける初期救急医療を含めた救急医療体制の充実をはじめ、市民が安心して医療サービスを受けることができる医療体制の整備と、医療情報の周知を図ります。
・佐賀県保健医療計画に基づき、地域において必要な医療サービスを受けることができるよう、医療スタッフの育成と確保に努めます。
・高度な処置が可能な救急用機材を装備した高規格救急車や救急救命士を計画的に拡充していきます。
・コミュニティセンターなどに配置したAEDの使用方法や応急手当の方法などに関する救命講習を各地域で行います。
・地域医療の確保のため、伊万里有田共立病院の運営を支援します。

### ■市民や地域の取組

- 適正な救急医療の利用に心がけましょう。
- AEDや応急手当講習会等に参加しましょう。
- かかりつけ医を持ち、適正な救急医療の利用を心がけましょう。

## [2] 保健活動の推進

### ■基本方針

市民が安心していきいきと毎日を暮らすためには、心身ともに健康であることが必要であり、市民との協働により乳幼児から高齢者までの生涯健康づくりを進める必要があります。

このため、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という健康づくり意識を高めるとともに、定期的な健康診査の受診により早期発見・治療を促進し、脳血管疾患をはじめとする生活習慣病やそれらに起因する病気により、寝たきりや要介護状態の予防に努めます。また、うつ病をはじめとする心の病についての正しい知識の普及啓発など、関係機関と連携して心の健康づくりに取り組みます。

### ■市の取組

取組の内容
・特定健診やがん検診の受診率向上、若年層への健康診査や保健指導の充実を図り、生活習慣病の発症予防、生活習慣改善と重症化予防を推進します。
・生涯を通じて歯及び口腔の健康を保つため、幼児の歯科健診や歯科教室、歯周疾患検診の実施と普及啓発に努めます。
・心の健康相談として、臨床心理士による個別相談(年12回)を実施します。
・精神保健については、精神障がいに対する正しい理解促進や自殺予防などに関する啓発・広報に取り組むとともに、心の健康相談に対応する窓口を設置して、相談支援を行います。
・市民図書館は、健康に関する資料を収集し、整備します。

### ■市民や地域の取組

- 健康診査の受診や健康教室などに積極的に参加しましょう。
- 健康に関する正しい知識や理解を深めましょう。
- 生活習慣の改善を図り、健康的な生活を送りましょう。
- 市民図書館などで本を読むことで、健康への意識を高めましょう。





## 施策 2 安心して生活できる環境づくり

### ■これまでの取組や課題

公共施設のバリアフリーについては、障害福祉計画の市民アンケートによると、外出の際の困り事として、「外出先の建物が不便」と回答した人の割合は12.8%と、前回調査(平成26(2014)年7月実施)と比較して約1ポイント少なくなっています。今後は高齢化率がさらに高まる事が予想されることから、これまで以上にバリアフリー化を推進するとともに、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザイン※を取り入れていくことが求められています。

交通手段の確保については、路線バスや鉄道について、事業者をはじめ佐賀県など関係機関と協力し、利用促進に努めています。また、伊万里市地域公共交通網形成計画(平成28年3月策定)に基づき、地域住民組織等が運行主体となる自家用有償旅客運送のほか、予約制乗合タクシーの運行などの取組を行っています。

市民アンケート調査の自由意見欄において、免許返納しても交通手段がないことへの不安や、地区によっては交通手段がないなどの意見があることから、公共交通機関や予約制乗合タクシーの利用を促進するとともに、市民が安心して生活できる交通手段の確保に取り組んでいく必要があります。また、既存のバス、鉄道を維持するために、利用状況や市民の要望などを把握し事業者と協力して、路線の維持、改善に努めることが必要となっています。

住まいの確保等に向けた支援として、住居確保給付金※の相談や母子生活支援として市営住宅を活用するなどを行っていますが、市営住宅の空きがないなど、十分な支援ができない場合もあります。

今後は、佐賀県で確保されている住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅を活用し、低額所得者、高齢者、障がい者、子供を養育する住宅確保要配慮者の支援を行う必要があります。

### ■施策のポイント

公共施設や公共性の高い民間施設などに対してバリアフリーやユニバーサルデザインの推進に努めます。また、高齢者や障がい者、山間地などにおける交通弱者の移動支援について、関係機関と連携し、どのような支援ができるか検討し、暮らしやすい、住みやすい生活環境の整備に努めます。

さらに、住まいの確保については、地域において安定して生活を送るために重要であることから、佐賀県で確保されている住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の活用や生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金につなげるなどの支援を推進します。

## [1] バリアフリーの推進

### ■基本方針

既存の公共施設などにおいては、まだまだ高齢者や障がい者などが利用しにくいものが数多く残されており、利用したくてもできないことがあります。

このため、新設の施設においては、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインに配慮した設備の導入を進めるとともに、既存の施設においても、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたバリアフリー化を推進します

### ■市の取組

取組の内容
・市民や一般企業などに対し、バリアフリーやユニバーサルデザインについての情報提供、啓発を進めます。
・「佐賀県パーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)制度 <sup>※</sup> 」の目的と意義について広報するとともに、制度のさらなる推進に努めます。
・物理的なバリアフリー化を推進するとともに、誰もが快適に生活しやすいユニバーサルデザインにも配慮した施設整備を推奨します。
・環境が整っている場所であっても、支援が必要な度合いは人それぞれ違うため、地域住民同士で声を掛け合い、助け合うことができる体制づくりを推進します。

### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・各種講座や行事などを通して差別や偏見をなくす取組を行います。
・障がい者団体などと協働し、道路や建物などまちのバリアフリー度を調査し、バリアフリーやユニバーサルデザイン化の提言活動に取り組みます。
・障がい者団体などの活動を支援します。
・障がい者団体と連携し、福祉教育活動を行っていきます。

### ■市民や地域の取組

- 障がいのある人などの専用トイレや駐車スペースに関するマナーを守りましょう。
- ユニバーサルデザインやバリアフリーなどへの理解を深めましょう。
- 困っている人を見かけたら、声かけしたり、手助けするよう心がけましょう。

## [2] 交通手段の確保

### ■基本方針

車を運転しない高齢者や障がい者といった交通弱者が安心して暮らすためには、通院、買い物などの日常生活を支える移動手段の確保が不可欠です。

このため、既存の公共交通機関の維持に努めるとともに、地域住民、交通事業者、行政が協働し、地域住民のニーズに合った移動手段の確保に努めます。

### ■市の取組

取組の内容
・適正な運用による福祉有償運送の実施を促進します。
・バス、鉄道などについて、利用状況や市民の要望などを把握し事業者と協力して、路線の維持、改善に努めます。
・地域住民等の要望を踏まえた、持続可能な地域公共交通の維持、改善に努めるほか、新たな地域交通の取組に支援を行います。
・タクシー事業者が行うリフト付きタクシー（車椅子のまま乗車できる）の導入などの情報を集約し、必要とする人に情報提供を行います。
・自治組織、ボランティア団体等による移動支援の運営等を支援します。

### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・交通弱者に対する交通手段として、多方面でのサービスを検討します。
・交通空白地帯のニーズを調査し、その地域にあった交通手段の確保に努めます。

### ■市民や地域の取組

- 地域の移動手段として、公共交通機関を支える意識を持ち、積極的に利用しましょう。
- 近所の高齢者など、車に乗れない人がいたら、一緒に買い物に行くなど協力し合いましょう。



### [3] 住まいの確保等に向けた支援

#### ■基本方針

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(以下、住宅セーフティネット法)に基づき、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画として、令和3年3月に「佐賀県賃貸住宅供給促進計画」が策定されました。この計画に基づき、住宅セーフティネット法に定める者である低額所得者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者等に対して、関係機関と連携して支援に努めます。

また、生活に困窮した人に対して、住居確保給付金の制度案内を行うなどの支援に努めます。

#### ■市の取組

取組の内容
・佐賀県賃貸住宅供給促進計画に基づき、住宅確保要配慮者の住宅確保について、関係機関と連携して支援を行います。
・住宅確保要配慮者に、佐賀県で登録されている住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅を紹介するなどの支援を行います。
・経済的に困窮した人に住居確保給付金の窓口である社会福祉協議会につなげる支援を行います。

#### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・住宅確保要配慮者のうち特に、生活困窮者から相談があった場合は、関係機関と協力して支援を行います。
・住居確保給付金の相談窓口として、離職等により経済的に困窮し、住宅喪失者または住居喪失の恐れがある人の相談支援を行います。

#### ■市民や地域の取組

- 住宅に関する困りごとについて市役所や関係機関に相談しましょう。

#### MEMO 佐賀県賃貸住宅供給促進計画

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「法」という。)」第5条第1項に基づき、佐賀県が令和3年3月に、計画期間を6年とした(令和2年度から令和7年度まで)賃貸住宅供給促進計画を策定されている。

## MEMO 住宅確保要配慮者の範囲

佐賀県賃貸住宅供給促進計画で対象とする住宅確保要配慮者は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(以下「法」という。)第2条第1項第1号から第5号までに定める者※1及び同法施行規則(平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。)第3条第1号から第10号までに定める者※2のほか、同条第11号の規定に基づき、以下のいずれかに該当する者と定められている。

- ・海外からの引揚者
- ・新婚世帯
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設退所者
- ・LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー)
- ・UIJターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者

※1 法第2条第1項第1号から第5号までに定める者

- ・低額所得者
- ・被災者(発災後3年以内)
- ・高齢者
- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の・子ども(高校生相当以下)を養育している者

※2 規則第3条第1号から第10号までに定める者

- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所出所者
- ・DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者
- ・北朝鮮拉致被害者
- ・犯罪被害者
- ・生活困窮者
- ・更生保護対象者
- ・東日本大震災による被災者

## 施策3 防犯・防災体制が整備された地域づくり

### ■これまでの取組や課題

地域防犯体制の整備として、防犯灯の設置については、行政区に対して補助を行っています。（平成29年度179件、平成30年度150件、令和元年度156件、令和2年度153件）

また、子どもの安全安心を確保するため、各地区・町の防犯協会を中心に、子ども見守り隊<sup>\*</sup>や公用車によるパトロールの実施、不審者等情報の共有など地域一体となって取り組んでいます。

急増している消費者トラブル相談案件については、ホームページ等での注意喚起を行うとともに、消費者啓発パネル展を開催し、身近な消費者トラブルについて学ぶ機会を提供しています。また、必要に応じて地域包括支援センター、障害者生活支援センター等と連携して消費生活相談を行っています。

地域防災体制の整備としては、平成30年6月に防災行政無線の供用を開始するとともに、要配慮施設等へ、防災行政無線の情報を速やかに伝達するために、電話・FAX 応答装置を導入しました。また、平常時から防災に対する意識を高めるために、各行政区の自主防災による防災活動や避難訓練に対し、情報提供や助言を行い、依頼に応じて出前講座を行っています。

災害時の避難体制として、これまで災害時要支援者台帳を配布していましたが、避難行動要支援者名簿<sup>\*</sup>との統一を図り、令和2年度から避難行動要支援者名簿の一本化を行いました。

今後は、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者<sup>\*</sup>の個別避難計画の作成が努力義務となったことから、大規模災害等を見据え、個別避難計画を作成し、避難支援等関係者へ情報提供することで、実行性のある避難体制を整える必要があります。

市民が、安全に安心して暮らせるよう、地域における防災力の向上や災害時等に支援が必要な人への支援体制の構築・強化に取り組む必要があります。

### ■施策のポイント

市民の誰もが安心して暮らせる社会にするため、市民の生命や財産を直接脅かす犯罪や災害から、市民が守られる環境の確保に努めます。

また、近年、異常気象による被害が頻発していることから、災害時の要配慮者の避難や安否確認が迅速にかつ確実にできるよう、避難行動要支援者の名簿と個別避難計画を整備し、名簿登録への同意を増やしていく取組が必要となっています。そして、地域住民、市、関係機関などの連携強化に努め、地域住民がともに助け合い、支え合う地域の防災力、減災力の充実と強化を図ります。



## [1] 地域防犯体制の整備

### ■基本方針

犯罪は人の目の届きにくい所で発生することが多いと言われます。警察など限られた行政機関の目だけでは限界があり、できるだけ多くの市民が協力して防犯に努めていくことが重要です。

このため、防犯協会や地域団体による子ども見守り隊の活動や住民から死角となる場所の改善など、地域住民による防犯活動の充実を進めます。

### ■市の取組

取組の内容
・夜間の犯罪を防止し、市民の安全を守るため、各行政区が設置する防犯灯への支援を行います。
・市防犯協会の運営や活動を支援するほか、警察との連携を図り、地域の防犯活動に対する最新情報の提供や助言を行います。
・子どもの安全安心を確保するため、各町(地区)の防犯協会を中心に、子ども見守り隊や公用車によるパトロールの実施、不審者等情報の共有など地域一体となって取り組んでいきます。
・消費生活センターに専門の相談員を配置し、消費者トラブルにあったときにすぐに対応できるよう相談体制の充実努めます。

### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・地区社会福祉協議会と連携し、地域での防犯活動や防犯意識の啓発に努めます。

### ■市民や地域の取組

- 支援が必要な人の把握を行い、地域住民同士がお互いに助け合うことができる関係づくりをしておきましょう。
- 子どもの安全安心を確保するため、各町(地区)の防犯協会が中心となり、地域一体となった取組を行いましょう。
- 身近な人が消費者トラブルにあっていないか、周囲の方で見守りを行いましょう。また、トラブルにあった人がいたら、市役所に相談するよう伝えましょう。

## [2] 再犯防止の推進【地方再犯防止推進計画】

### ■基本方針

犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの改善・更生(立ち直り)と社会復帰については、市や関係機関が協力して、広く市民の理解を深めるとともに、地域ぐるみで見守っていくことが重要となります。

このことから、再犯の防止を目的として、生活の安定のための就労の確保及び適切な住居の確保などの支援を行います。また、非行は家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合い発生することが多いことから、関係機関との一体的な非行防止と就学支援の推進を目指します。

### ■市の取組

取組の内容
・児童生徒の非行を防止するため、学校において、講師を招いた薬物乱用防止教室や防煙教育を行います。
・「社会を明るくする運動強調月間」及び「再犯防止啓発月間」において、伊万里地区保護司会及び伊万里地区 BBS 会などの関係団体と連携して広報・啓発活動に取り組みます。
・地域における更生保護の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営支援をはじめ、保護司の人材確保、支援など更生保護関係の支援者・団体に対する支援の充実を図ります。
・再犯防止に向けて重要となる就労や住まいについて、協力雇用主との連携の充実を図ります。
・高齢者又は障がい有るため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者については、佐賀県地域生活定着支援センターと保護観察所と連携を図りながら、支援を行います。

### ■市民や地域の取組

- 更生保護の活動に関心を持ちましょう。
- 地域の子どもたちに気を配り、悩んでいる子がいたら相談相手になりましょう。また、関係機関などと連携を図りましょう。

#### MEMO 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。このような保護司は、全国に約4万7,000人います。(法務省ウェブサイトより)

## MEMO 社会を明るくする運動

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。令和3年で71回目を迎えます。

### ■地域のチカラが犯罪や非行を防ぐ

テレビや新聞では、毎日のように事件(犯罪)のニュースが報道されていますが、安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取締りを強化して、罪を犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことです。

立ち直りを支える家庭や地域をつくる。そのためには、一部の人たちだけでなく、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。“社会を明るくする運動”では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。(法務省ウェブサイトより)

## MEMO 伊万里地区保護司会

佐賀県では法務大臣の委嘱を受けた514人(令和3年1月1日現在)の保護司が佐賀県内8保護区において、罪を犯した人や非行のある少年たちの円滑な社会復帰を助けるとともに犯罪や非行の防止を図り、安心・安全な地域社会づくりの活動に取り組んでいます。保護区ごとに地区保護司会が組織されています。

(佐賀県保護司会連合会ウェブサイトより)

伊万里地区(有田町を含む)で50人(令和3年10月1日現在)の保護司が活動しています。

## MEMO 伊万里地区 BBS 会

BBS(Big Brothers and Sisters Movement の略)は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体で、全国で約5,000人の会員が参加しています。

近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。BBSの趣旨に賛同し、誠意と熱意のある方ならどなたでも参加できます。(法務省ウェブサイトより)

伊万里地区は、昭和26年に発足し、現在3人(令和3年10月1日現在)が在籍し、活動しています。

**MEMO** 更生保護

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

我が国では、保護司、更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの他、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されています。

更生保護の内容には、主なものとして次のようなものがあります。

- ・保護観察
- ・仮釈放・少年院からの仮退院等
- ・恩赦
- ・応急の救護等及び更生緊急保護・
- ・生活環境の調整
- ・犯罪予防活動

(法務省ウェブサイトより)

**MEMO** 協力雇用主

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。

現在、全国で約24,000の協力雇用主が協力しています。

犯罪や非行をした人の就労支援を一層推進していくためにも、保護観察所では協力雇用主を募集しています。(法務省ウェブサイトより)

**MEMO** 佐賀県地域生活定着支援センター

保護観察所と協働し、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院等)から地域へ帰る、罪を犯した高齢者や障がい者で、出所後住む場所がなく、自立した生活を営むことが困難な方に対し、出所後の住まいや福祉サービス等の利用について調整を行い、地域で安心して暮らしていけるように支援を行う機関です。

佐賀県地域生活定着支援センターは開設から8年が経過し、支援件数は300件を超えています。支援においては、地域の中で対象者を孤立させないためのネットワークづくりが必要不可欠であり、司法関係機関及び福祉関係機関、地域住民と連携しながら、対象者が地域で安心して生活できるよう支援を行っています。

- 1.実施主体 佐賀県
- 2.受託 公益社団法人 佐賀県社会福祉士会(平成21年12月1日より受託)

(公益社団法人 佐賀県社会福祉士会のホームページより)

### [3] 地域防災体制の整備

#### ■基本方針

災害危険箇所の把握や災害発生時の対応については、市や消防などの防災関係機関の対応だけでは限界があるため、市民一人ひとりが日頃から災害について準備をしておくことが重要です。

このため、防災マップを用いた避難訓練の実施や情報伝達手段の多様化、避難時の誘導體制の強化等を図るとともに、防災意識向上のための啓発活動を推進し、市と地域住民の協働による防災体制の充実を図ります。

#### ■市の取組

取組の内容
・各行政区の自主防犯組織で取り組む避難訓練などの防災活動に対し、情報提供や助言を行います。
・防災行政無線や電話・FAX での直報システムなど、災害情報の多様な伝達手段を確保するとともに、利用方法などの周知を図ります。
・防災講演会や出前講座の実施により、市民の防災意識の高揚に努めます。
・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成・更新し、災害時に避難誘導などの支援が必要な人を把握するとともに、同意を得られた人については、地域の支援者などに情報提供します。また、名簿への登録同意について推奨します。
・特別な配慮を要する高齢者や障がい者のための福祉避難所 <sup>※</sup> の拡充に努めます。

#### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・災害時に社会福祉協議会内に開設される伊万里市民災害ボランティアセンターの体制整備や災害発生時のボランティアコーディネート機能の強化を図ります。
・災害発生時における地域の福祉施設等との協力体制の構築及びネットワーク化を図ります。
・地域での災害ボランティアの養成やボランティア団体の立ち上げの支援に努めます。

#### ■市民や地域の取組

- 災害時の情報を得る手段を複数確保するとともに、地域における危険箇所、避難所、避難経路などを確認しておきましょう。
- 地域の中で支援が必要な人を把握しておきましょう。そして、お互い助け合いましょう。
- 地域の防災訓練や防災について学ぶ機会があれば、積極的に参加しましょう。
- 区長、防災員、消防団、民生委員・児童委員、福祉活動員などが、お互いに協力し、地域での防災体制づくりに努めましょう。

## 施策4 助け合いのまちづくり

### 重点施策③

#### ■これまでの取組や課題

地域住民が主体となって、地域課題の解決や身近なまちづくりを実践し、住み慣れた地域を未来に向けて維持していくための取組を行うとともに、各まちづくり運営協議会に支援を行いました。

市民アンケート調査で、「困っていた人がいたらできるだけ手助けをする」との回答が約9割ありました。

しかしながら、多くの市民が「助け合う」という気持ちを持っていますが、いざというときの方法や手段などわからないという状況が多いことがわかりました。

また、市民アンケート調査において、「福祉を支えていくのは誰か」と尋ねたところ、「市役所などの行政」との回答が約4割、「すべての市民」と回答した人が約2割という結果でした。

行政が、市民を支えることは当然ですが、少子高齢化、多様化する福祉ニーズや課題に対応していくためには、市民一人ひとりの力が必要です。

そのためにも、日頃から、地域において顔の見える関係づくりを構築し、そして、互いに思いやることのできる関係を築いていくことが求められています。

#### ■施策のポイント

助け合いについては、これは地域福祉の基本であると考えられます。しかし、市民ニーズの多様化、プライバシーの重視などにより、住民の相互扶助の精神、助け合いの心が従来と比べて失われていると言われてしています。

このため、隣近所による見守りなど、地域住民同士の助け合いがあれば、容易に解決できる福祉ニーズもあるため、市民相互の助け合いの心の再構築に努めます。



## [1] 地域住民交流の推進

### ■基本方針

地域住民が助けあっていくためには、日頃から地域住民同士が顔を合わせ、お互いに知っていることが不可欠です。

このため、地域の各種団体などで、地域住民同士が交流を深めることができる取組を推進します。

### ■市の取組

取組の内容
・隣保館では、大川町夏休みワイワイキャンプや大川・松浦小学校6年生交流事業を開催し、子どもを中心とした地域住民の交流を促進します。
・コミュニティセンターなどによる各種イベントの開催など、地域の特性を生かし、地域の実態に沿った地域住民の交流の場の提供に努めます。
・参加者自身が、交流の楽しさや必要性を伝えていくこと、または地域での活動にまず興味を持ってもらえるよう努めます。

### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・住民が語り合い、交流を深める場づくりを推進します。
・若い世代が魅力を感じ、参加しようと思うイベントの調査・開発に取り組みます。

### ■市民や地域の取組

- 地域住民との交流の場に積極的に参加しましょう。

## [2] コミュニティ活動の推進

### ■基本方針

地域の連帯意識の希薄化などにより、地域コミュニティ(共同体・地域社会)の機能が低下していることが、相互扶助機能の低下につながっているため、地域のコミュニティ機能を回復する地域独自の自主的な活動を促進することが不可欠です。

このため、地域役員、団体を中心とした地域住民が主体となって、市民団体やボランティア団体と連携し、地域の実態に沿った特色あるコミュニティ活動の活性化を図ります。

### ■市の取組

取組の内容
・地域づくり推進事業によって、コミュニティを運営する組織である地区まちづくり運営協議会の活動を支援し、地域の特性や住民の意向を活かした地域づくり活動に対し、支援を行います。

### ■社会福祉協議会の取組

取組の内容
・地域コミュニティづくりの中核的な組織である地区社会福祉協議会と協働し、地域における住民同士の助け合い活動を推進します。

### ■市民や地域の取組

- 地域づくりのイベントなどに積極的に参加し、交流を通して地域の連帯意識を高めましょう。



## 第6章 各地域の福祉活動計画

### 《伊万里地区地域福祉活動計画》

#### 1. 地域の現状と課題

伊万里地区は、令和3年4月現在、人口6,683人、世帯数2,972であり、65歳以上が1,898人と、高齢化率は、市平均の32.1%より低く28.4%であるが、高齢化が進んでいる。

また、少子化、核家族化も進んでおり、マンション、アパートなどが多くなり、地域の連帯感が希薄化し、住民同士の助け合いも少なくなっているのが現状である。

このような状況の中で、地域住民みんなが健康で安心して心豊かな生活を送ることができるよう、地域団体などが実施する交流事業などを活発化し、日ごろから住民同士の絆づくりを進めることが大切である。

#### 2. 計画の基本理念と目標

##### <基本理念>

町民憲章の理念を、本計画の理念とします。

わたしたちは、歴史と文化の薫る風光明媚な郷土を愛する伊万里町民です。このことに誇りをもって、心豊かな連帯感あふれる住みよい町づくりを目指します。

- ・伝統を重んじ、文化を育む町 いまり
- ・自然を愛し、環境を守る町 いまり
- ・人の和を大切にし、助け合う町 いまり

##### <基本目標>

次の3つの目標を掲げ、その実現に努めます。

- (1)伊万里を大切にし、挨拶の響く町づくり
- (2)環境にやさしい、美しい町づくり
- (3)お互いに助け合う、安心安全の町づくり

#### 3. 具体的な取り組み

##### [1] 伊万里を大切にし、挨拶の響く町づくり

- ① 啓蒙舎塾事業
  - ・伊万里の歴史を学びます
- ② あいさつ運動の実施
- ③ 伊万里の祭りを大切にする(地域の祭り・行事)

[2] 環境にやさしい 美しい町づくり

- ① 毎日の清掃活動
- ② ボランティアによる清掃活動
  - ・老人クラブによる清掃活動
  - ・子ども会によるボランティア清掃活動

[3] お互いに助け合う、安心安全の町づくり

- ① 子育て支援事業
  - ・子ども啓蒙舎塾
  - ・子ども将棋教室
  - ・子ども茶道教室
  - ・子ども見守り隊活動
  - ・登校時における交通安全指導
- ② 自主防災会連携事業
  - ・高齢者見守り活動(ふれあい給食、一声運動)
  - ・災害時の緊急対応
- ③ 地域住民交流の活発化
  - ・高齢者ふれあい交流会・高齢者サロン
  - ・コミュニティセンターまつり
  - ・町民運動会
  - ・町民球技大会
  - ・町民グラウンドゴルフ大会
  - ・町民スローピッチソフトボール大会
  - ・町民ゴルフ大会
  - ・町民卓球大会



(「高齢者ふれあい交流会・高齢者サロンでの」活動の様子)

## 《牧島地区地域福祉活動計画》

### 1. 地域の現状と課題

牧島地区は、令和3年4月現在、人口1,371人、世帯数588で、65歳以上の高齢者の割合（高齢者高齢化率）は、34.8%で、市の平均である32.1%を大きく上回っている。

一方、地区人口の減少と共に、年少人口（0～14歳）も平成2年に347人だったのが、令和3年には165人と半数以下に減少しており、少子高齢化が進んでいる。

地区内の公共施設等は、コミュニティセンターが1、小学校が1、保育園が1で、病院、診療所、児童公園等が無く、特に医療環境が充分ではない状況である。

牧島地区は、6行政区からなる小さな地区で、農業を営む世帯が多い地区ではあるが、海にも面し自然豊かな地区である。

春は牧島山の桜、初夏には木須川沿いのホテルの乱舞、さらには平成27年10月にカブトガニの繁殖地として、国の天然記念物に指定された多々良海岸周辺では生きた化石カブトガニの産卵を見ることができるという、この自然を生かした環境づくり、町づくりに地区をあげて取り組んでいる。

また、現在南波多町府招上まで開通している西九州自動車道、その他道路の整備に伴い、今後、交通量の変動等も見込まれることから、住民特に子どもや高齢者の安全のため、その時の状況に対応する交通安全対策を図る必要がある。

また、他町と同様、子どもの安心・安全の確保、災害時等の要援護者の支援などがスムーズに行なえるよう、地域における各団体の連携や地域全体の気運づくりが必要である。

### 2. 計画の基本理念と目標

#### <基本理念>

牧島の豊かな自然の中で、それを守り、育て、地域の環境がよりよいものになるように、また地域の助け合い、支え合いにより、住民が安心と感じ、声を掛け合うことによって安全を感じる活動を続けていかなければなりません。

私たちは、「自然を守り」「安心」「安全」の3つの視点から、基本理念を次のように定めます。

「自然の中で、助け合い・支え合う、安心できるまち 牧島」

#### <基本目標>

次の3つの目標を掲げ、その実現に努めます。

- (1)だれでも安心して安全に暮らせるまち
- (2)だれとでも世代を超えてふれあえるまち
- (3)だれもが自然を育てともに暮らせるまち

### 3. 具体的な取り組み

#### [1] だれでも安心して安全に暮らせるまち

- ① 災害時等の要援護者に対する地区防災活動
- ② 子ども見守り隊による子どもの安全確保
- ③ ひとり暮らし高齢者へのふれあい給食

#### [2] だれとでも世代を超えてふれあえるまち

- ① 異世代間交流事業(ミニ門松づくり、町民グラウンドゴルフ大会)
- ② 食生活改善推進協議会及び民生委員・児童委員協議会とひとり暮らし高齢者・老人クラブとの会食会
- ③ 保育園児と高齢者との交流(七夕、いもほり等)
- ④ 楽しいつどいの場(サロン)での交流

#### [3] だれもが自然を育てともに暮らせるまち

- ① サイクリングロードや通学路などの美化活動
- ② カブトガニを守り、ホタルを育てる活動



(「ふれあい交流会」での活動の様子)



## 《大坪地区地域福祉活動計画》

### 1. 地域の現状と課題

大坪地区は、令和3年4月1日現在で人口は7,524人、世帯数は3,172世帯である。市の人口が53,734人であるので人口は14.0%を占め、世帯数も市の23,545世帯の13.5%が居住している大規模地区である。65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は27.2%で市平均32.1%よりも低く、ひとり暮らし高齢者世帯割合は14.4%で市平均12.3%より少し高い。高齢化率が低いのは新興住宅区域に住む若い世代が多いためであり、ひとり暮らし高齢者世帯割合が高いのは高齢化に伴いひとり暮らしが増加したためと思われる。なお、市営住宅等へのひとり親世帯の転入など将来ひとり暮らし高齢者となる可能性が高い住民も増えつつある。

子ども会等諸団体による交流事業や自治公民館活動など年間を通して盛んに行われているけれども、事業をサポートする中核的な人材の減少やかつての婦人会のような支える団体の消滅などにより、参加者が広がらない上に交流事業の運営母体自身にも脆弱化の兆しが見受けられる。多忙又は地域の行事に参加するのは面倒くさいという理由で、なるべく地域との関わりを避けたいという住民が増えつつあり、地域事業サポートの中核的人材育成や支援団体の新規立ち上げは、なかなか困難である。

このようなこともあり、大坪地区においては住民同士が連携を深めながら地域づくりを積み重ねていくことが必要ではないだろうか。

### 2. 計画の基本理念と目標

#### <基本理念>

「ふれあい、助け合い、人と人が支え合う大坪地区」

#### <基本目標>

- (1)安全で安心な地域づくり
- (2)住んで良い地域づくり
- (3)地域住民の交流の推進

### 3. 具体的な取り組み

#### [1] 安全で安心な地域づくり

- ① 子どもの安全を守る事業
- ② 高齢者の安全を守る事業
  
- ③ ひとり暮らし高齢者を見守る事業
- ④ 地域の安全を守る事業

#### [2] 住んで良い地域づくり

- ① 子育て支援事業
- ② ふれあい給食事業
- ③ 地域ボランティア事業
- ④ 高齢者生きがい事業

#### [3] 地域住民の交流の推進

- ① 子どもの交流事業
- ② 地域交流事業
- ③ スポーツ交流事業
- ④ ふれあいサロン事業
- ⑤ いきいき百歳体操推進事業



(「ふれあいサロン事業・東円蔵寺ふれあいサロン」での活動の様子)

## 《立花地区地域福祉活動計画》

### 1. 地域の現状と課題

立花地区は、伊万里富士といわれる腰岳を背景に住環境に恵まれた地域です。

昭和48年伊万里市役所が移転・業務を開始したことを主な契機として、その後住宅地として開発が進み、市役所をはじめ、国・県の機関、小学校1、保育園1、大小公園8、病院、老人保健施設などが集まり、生活環境が充実しています。

現在、立花地区の人口(令和3年4月1日現在)は、7,782人、世帯は3,569戸で毎年増加している。さらに立花地区も他地区と同様に現在では高齢化が進み、地区全体では、平成28年の23.0%が令和3年では25.9%と高齢化が進んでいます。伊万里市の高齢化率の32.1%を大きく下回っておりますがさらに高齢化対策が重要となっております。

道路網は、伊万里バイパスや中央大通り、平尾・脇田線、川東・富士町線、また伊万里と有田を結ぶセラミック道路の計画が進行するなど、主要幹線や生活道路の整備に伴い、交通量も増加しています。

地区内のコミュニティ活動は、平成15年4月に立花公民館として、大坪公民館から分離開館し、各種団体なども活発に活動しています。

立花地区では、婦人会に変わるものとして、立花レディースクラブが女性講座の開催や種々のコミュニティセンター行事に参画し、立花地区には、ボランティアや地域活動、趣味、サークルの指導者など人材が豊富で、各々活動をされています。

立花地区の新しく開発された新興住宅地域は、地域の人々の心の拠り所・繋がりを強くする伝統的な行事や史跡などがない地域がほとんどで、また、旧来からの地域も、住宅やアパートなどの建設が進んでおり、地域住民としての連帯感や地域に対する愛着という点では、「村」という社会の中で、いにしえから育んできたものほど強いものとは言えません。

このようなことから、高齢者はもちろん地域住民が地域社会の中で助け合い、心豊かに安全で安心に暮らしていくことが出来るように、さらに、災害時などの要援護者の支援がスムーズに行うことが出来るように、各団体の連携や取組みの協同化などネットワークの充実を図る必要があります。また、私たちの町「立花」に「ふるさと」という愛着が持てるようなものを創造していくことも必要です。

## 2. 計画の基本理念と目標

### <基本理念>

私たちは、「仲良く！楽しく！元気良く！」をスローガンに、安全・安心なまち立花、人々が支えあう人情あふれるまち立花、住みよいまち立花、活力のあるまち立花の構築を目指し、基本理念を次のように定めます。

「仲良く！楽しく！元気良く！ 住みよい明るい活力あふれるまち立花」

### <基本目標>

次の3つの目標を掲げ、その実現に努めます。

- (1) みんなが安全・安心に暮らすことができるまち
- (2) みんなが支えあう人情あふれるまち(支え愛・学び愛・活かし愛)
- (3) みんなが生き活きと元気あふれるまち

## 3. 具体的な取り組み

### [1] みんなが安全・安心に暮らすことができるまち

- ① 子ども見守り隊(立花パトロール隊)活動事業
- ② 交通安全推進事業
- ③ 立花クリーン大作戦事業
- ④ 地域生活環境点検活動事業(防犯協会・災害時要援護者事業)

### [2] みんなが支えあう人情あふれるまち(支え愛・学び愛・活かし愛)

- ① 独居老人・障がいを持つ人への「愛の一声」訪問事業
- ② ふれあい給食推進事業
- ③ 敬老ふれあい交流事業
- ④ たっしゅかネットワーク事業

### [3] みんなが生き活きと元気あふれるまち

- ① 三世代交流(アジャタ・グラウンドゴルフ)事業
- ② 三世代交流伝統体験・昔遊び事業
- ③ 地域活性化・ふれあい交流事業



(「たっしゅかネットワーク事業・野菜づくり教室」の活動の様子)

## 《大川内地区地域福祉活動計画》

### 1. 地域の現状と課題

大川内町は、令和3年4月現在、人口2,079人、世帯数907世帯でここ数年は、微増微減を繰り返している。

人口を年齢別にみると、65歳以上高齢者の割合（高齢化率）は37.2%で、伊万里市平均の32.1%を上回っている。

一方、年少人口（12歳以下）は、10.2%で、市平均の11.7%を下回っており、少子高齢化は確実に進んでいる。このことは、今後の地域コミュニティの維持にも憂慮される状況にあると言える。

公共施設等は、小学校1、保育園1、病院1、伊万里有田焼伝統産業会館1のほか、居宅介護支援事業所1、デイサービス宅老所2などがある。

大川内町は、市の南端の青螺山を臨む農業と窯業の町である。江戸時代、鍋島藩の御用窯が置かれ、今は「秘窯の里」として知られている大川内山には、全国各地から観光客が訪れ、特に、春と秋の窯元市においては買物客で賑う。

また、農業は、平地を活用した第2種兼業の米作農家を中心である。

子どもを取り巻く環境としては、みまもり隊による登下校時の安全確保や犯罪被害防止のパトロールの実施のほか、小学校における読み聞かせグループ「お話小箱」による読み聞かせや「田んぼの学校」「サマースクール」などは15年以上継続しており、地域ぐるみで子どもを見守り、育てるといった気風が根付いている。

しかし、少子高齢化により核家族や高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの方が増え、地域におけるふれあいの場の提供や災害時の避難支援などが必要となってきた。

### 2. 計画の基本理念と目標

#### <基本理念>

大川内町は、健全な子どもの育成を支援するための環境づくりと、高齢者への支援が円滑にできるような環境づくりをめざし、基本理念を次のように定めます。

「すべての町民が明るく 心豊かに安心して暮らせるまち 大川内町」

<基本目標>

次の3つの目標を掲げ、その実現に努めます。

- (1)安心・安全の環境づくり
- (2)楽しい居場所の環境づくり
- (3)ふれあい・助け合い

### 3. 具体的な取り組み

#### [1] 安心・安全の環境づくり

- ① みまもり隊による登下校時の安全確保
- ② 挨拶や声かけの励行
- ③ 危険箇所の点検
- ④ 生活支援体制整備事業

#### [2] 楽しい居場所の環境づくり

子どもや高齢者が孤独にならないように、コミュニティセンターや地区公民館、広場等を活用して日中の楽しい居場所を提供し、その場に誰もが積極的に参加し交流を図る。

- ① 高齢者との楽しい料理教室
- ② 一人暮らしの高齢者との交流会
- ③ 高齢者ふれあいいきいきサロン
- ④ サマースクール
- ⑤ 子ども茶道教室
- ⑥ 正月のお火焚き(鬼火焚き)
- ⑦ 岳神社秋まつり奉納浮立
- ⑧ ふれあいウォーキング



(ふれあいいきいきサロンでの活動の様子)

#### [3] ふれあい・助け合い

- ① ふれあい給食
- ② ふれあいサロン
- ③ 福祉施設等への訪問支援活動
- ④ 一人暮らしや高齢者世帯への訪問支援
- ⑤ 愛の一声運動
- ⑥ 高齢者お困りごと支援事業
- ⑦ 地区防災会を中心とした要援護者の避難支援



## 《黒川地区地域福祉活動計画》

### 1. 地域の現状と課題

黒川地区は、令和3年4月現在、人口2,772人、世帯数1,380で、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は33.59%となっており、5年前の平成28年4月の29.88%と比べると高齢化が進んでいる状況である。

また、一人暮らしの高齢者の割合は2.63%で、市の平均3.95%下回っているものの、町人口の減少と共に、年少人口（0～14歳）は、平成28年の408人から令和3年には279人にまで減少しており、本町においても少子化の影響が顕著に表れている。

町内の公共施設等については、小中学校が各1校、幼稚園・認定こども園が各1園、病院1カ所、介護サービス事業所6カ所、障がい福祉サービス事業所が1カ所となっている。町のコミュニティセンターでは、健康教室やトリム体操など、健康福祉を増進する多くの団体が定期的に利用されている。

一方、黒川町は、市の北部に位置する農村地域であるが、玄海国定公園にも指定され山頂からの眺望が素晴らしい「大平山」、伊万里湾の波静かな入江に面した海水浴場「イマリンビーチ」、平成18年4月に開園した市内唯一のファミリーパーク「いまり夢みさき公園」など、山と海に囲まれた自然美あふれる町である。また、造船所を核とした七ツ島工業団地や国際コンテナターミナルを抱えており、農業と工業が共存する町になっている。

近年、七ツ島工業団地への進出企業の増加や国際ターミナルで取り扱うコンテナ数の増加、更には、平成26年2月に開通した西九州自動車（谷口IC）の影響により、大型車等の交通量が増え、交通事情の悪化が大きな問題になっている。

このため、朝夕の交通渋滞の解消と、子どもや高齢者など町民の安心・安全を図るためにも道路整備が急務となっており、現在工事が進められている臨港道路や国道204号バイパスの早期完成が望まれている。

また、町の自然環境を守るため、進出企業に対しては環境保全協定の締結に伴う協定書の内容確認や環境対策について説明を求めている。

### 2. 計画の基本理念と目標

#### <基本理念>

黒川町の町民憲章は、次の2章です。

- ・山と海に囲まれた自然豊かな黒川町を大切にします。
- ・人と人 つながりあえる 黒川町を目指します。

この「町民憲章」と「事業計画」および地域の課題でもある町民の「安心・安全」の3つの視点から、基本理念を次のように定めます。

「自然を大切に みんなが安心・安全で 心豊かに暮らせるまち」

<基本目標>

次の5つの目標を掲げ、その実現に努めます。

- (1) 高齢者との交流の推進
- (2) 三世代交流を図る軽スポーツ大会の推進
- (3) 各種団体の連携による環境美化および福祉活動
- (4) 防犯・防災ネットワークの推進
- (5) 地域包括ケアシステムの構築推進



(通学路や名所・公園などの環境美化活動)

### 3. 具体的な取り組み

#### [1] 高齢者との交流の推進

- ① 黒川あゆみ会と高齢者との交流の推進
- ② 民生委員との交流会
- ③ 園児・児童と高齢者とのふれあい教室(昔あそび等)

#### [2] 三世代軽スポーツ大会の推進

- ① 三世代交流を図るグラウンドゴルフ大会
- ② 健康づくりウォーキング大会

#### [3] 各種団体の連携による環境美化および福祉活動

- ① 通学路や名所・公園などの環境美化活動
- ② 地元進出企業との協調による環境保全

#### [4] 防犯・防災ネットワークの推進

- ① 黒川町パトロール隊、子ども見守り隊による子どもの安全確保
- ② 災害時等の避難行動要支援者に対する地区防災活動
- ③ 悪徳商法追放活動

#### [5] 地域包括ケアシステムの構築推進

- ① 一人暮らし高齢者へのふれあい給食と見守り活動
- ② 買い物・外出支援における黒川号(コミュニティバス)の利用
- ③ 交流サロン、いきいき百歳体操

## 《波多津地区地域福祉活動計画》

### 1. 地域の現状と課題

波多津町は、令和3年4月現在、人口2,039人、世帯数794であり、平成28年との比較で世帯数は8世帯の減少で、人口は314人の減少、13.4%の減少率となっており、現在も年2%程度の減少が続いている。

当町の面積は32.5km<sup>2</sup>と市内で一番広く、1km<sup>2</sup>当たりの人口密度62.7人と市全体の人口密度のおよそ3分の1で、働く職場も遠く昼間人口が大変少ない状況である。

また、高齢化率は、41.6%で、市の高齢化率32.1より9.5%上回っている。男性は37.0%、女性は46.1%の高齢化率でありと3人に1人以上が高齢者で、ひとり暮らしの高齢者の人数も令和3年4月1日現在で81人に及んでいる。一方、年少人口(0～14歳)の割合は9.3%で、市の少子化率13.7%より4.4%も少ない。このような状況から、波多津町においては、市内でも過疎化と少子高齢化の進行が加速度的に進んでいる。

さらに、公共交通機関の路線バスの廃止に伴い、高齢者や障がい者等を対象として、町で運営するコミュニティバスが運行されているが、待合所が整備されていないなど支援が十分とはいえない。

市の北端に位置する当町の産業は、農業と漁業が中心であるが、ほとんどの人が町外で就労しているため、町外へ転居する動きもある。

コミュニティ活動は、集落単位の活動は活発だが、町全体の活動は、女性の社会進出の進展などの理由で、女性の参画が難しい状況である。

このように、波多津町は、過疎化・少子化対策とともに、高齢者などだれもが安心して暮らせる環境づくりや交通環境の整備、女性が集う場づくりが課題となっている。

また、子どもの安心・安全の確保、災害時等の要援護者の支援などがスムーズに行えるよう、地域における各団体のネットワーク化(連携、調整)や防災訓練・研修の実施、ボランティアの養成が望まれる。

町内の公共施設	
名 称	数
小 学 校	1
中 学 校	(1)
保 育 園	1
グループホーム	1
老人福祉施設(憩の家)	※1
デイサービス施設	1
診 療 所	1
市 運 動 広 場	1
市 体 育 館	1

※憩いの家はR3で廃止予定

### 2. 計画の基本理念と目標

#### <基本理念>

波多津町は、海と大地に非常に恵まれたまちで、町民はその恵まれた自然のなかで長年にわたって共に支えあい、ふれあいを通して固有の風土をつくってきましたが、生活環境や価値観の変化によって、地域の人々の関係が希薄になりつつあります。

今、高齢化、少子化、過疎化が急速に進展しています。これからの時代は、本人や家族による『自助』と地方自治体による『公助』だけではなく、隣近所や地区単位、町単位による地域社会の助け合い『共助』が求められます。

この3つの『助け合い』がうまく連携して、波多津町の地域福祉がなお一層向上することを願い、基本理念を次のとおり定めます。

「豊かな自然と人に恵まれて 共に助け合い安全で心豊かに暮らすまち 波多津町」

<基本目標>

次の3つの基本目標を掲げ、その実現に努めます。

- (1) みんなが安心して暮らせるまちづくり
- (2) みんなで参加する地域福祉活動の充実
- (3) みんなで福祉について考える雰囲気づくり



(「ふれあい交流会」での活動の様子)

### 3. 具体的な取り組み

#### [1] みんなが安心して暮らせるまちづくり

- ① 各区で防災組織や民生委員、福祉活動員が協力しあい、災害時要援護者の避難を支援できるような体制をつくります。
- ② 地域づくりを進めるための行事を通して、幅広い年代や各分野の住民の参加交流を促し、地域住民同士の連携を深めます。
- ③ 各区の自治組織や各種団体と保育園、幼稚園、小・中学校との連携を進め、福祉活動の啓発と担い手育成を図り、活動や組織の強化に努めます。

#### [2] みんなで参加する地域福祉活動の充実

- ① 一人暮らし高齢者等へ安否訪問や見守り等を行うとともに、地域内の交流を深める中で、課題の早期発見・把握に努めます。  
・ふれあい給食、一人暮らし高齢者との配膳交流、おはぎ・ぼたもち交流、年賀はがき交流等
- ② あいさつや声かけにより、日常の近隣関係づくりを深め、支え合い、助けあいの環境づくりを進めます。
- ③ 福祉情報を提供する環境を整えます。  
・福祉講座の開設・男女協働参画支援・関係機関との連携

#### [3] みんなで福祉について考える雰囲気づくり

- ① コミュニティセンター報により、福祉サービスや活動の情報を提供します。
- ② 各種健診受診の勧奨など、町民の健康づくり活動を推進し、みんなで健康維持に取り組みます。
- ③ 既存の活動を維持、発展させるとともに、ボランティアの人材育成や組織づくりに取り組みます。

## 《南波多地区地域福祉活動計画》

### 1. 地域の現状と課題

南波多町の人口は、令和3(2021)年4月1日現在2,335人で、区長受持ち世帯数は626世帯、65歳以上の高齢者は914人で高齢化率は39.1%で市の平均の32.1%を7.0ポイント上回っており、市平均に比べて約10年早く高齢化が進展しています。また、64歳以下の人口は1,421人で、5年前より305人減少しています。

以前は三世代世帯が多かった当町ですが、出生数の減少に加えて、若年世代の町外転居もあって、高齢者世帯が増加している状況となっています。特に区長受持ち世帯数に占める一人暮らし高齢者の割合(7.5%)はかろうじて市内最低であるものの5年前より10世帯増加しています。

このような背景の中で、日用品雑貨店の廃業や一部のバス路線の廃線も加わり、令和3年に実施した「南波多町まちづくりに関する意識調査」では、高齢者のみならず全世代において、日用品の買い物や医療機関への通院など移動手段に対する不安感が高まっています。

町内の公共施設等については、義務教育学校1校、保育園1園、医院1院、歯科医院1院、整体治療院2院、共同生活介護施設1か所、通所介護施設1か所の各種施設があり、医療、福祉面においては概ね整っているものの、市内の他町にある児童公園はありません。

町内では、急速な人口減少の中で、女性の社会進出と定年後の継続雇用により町外での就労者が増加、加えて農業従事者の高齢化もあって、町民が福祉活動に関わるのが難しくなっています。

このような状況の中で、子どもの健全育成と日頃からの見守りの充実、災害時のみならず日頃からの要支援者への支援、町民各層の地域福祉活動への参加意識の醸成と様々な地域団体や町民のネットワークを構築することが課題です。

### 2. 計画の基本理念と目標

#### <基本理念>

地域の様々な福祉課題を解決していくためには、多くの町民の理解と協力が欠かせません。南波多町には、今も「助け合い」の精神が残っています。この「助け合い」を地域福祉活動の原点に据えた「共助」・「互助」により、地域団体が連携して活動を展開し、南波多町の地域福祉活動をさらに進展させていかなければなりません。

このことを踏まえ、基本理念を次のように定めます。

**「お互いの安心・安全を守り、楽しく笑顔あふれるまち 南波多町」**



<基本目標>

次の3つの目標を掲げ、その実現に努めます。

- (1)だれもが安心して暮らせるまち
- (2)だれもが世代を超えて楽しく触れ合えるまち
- (3)だれもが気軽にまちづくりに参加できるまち

### 3. 具体的な取り組み

#### [1] だれもが安心して暮らせるまち

- ① 町内各種団体による子どもの見守り活動
- ② 要援護者の災害時避難、防災支援
- ③ 高齢者単身世帯や高齢者世帯の生活支援
- ④ 交通弱者の移動支援の検討

#### [2] だれもが世代を超えて楽しく触れ合えるまち

- ① あいさつ運動の推進
- ② 異世代間交流事業の推進
- ③ ふれあいグラウンドゴルフ大会の開催
- ④ 保育園児・小中学生と高齢者との交流の促進
- ⑤ 高齢者ふれあいサロン活動の推進

#### [3] だれもが気軽にまちづくりに参加できるまち

- ① 公共施設の清掃・リサイクル活動の推進
- ② 行政区や町の行事への町民の積極的な参加の促進
- ③ 各種団体の地域福祉活動への支援
- ④ 情報機器の活用による情報の共有の推進



(「異世代間交流事業の推進・ふれあい給食」での活動の様子)



## 《大川地区地域福祉活動計画》

### 1. 地域の現状と課題

大川町は、令和3年4月現在、人口2,185人、世帯数855で、市街地より約12km離れた東部に位置し、純農村地帯である。

65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は、42.3%で、市の平均である32.1%を大きく上回っている。また、ひとり暮らしの高齢者世帯も増加している。

炭鉱の最盛期、昭和25年には、8,346人だった町の人口が、炭鉱閉山のため、昭和50年には3,387人に激減した。また、児童・生徒の数も毎年減少しており、少子高齢化が益々進んでいる現状である。

町内の公共施設等は、小学校1校、中学校は、平成5年3月に松浦中学校と統合開校した東陵中学校1校、平成22年には、町民待望の公民館(コミュニティセンター)が建設され、他にも保育園、老人憩の家、児童センター、隣保館、眉山ふるさと館、デイサービスセンター、医院、歯科医院、児童公園、消防分署などがある。

しかし、老人憩の家は老朽化のため、令和4年3月31日で閉鎖される。また、小学校は児童数の減少のため、松浦小学校と東陵中学校に統合が予定されている。

町内には進出企業が2社あり、地元の若者も多く雇用されている。

コミュニティ活動については、「コミュニティ運営協議会」を中心に取り組んでいるが、婦人会組織の解散により、コミュニティ女性委員会並びに農協女性部が率先して地域活動に参画している。

また、平成29年10月から「コミュニティ運営協議会」が実施主体となり、高齢者も元気で、安心して暮らせる取組みの一つとして、コミュニティバスを運行している。

子どもの安心・安全の確保、災害時等の要援護者の支援などが、スムーズに行えるように、地域における団体のネットワーク化(連携、調整)やボランティアの養成講座(学習)も今後も継続して実施していくことが必要である。

### 2. 計画の基本理念と目標

#### <基本理念>

「大川町民憲章」と「大川町コミュニティ運営協議会事業計画」及び町民の目標である「安全なまちづくり」の視点から基本理念を次のように定めます。

「共に助け合い 支えあう 安全・安心に暮らせる郷(まち)大川町」

<基本目標>

次の3つの基本目標を掲げ、その実現に努める。

- (1) 安全で安心して暮らせる町づくり
- (2) みんなが参加できる地域福祉活動の充実
- (3) 福祉意識の高揚と環境の整備

### 3. 具体的な取り組み

#### [1] 安全で安心して暮らせる町づくり

- ① 地域防災体制の整備
- ② 地域防犯体制の整備
- ③ 地域住民交流の推進
- ④ 交通手段の確保
- ⑤ コミュニティ活動の推進
- ⑥ 保健活動の推進



(「地域防災体制の整備・災害対策訓練  
(避難所設営等)」の様子)

#### [2] みんなが参加できる地域福祉活動の充実

- ① 活動情報の発信の充実
- ② 活動情報の集積拠点の確保
- ③ 地域住民の活動拠点の確保
- ④ 地域住民による意見交換の機会づくり
- ⑤ 地域住民の福祉ニーズ情報の集積拠点の確保

#### [3] 福祉意識の高揚と環境の整備

- ① 福祉に関する学習機会の充実
- ② 広報の充実
- ③ 意見交換の場づくり
- ④ 地域の福祉課題を地域で話す場づくり

## 《松浦地区地域福祉活動計画》

### 1. 地域の現状と課題

松浦町は、市の東部に位置する豊かな自然に恵まれた農村地域である。

令和3年4月現在、人口2,167人、世帯数899で、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は38.9%となっており、市の平均である32.1%を大きく上回っている。

一方、年少人口（0～14歳）も平成17年は363人、平成23年は299人、平成28年は264人、そして令和3年には237人と、町人口の減少率以上に減少しており、本町においては、少子高齢化が進んでいる。

また、町民のほとんどが町外就労か、町外就労と農業の兼業であり、昼間人口が少なく、そのため、『子どもの見守り隊パトロール』などの防犯活動においても、数少ない高齢の団体役員に頼らざるを得ない状況となっている。

さらに、後継者不足の問題については、未婚者の増加といった一般家庭内の問題だけではなく、各種団体の次の時代を担う若手の減少も不安材料となっている。

このような中、令和2年9月に実施した住民アンケートでは、現在困っていることや将来心配なことについての問いに、45%以上の方が「老後の生活」をあげており、また「健康問題」や「働く職場が少ない」、「福祉施設の少なさ」、「後継者不足」と回答した人が多く、本町の課題を浮き彫りにする結果となった。また、近年多発する自然災害の危機感から「風水害などの防災対策」や高齢化に伴う「交通対策」に対して不安を感じる人がこれまでより大幅に増加している。

このように、松浦町は、現在の豊かな自然を守りはぐくむとともに、子どもや高齢者が安心して暮らせる環境づくりや、町の将来を担う後継者の育成が急務となっている。

### 2. 計画の基本理念と目標

#### <基本理念>

地域のさまざまな福祉課題や生活課題を解決するためには、暮らしのなかで欠くことのできない町民同士のふれあいや絆など、町民が長年にわたって築き上げてきた「お互いを支えあい、助け合う」コミュニティ活動を、現代に即した形の中で、無理のない範囲で展開していく必要があります。

私たちは、松浦町まちづくり計画に基づき、「豊かな自然」「すこやかな暮らし」「未来」の3つの視点から、基本理念を次のように定めます。

「豊かな自然のもと 町民一人ひとりが 元気で健やかな暮らしの創造」

<基本目標>

まちづくり基本計画の中から3つの目標を掲げ、その実現に努めます。

- (1) ふるさとの自然を愛し はぐくんでいくまち
- (2) おとしよりも子どもも だれもが元気でいられるまち
- (3) まちの将来について みんながいっしょに考え行動できるまち

### 3. 具体的な取り組み

#### [1] ふるさとの自然を愛し はぐくんでいくまち

- ① 子どもクリーン作戦事業
- ② 地区クリーン作戦事業
- ③ 松浦川・親水公園清掃事業
- ④ 環境美化活動事業

#### [2] おとしよりも子どもも だれもが元気でいられるまち

- ① 支えあいネットワーク事業
- ② ふれあいサロン事業
- ③ ふれあい給食事業
- ④ デマンド(予約制)タクシー事業
- ⑤ いきいき生活支援事業
- ⑥ 児童とお年寄りのふれあい交流活動事業
- ⑦ ひとり暮らし高齢者との交流事業
- ⑧ 男の料理教室・親子料理教室事業
- ⑨ 子ども見守り隊パトロール事業



(「ふれあいサロン事業・東分サロン」の様子)

#### [3] まちの将来について みんながいっしょに考え行動できるまち

- ① スポーツを通じての交流事業
- ② スポーツレクリエーション施設の活用事業
- ③ 地域ふれあい活動事業
- ④ コミュニティセンターまつり事業

## 《二里地区地域福祉活動計画》

### 1. 地域の現状と課題

二里町は、令和3年4月現在、人口6,598人、世帯数2,996となっており、このうち65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は、27.0%で、平成28年の26.3%より高くなっているが、市の平均である32.1%より下回っている。また、ひとり暮らしの高齢者世帯も11.6%と市の平均の12.3%をやや下回っている。

一方、15歳未満の人口は平成23年の996人(15.4%)から、平成28年は947人(14.8%)、令和3年は957人(14.5%)と、本町においても少子高齢化が進んでいる。

町内の主な公共施設の状況は、幼稚園・保育園が5、小学校が1、高等学校が2あり、病院・診療所が5、指定居宅介護支援事業者が4、居宅介護サービス事業者が17、介護保険施設が2となっている。

このような中で多くの町民は、統合により平成24年2月に開院した伊万里有田共立病院(有田町二ノ瀬)までのデマンドタクシーの利用し易さや松浦鉄道駅舎のバリアフリー化、セラミックロードの早期開通に関心を寄せているところである。

二里町は、かつては水稻を中心とした純農村地帯であったが、市の中心部に隣接していることから都市化が進み、就業構造にも変化が見られており、現在では、大部分の世帯が、自営業かサラリーマン世帯である。

コミュニティ活動に関しては従来から活発な方であり、平成20年度から取り組み始めた「地域の元気推進事業」の計画に沿って事業の拡充を図り、各事業への町民の参加向上を進めているなかで、従来の地元町おこしボランティアへの依存傾向から、多くの町民参画を伴った町との共催事業が顕在化してきている。

子どもの安心・安全の確保については、下校時間帯に合せた「子ども見守り隊」の活動を挙げることができる。特に二里町内では見守り隊より先に立ち上げた「防犯パトロール員」による、車を使った機動性の高い犯罪抑止活動が顕著である。

課題としては、高齢者が安心して充実した暮らしができる地域環境づくりや、コミュニティ活動におけるスタッフ等人材の確保が喫緊のものとなっており、「子ども見守り隊」についても一人一人の自主性に頼った活動が中心となっているため、住民の危機意識を一層高めるとともに活動協力を得るための検討を行うことが考えられる。また、子どもの安全確保はもとより、ひとり暮らしの高齢者世帯や一人きり留守番世帯などに対して、予測のつかない犯罪等に対する防犯活動も重要である。このためにも、住民の健康維持・増進を含めて、仲間同士のふれあう機会を創出して引きこもり等を減らすことが肝要であって、そのためには今後更に増加していく高齢者特に団塊世代の技術や知恵を、いかに地域に引き出せるかにより、これからの福祉とまちづくりは大きく左右されると思われる。

また、災害発生時等の誘導・援助体制の充実や避難訓練等の実践を進めているが、高齢者や障がい者など災害弱者についても区や町全体で支援が行えるよう、地域における関連施設や各団体との連携、情報の共有化などが求められるなか、自助共助の考え方を根付かせることも肝要となっている。



## 2. 計画の基本理念と目標

<基本理念>

二里町民憲章

\*私たち二里町民は、先人たちの築いた足跡を道標として水と緑豊かな郷土の自然環境を守り、

- 一. 人間性豊かな人づくり
- 一. 連帯感あふれる町づくり
- 一. 未来を拓く夢づくり

に相努め、「明るく、活力ある豊かなふたさとの創造」を目指します。\*

この町民憲章をもとに「安心・安全」の充実を願い基本理念を次のように定めます。

「美しく豊かな自然環境を守り、安全で明るく、活力ある心豊かなまち二里町」

<基本目標>

次の4つの目標を掲げ、その実現に努めます。

- (1) 町民同士の交流
- (2) 高齢者と異世代間の交流
- (3) 安心・安全に暮らせるまちづくり
- (4) 環境美化活動



## 3. 具体的な取り組み

(「高齢者と異世代間の交流・ひとり暮らし高齢者ふれあい給食サービス配膳家庭訪問」での活動の様子)

### [1] 町民同士の交流

- ① 二里町民スポーツ大会等各種スポーツ大会の開催
- ② 有田川カワニバル、ふれあいまつりの開催
- ③ 伝統文化の伝承活動

### [2] 高齢者と異世代間の交流

- ① 二里町高齢者ふれあいサロン・各地区でのサロンの開催
- ② 高齢者と異年齢者とのふれあい交流活動

### [3] 安心・安全に暮らせるまちづくり

- ① 二里町防犯パトロール員による巡回パトロール活動
- ② 「子ども見守り隊」による定点見守り活動及びパトロール活動

### [4] 環境美化活動

- ① 二里町内を花いっぱいにする運動の推進
- ② 愛犬家のマナーアップ啓発活動
- ③ 有田川河川敷の清掃活動



## 《東山代地区地域福祉活動計画》

### 1. 地域の現状と課題

東山代町は、令和3年4月現在、人口5,656人、世帯数2,414世帯で、65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は、市の平均である32.1%に対し32.7%とほぼ同じであるが、その数は市の17,260人に対し1,851人であり、市全体の10.7%を占めている。

このような中で、少子高齢化や核家族化の進行により、平成23年に比べて世帯数は増加傾向にあるが、人口は189人(3.3%)減少している。また、高齢化率は、平成28年から3.9%も増加(市は3.6%増加)しており、地域の高齢化が顕著になってきている。

東山代町は、豊かな自然環境に恵まれた町であるが、日常生活においては不自由を感じる場合もあり、ひとり暮らしの高齢者や生活弱者等にとっては厳しさも持ち合わせた地域でもある。

近年は、住宅団地等の増加に伴い世帯数や人口が増加傾向にある地区がある反面、山間地域の集落においては世帯数や人口の減少傾向がみられ、自然環境や生活環境等の厳しさが要因の一つとなっているとも思われ、このことは「だれにもやさしい町」を考える時に心痛むことである。

以上のことから、各種団体等のネットワーク化や地域交通手段を自らの取り組みによって推進しながら、地域活動の充実強化を図るとともに、福祉課題や生活課題等の問題解決に向かって、地域住民の知恵と力を結集して取り組んでいく必要がある。

### 2. 計画の基本理念と目標

#### <基本理念>

地域の福祉課題やさまざまな生活課題を解決するために、町民が長年にわたり築いてきた「お互いに認め合い、一人ひとりが尊重され、地域で安心して暮らせる」コミュニティ活動をさらに推進する。

この目的達成のために私たちは、「安心・安全」で「楽しく」て「笑顔の飛び交う」の3つの視点から基本理念を次のように定めます。

「国見連山に広がる自然の中 誰もが いつでも いつまでも 安心して暮らせる町」

#### <基本目標>

次の5つの目標を掲げ、その実現に努めます。

- (1)親と子・高齢者とのふれあいのまち
- (2)高齢者にやさしいまち
- (3)報恩の心を育むまち
- (4)緊急防災ネットワークのまち

### 3. 具体的な取り組み

#### [1] 親と子・高齢者とのふれあいのまち

- ① しめ縄づくり
- ② 三世代交流グラウンドゴルフ大会
- ③ ふるさとふれあいまつり
- ④ 伝承芸能(浮立・明星太鼓・巫女舞)の継承

#### [2] 高齢者にやさしいまち

- ① 「ふれあい給食」によるふれあい活動
- ② ひとり暮らし高齢者宅への声かけ運動
- ③ 高齢者へのおやつ訪問事業
- ④ 福祉交流会の開催
- ⑤ 町民にやさしい公共交通システム「元気バス」の運行

#### [3] 報恩の心を育むまち

- ① 感謝の心の醸成活動
- ② あいさつの飛び交うまちづくり

#### [4] 緊急防災ネットワークのまち

- ① 区長会、防災会、民生児童委員協議会、消防団を核とする弱者救済体制の整備
- ② 子どもたちの安全を守る「安全安心パトロール隊」活動
- ③ 「わがまち・わが家の防災マップ」を活用した避難体制の構築



(「ふれあい給食」での活動の様子)

## 《山代地区地域福祉活動計画》

### 1. 地域の現状と課題

山代町は、令和3年4月現在の人口4,512人(平成28年5,091人)、世帯数2,148で、65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は、43.0%と、市の平均である32.1%を大きく上回っている。

また、ひとり暮らしの高齢者世帯も12.4%と市の平均の9.0%を大きく上回っている。一方、町人口の減少と共に、年少人口(0~14歳)も平成28年には580人だったのが、令和3年には422人と減っている。本町においては人口の減少や少子高齢化が著しく、今後、地域コミュニティの維持も憂慮される状況にある。

町内の公共施設等は、小学校が2、中学校が1、保育園4、病院2、歯科3、伊万里湾大橋球技場等の運動広場や楠久津公園等の都市公園がある。また、福祉施設として、介護老人保険施設、居宅サービス事務所、地域共生ステーション(宅老所)、デイサービスセンター等がある。

山代町は、市の西部に位置する準農村地域であるが、久原工業団地には、配電盤・変圧器の電機関連会社や港湾関連会社等、伊万里団地には、食品関連会社や木材関連会社、シリコンウェハー関連会社等が操業している。

コミュニティ活動は、自治公民館長会や長寿会、スポーツ協会等の各種団体が、年間を通して活動しているが、人口減少により参加できない地区も出てきている。

人口減少・少子高齢化の中で、高齢者世帯の増加により、地域コミュニティの維持や高齢者の居場所づくり、通院や買い物等の足の確保が課題となっている。

高齢者や子どもに対する地域ぐるみの見守り活動や交流促進、「向こう3軒両隣」の精神による地域の支えあいにより、安全・安心に暮らすことが出来る環境づくりが必要である。

さらにまた、災害時等の要援護者の見守りや支援などを、スムーズに行うことが出来るよう、地域における防災会や各団体のネットワーク(連携、調整)の構築、ボランティアやリーダーの養成が課題となっている。

### 2. 計画の基本理念と目標

#### <基本理念>

地域の福祉課題やさまざまな生活課題を解決するためには、町民が長年にわたり築いてきた「お互いを支え合い、助け合う」コミュニティ活動をさらによりよいものにならなければなりません。

私たちは、「安心・安全」「楽しく」「笑顔」の3つの視点から基本理念を次のように定めます。

「お互いの安心・安全を見守り、楽しく笑顔があふれるまち山代町」

<基本目標>

次の3つの目標を掲げ、その実現に努めます。

- (1)だれでも安心して暮らせるまち
- (2)だれでもが楽しく笑顔あふれるまち
- (3)だれでもがまちづくりに参加できるまち

### 3. 具体的な取り組み

#### [1] だれでもが安心して暮らせるまち

- ① ひとり暮らし高齢者給食サービス事業
- ② 地域防災会連携事業
- ③ 地域安全パトロール事業
- ④ 生活支援体制整備事業
- ⑤ 高齢者等移動支援事業
- ⑥ 高齢者お困りごと支援事業
- ⑦ 愛の一声運動

#### [2] だれでもが楽しく笑顔あふれるまち

- ① 各種スポーツ行事等支援事業
- ② 三世代交流事業
- ③ あいさつ運動
- ④ ふれあい・いきいきサロン事業

#### [3] だれでもがまちづくりに参加できるまち

- ① まちを美しくする運動事業
- ② チャレンジひろば参加支援事業
- ③ ふれあい・いきいきサロン事業



(「ふれあい・いきいきサロン事業・やましろサロン」での活動の様子)

---

---

## 用語説明

### 【あ行】

#### ●愛の一声運動

65歳以上の特に見守りや安否確認が必要な方を対象に、近所の訪問連絡員が月4回を上限として訪問を行い、見守りや安否確認・話し相手、必要に応じてゴミ出し等の軽微な家事支援を行います。

#### ●アウトリーチ

積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけることであり、さまざまな形で必要な人に必要な情報や支援を届けることです。対象者の把握だけに留まらず、生活困窮者など自らSOSを発することが難しい方の発見にも繋がります。

#### ●いきいき脳健康教室

公文の学習療法を取り入れ、簡単な計算や読み書きなどを楽しく学習する脳のトレーニング教室です。

#### ●いきいき百歳体操教室

高知市で開発された高齢者向けの介護予防運動プログラムです。手足におもりをつけた状態で、ゆっくりと動かしていく誰でも簡単にできる体操です。週1回実施することが望ましいとされており、地域包括支援センターでは出前講座も行われています。

#### ●AED(自動体外式除細動器)

自動体外式除細動器(Automated External Defibrillator)の略で、電源を入れると音声で操作が指示され、救助者がそれに従って除細動(=傷病者の心臓に電気ショックを与えること)を行う装置です。

AEDは自動的に心電図を解析し、電気ショックを与える必要があるかどうか判断するので、医学的な知識が少ない一般市民でも音声ガイドに沿った操作で救命処置ができます。

#### ●SNS(エス\_エヌ\_エス)

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。多くのSNSでは、自分のホームページを持つことができ、そこに個人のプロフィールや写真を掲載します。ホームページには、公開する範囲を制限できる日記機能が用意されていたり、アプリケーションをインストールすることにより、機能を拡張することもできます。

---

**●NPO(民間非営利組織)**

民間非営利組織 (Non Profit Organization) の略で、福祉や子育て、教育などの様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。活動分野における専門性や地域の枠にとらわれることなく、自由に考え行動し、柔軟性を持つことが特徴です。法人格を取得している組織もあります。

**【か行】****●基幹相談支援センター**

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要なサービスの情報や手続の支援、訪問による相談支援などの必要な援助を行う窓口です。

**●計画相談支援事業所**

障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成し、適宜サービス等の利用状況について検証する事業所です。

**●高齢者ふれあいいいききサロン**

自治公民館などを利用して、地域住民やご近所との交流を通じて、高齢者の生きがいつくりや情報交換・安否確認を行う場です。地域住民の方が支援者として活動する場にもなっています。

**●子育て支援センターぽっぽ**

伊万里市民センター内において、乳幼児やその親が自由に参加できる各種行事や、一時・休日保育、及び保育士による子育ての悩み相談などを実施し、子育て中の親子の支援をする機関です。

**●子育て世代包括支援センター**

保健師が妊娠・出産・育児に関する相談を聞き、母子保健サービスの案内や子育て情報の提供など、安心して子育てに取り組めるよう、妊娠中から小学校入学前までの子育てを応援する窓口です。

**●子ども見守り隊**

地域の防犯協会を中心に市内 13 地区で結成されており、登下校時の見守りや立哨指導、公用車でのパトロールを実施し、子どもの安心安全を見守っています。不審者情報の共有も行っています。

**【さ行】****●在宅介護支援センター**

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、関係機関や事業所との連絡調整を行う窓口です。

---



### ●市民活動支援センター

気軽にボランティア活動をはじめとする各種市民活動に参加するきっかけづくりや、市民活動のネットワーク拡大など、市民活動のサポート拠点となることを目指した施設です。

### ●市民ネットワーク「いまり」

平成20年11月に設立され、伊万里市民活動支援センターを拠点に、市内の市民活動団体のネットワーク化により、人・情報等の交流を通じ、地域の活性化を図ることを目的としています。

### ●社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

地域に暮らすみなさんや民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

### ●住居確保給付金

休業や離職等により経済的に困窮し、住居喪失または住居喪失のおそれがある人に対し、求職活動等を行うことなどを要件に、一定期間、家賃相当額を支給し、住居の安定及び就職機会の確保を目的とする制度です。

## 【た行】

### ●地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、高齢者およびその家族からの相談の受付や高齢者の見守り、心身の状態に合わせた支援など、高齢者についての総合的な相談やサービスを行う施設のことで。

### ●地区社会福祉協議会

住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中で助け合いの心を育てていくための組織です。構成メンバーは、区長、民生委員・児童委員、福祉活動員等で、地域住民の生活上のいろいろな問題や課題について話し合い、問題解決のための活動や福祉の機運を高める活動を行います。現在、市内13地区（コミュニティセンター）に設置され、それぞれの地域の実情に合わせた福祉活動を展開しています。

### ●閉じこもり予防教室

介護予防事業において、閉じこもり、認知症、うつ予防をするとともに要介護状態となることを予防する教室です。伊万里市では、気功・たっしゅか体操・リズム運動などを実施しています。

### 【な行】

#### ●認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と集い、相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場のことです。

### 【は行】

#### ●パーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)制度

身体障がい者用駐車場について、県内共通の利用証を発行して利用できる人を明らかにし、本当に必要な人に駐車スペースを確保する制度です。

佐賀県が全国に先駆けて推進しています。

この制度では、「歩行が困難な人」として、身体に障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦の人も利用できます。

#### ●バリアフリー

生活の中で不便に感じることで、様々な活動をしようとするときに障壁（バリア）になっているものをなくすことです。

もともとは、道路や建築物の入口の段差など物理的な障壁の除去という意味で使われていましたが、現在では、障がいのある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野での障壁の除去という意味で使われています。

#### ●避難行動要支援者名簿

災害時に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）が災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、災害対策基本法に基づき作成した名簿です。

#### ●避難行動要支援者

災害時要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な人であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な人のことです。

#### ●ファミリーサポート事業

子育てのお手伝いをしてくださる人と子育ての手助けをしてほしい人の相互援助活動をサポートする会員組織による事業です。

### ●福祉サービス利用援助事業(あんしんサポート)

認知症高齢者、知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な人が、自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行う事業です。

### ●福祉避難所

災害時に避難しなければならない人の中で、高齢者や障がい者、乳幼児などの特別な配慮を要する者(要配慮者)に対する避難所のことです。

### 【ま行】

#### ●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う非常勤特別職の地方公務員です。守秘義務などの各種規定があります。

また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、地域の子育て相談にも応じています。

### 【や行】

#### ●ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを日常的に行っている18歳未満の子どものことをいいます。

#### ●ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方をさらに発展させ、障がいのある人や高齢者に限らず、誰もが使いやすいように製品や生活環境をあらかじめデザインするという考え方です。

### 【ら行】

#### ●隣保館

社会福祉法に基づき設置された、地域における福祉の向上と人権啓発のためのコミュニティセンターです。「福祉と人権のまちづくり」の実現をめざした活動を行っています。

# 資料編

伊万里市地域福祉計画策定委員会設置要綱

伊万里市地域福祉計画策定委員会名簿

計画策定の経過

成年後見制度利用促進基本計画の概要(厚生労働省)

再犯防止推進計画の概要(法務省)

佐賀県賃貸住宅基本供給促進計画

## 伊万里市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 誰もが住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら自らの能力を最大限に発揮し、自分らしく安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく伊万里市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、伊万里市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し必要な調査及び審議を行い、計画原案を市長に提案する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は別表に掲げる団体等から選出された者をもって充て、委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員長の指名により決定する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を臨時に委員に指名することができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

### (ワーキンググループ)

第6条 計画の策定に関する調査、研究及び検討を行うため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、公募に応じた市民で構成する。
- 3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、ワーキンググループ員の互選により決定する。
- 4 リーダーは、専門的な調査等を行うため、ワーキンググループに部会を置くことができる。

### (リーダー及びサブリーダー)

第7条 リーダーは、ワーキンググループの会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 リーダーは、会議の結果を委員長に報告しなければならない。
- 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第8条 委員及びワーキンググループ員の任期は、委員会が第2条の規定に基づく提案を行った日までとする。

(庶務)

第9条 委員会及びワーキンググループの庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

附 則(平成28年9月1日告示第87号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年5月10日告示第87号)

この要綱は、告示の日から施行する。



## 伊万里市地域福祉計画策定委員会名簿(設置要綱別表)

委員長:田代 勝良 副委員長:中野 大成

区 分	所属団体	役 職	氏 名
学識経験者	佐賀県社会福祉士会	相談役	田代 勝良
学識経験者	伊万里市社会教育委員	副委員長	池田 豊子
行政関係者	伊万里保健福祉事務所	所長	小路 恭史
福祉全般	伊万里市民生委員・児童委員協議会	副会長	田中 健一
福祉全般	伊万里市社会福祉協議会	事務局長	中野 大成
福祉全般	伊万里市ボランティア連絡協議会	副会長	大谷 信雄
高齢者	伊万里市老人クラブ連合会 (令和3年6月28日～令和4年2月23日)	会長	中島 馨
	伊万里市老人クラブ連合会 (令和4年2月24日～令和4年3月31日)	副会長	平田 騏一郎
高齢者	長生園ケアマネジメントサービス	主任介護 支援専門 員	西岡 淳一
障害者(身体)	伊万里市身体障害者福祉協会	監事	中島 讓
障害者(知的)	伊万里市手をつなぐ育成会	理事	新庄 百合子
障害者(精神)	伊万里市精神保健福祉会	会長	山口 義人
障害者	佐賀県自立支援協議会	相談支援 アドバイザー	浅井 孝秀
子育て	伊万里市保育会	会長	池田 まみ
子育て	伊万里市子ども会連合会	会長	力武 英一郎
市民一般	伊万里市区長会連合会	副会長	岡田 政昭
市民一般	いまり女性ネットワーク	委員	中島 瑞恵

(順不同・敬称略)

## 計画策定の経過

日付	内容
6月28日	第1回地域福祉計画策定委員会
7月～9月	市民アンケート調査実施
11月1日	第1回地域福祉計画プロジェクト会議
11月29日	第2回地域福祉計画策定委員会
12月20日～1月14日	パブリックコメント募集
2月3日	第2回地域福祉計画プロジェクト会議
2月24日	第3回地域福祉計画策定委員会



第1回伊万里市地域福祉計画策定委員会の様子

## 成年後見制度利用促進基本計画の概要(厚生労働省)

### 基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭（平成29年度～33年度）。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。

※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

### 基本的な考え方及び目標等

- (1) 今後の施策の基本的な考え方
  - ① ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
  - ② 自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
  - ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

### (2)今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。

### (3)施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

（出典：厚生労働省ホームページ）

## 再犯防止推進計画の概要(法務省)

## 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

## 再犯防止推進計画策定の経緯

## 〔再犯の現状〕

検学者に占める再犯者の割合  
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

## 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

## 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

## 7つの重点課題と主な施策

## ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

## ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

## ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



## ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

## ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



## ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

## ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

（出典：法務省ホームページ）

## 佐賀県賃貸住宅供給促進計画

令和3年3月19日

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）」第5条第1項に基づき、佐賀県賃貸住宅供給促進計画を以下のとおり定める。

### 1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

#### (1)住宅確保要配慮者の範囲

本計画で対象とする住宅確保要配慮者は、法第2条第1項第1号から第5号までに定める者※1及び同法施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。）第3条第1号から第10号までに定める者※2のほか、同条第11号の規定に基づき、以下のいずれかに該当する者とする。

- ・海外からの引揚者
- ・新婚世帯
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設退所者
- ・LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）
- ・UIJターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者

※1 法第2条第1項第1号から第5号までに定める者

- ・低額所得者
- ・被災者（発災後3年以内）
- ・高齢者
- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
- ・子ども（高校生相当以下）を養育している者

※2 規則第3条第1号から第10号までに定める者

- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所出所者
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
- ・北朝鮮拉致被害者
- ・犯罪被害者
- ・生活困窮者
- ・更生保護対象者
- ・東日本大震災による被災者



## (2)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

### ① 公的賃貸住宅

住生活基本法第17条第1項の規定に基づく佐賀県住生活基本計画（以下「住生活基本計画」という。）に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、その他公的賃貸住宅の供給主体とも連携し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

### ② 民間賃貸住宅

地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者に対する良質な民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

## 2 目標を達成するために必要な事項

### (1)住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

住生活基本計画及び佐賀県公営住宅長寿命化計画を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、高齢者や子育て世帯の入居を円滑に行うなど公的賃貸住宅の管理等を行う主体間の連携の下で推進する。

### (2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

#### ① 登録住宅・登録事業者に関する事項

平成18年4月以降に着工された物件については、施行規則第11条に規定されている「25㎡」とする。平成18年3月以前に着工された物件については、従前の最低居住面積水準を考慮して、同条に規定されている「25㎡」を「18㎡」に緩和する。

#### ② 居住支援に関する事項

- ・ 登録住宅に入居する住宅確保要配慮者への家賃債務保証、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援等の業務を行う備えがあり、支援業務を公正かつ的確に行うことができる法人を居住支援法人として指定する。
- ・ 佐賀県居住支援協議会を設立し、不動産業界団体、居住支援団体、行政の住宅部局及び福祉部局等において、取組についての情報共有、意見交換を行う。
- ・ 地域住民にとって最も身近な相談窓口である市町に対し、県居住支援協議会への加入を促すとともに、必要に応じて市町居住支援協議会を設立されるよう働きかける。

### (3)住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

民間賃貸住宅において、住宅確保要配慮者が年齢や障害、国籍等の理由によって入居が敬遠されることがないように、「大家さん向け住宅確保要配慮者受け入れハンドブック」の活用や、居住支援協議会で呼びかけを行うことで賃貸人等に対し啓発を図る。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、住生活基本計画の計画期間（平成28年度から令和7年度）と整合を図り、令和2年度から令和7年度までの6年間とし、住生活基本計画の見直しに応じて必要な見直しを行う。





第4次伊万里市地域福祉計画  
第4次伊万里市社会福祉協議会地域福祉活動計画

令和4年3月

編集・発行 伊万里市役所 健康福祉部 福祉課

〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1

TEL 0955-23-2120

FAX 0955-22-7650

E-mail fukushi@city.imari.lg.jp

社会福祉法人 伊万里市社会福祉協議会

〒848-0045 佐賀県伊万里市松島町 391 番地 1

(伊万里市民センター 1F)

TEL 0955-22-3931

FAX 0955-22-3932

E-mail borabora@m2.hachigamenet.ne.jp